ISSN 2436-7907

龍谷大学
社会学部紀要

第 60 号

清水　隆則 教授
青木惠理子 教授　退職記念号

（50 音順）

清水隆則先生・青木惠理子先生の退職記念号によせて …… 井　上　辰　樹
清水隆則 教授略歴 …… （ 1 ）
青木惠理子 教授略歴 …… （ 2 ）

論　文

社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）の安全対策
——利用者からのハラスメント・暴力への対応—— …… 清　水　隆　則（ 3 ）

コロナ禍における生活困窮問題対策と政策課題 …… 砂　脇　　恵（19）

皆年金の意義と高齢者・障害のある人の年金受給権保障（2）
——2012 年年金改正法の違憲性—— …… 田　中　明　彦（38）

江戸時代における文化としての性を探る
——『色道大鏡』第巻五「色道小鏡」を民族誌として—— …… 杜　　峥（58）

調査報告

広島・県北仏婦ビハーラ活動の会　調査中間報告 …… 猪　瀬　優　理（74）

研究資料

年金額の改定と年金の実質的価値維持保障
——和歌山地方裁判所における年金引下げ違憲訴訟（平成 28 年（行ウ）
第 10 号年金差額請求等事件）に係る証言記録—— …… 田　中　明　彦（87）

2 0 2 2

龍谷大学社会学部学会

清水隆則先生・青木恵理子先生の退職記念号によせて

龍谷大学社会学部学会会長　井　上　辰　樹

2021 年度末をもって 2 名の教授が本学を定年退職されることとなりました。コロナ禍の中で最終年を迎えられ，オンライン等の対応にご負担をおかけしたものと察しております。

感謝と惜別の想いを込めつつ，以下，本学へのご着任順に退職の先生方を簡単にご紹介します。

現代福祉学科教授の清水隆則先生は，1999 年（平成 11 年）に社会学部助教授としてご着任以降，教育，研究活動のみならず学部運営に多大な功績を残されています。2015 年度から 2016 年度にわたり大学院研究科長の職責も果たされました。清水先生は，ご専門であるソーシャルワーク領域の研究を深められ，その対象は国内に限らず，英国のコミュニティーワーカーなど国際的にも広く研究活動を成されています。また，業績も数多く，学会においても責任ある立場を担われました。

社会学科教授の青木恵理子先生は，2000 年（平成 12 年）に社会学部助教授としてご着任以降，教育，研究活動のみならず学部運営に大きな功績を残されています。2010～11 年度，2015～16 年度では大学院研究科執行部としての職責も果たされました。青木先生は，ご専門である文化人類学領域を深められ，多くの業績を残し，学会の各種委員会等でも責任ある立場を担われました。対象はインドネシア・フローレス島の村々のくらしを始め，在日コリアン，在日日系ブラジル人の子供たち，在日インドネシア人介護福祉士・看護師など多岐にわたり，2014 年からは生のアートの領域でも精力的に研究活動を推進されています。

瀬田キャンパス開設時に創設された社会学部は 2019 年に開学 30 周年を迎えましたが，両先生が在籍された 20 数年の間に，コミュニティマネジメント学科の設置，社会福祉学科が臨床福祉学科，地域福祉学科の 2 学科展開を経て現代福祉学科へと統合されるなど大きな変遷を遂げ，2021 年度には深草キャンパスへの移転（2025 年度）が意思決定されました。この間の重要な決断と改革には，両先生のお力添えがあったことを認識しております。

先生方の略歴に触れる中で感じたことは，各先生が様々な境界を超えた視座の高い教育，研究，社会貢献を行われていたことです。これは社会学部の掲げている現場主義に多角的な視点を与え，より良い社会の追究に強く資するものとして，学生のみならず教員にも知的な刺激を与えて下さいました。先生方の退職は学部にとって極めて大きな喪失となりました。個人的にも 2 号館，6 号館，おうみ会の会場などで先生方とお話しさせていただいたことなどが思い出され寂しさが募ります。先生方の不在の意味は，時を経てあらためて感じることになると存じますが，その功績は明確に今後の社会学部発展の貴重な財産として活かされて参ります。

清水先生，青木先生並びに他のご退職，ご退任の先生方のご健康とご多幸を願いつつ，これまでのご貢献に対し心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

清水隆則　教授　略歴

清水隆則（しみずたかのり）

学　　歴

大阪大学人間科学部人間科学科卒業
大阪市役所福祉事務所ケースワーカー，保健所職員等を経て，吉備国際大学社会福祉学部社会福祉学科助教授
龍谷大学社会学部地域福祉学科助教授
同　　社会学部現代福祉学科教授
同　　社会学研究科長

その間，英国サザンプトン大学ソーシャルワーク学科客員研究員
英国ロンドン大学バーベック児童家庭社会問題研究所客員研究員
京都女子大学生活福祉学科非常勤講師

独立行政法人「大学改革支援・学位授与機構」専門委員
社会福祉士国家試験委員
日本社会福祉学会機関紙査読委員
日本仏教社会福祉学会機関紙編集委員
草津市介護保険運営委員会委員長
守山市介護保険運営委員会委員長

著　　作

「ソーシャルワーカー論研究－人間学的考察－」（単著）
「社会福祉実践とアドボカシー」（共編著）
「ソーシャルワーカーにおけるバーンアウト」（共編著）
「コミュニティ・ソーシャルワーク」（共監訳）
「援助を求めないクライエントへの対応」（監訳）
「英国の児童家庭福祉政策」（監訳）
「コミュニティ・プロファイリング」（監訳）

等

青木恵理子　教授　略歴

青　木　恵理子（あおき　えりこ）

1953 年東京都葛飾区に生まれ，24 歳まで暮らす。場所は漫画『こち亀』の亀有にも，映画『フーテンの寅さん』の柴又にも徒歩圏内。浅草フランス座に出演していたコメディアンがご近所さん。同劇場の台本を書いていた井上ひさしも近くに住んでいたらしい。

1972 年都立小松川高校から東京大学理科 II 類に進学，1974 年同大学教養学部教養学科文化人類学分科進学。その後，同大学院社会学研究科文化人類学に進学し 1988 年博士課程修了。1993 年オーストラリア国立大学太平洋アジア研究所ドクターコースに，4 歳と 6 歳の子どもとともに留学，1996 年 Ph.D. 取得。

1995 年鈴鹿国際大学国際学部専任講師，1997 年助教授，1999 年教授。2000 年龍谷大学社会学部社会学科助教授，2002 年教授，現在に至る。

1979 年インドネシア共和国フローレス島エンデ県の山岳地帯の村々で文化人類学のフィールドワークを始める。1984 年まで計 3 年余を村々で過ごす。マラリアという病気になり現地の方たちに大変お世話になる。その後出産育児でフローレス島にいけない時期を経て 1990 年代末からほぼ毎年 1 カ月弱フローレスの村々で過ごすようになる。コロナ・パンデミックが終り，再訪できることを心待ちにしている。1990 年代から在日コリアンの子どもたち，在日日系南米人の子どもたち，2007 年から旧産炭地社会の研究，2009 年から在日インドネシア人介護福祉士・看護師，2015 年から障害者施設でのアート作品作成をはじめとしたアートについての人類学研究を行っている。記号，詩的言語，ジェンダー・セクシュアリティ，身体，ケア，もの，宗教，アート等を研究テーマとしている。三池炭鉱閉山 50 年展を関西在住の市民の人たちと開催するなどの研究関連の社会活動もおこなってきた。

主な研究業績

1996　Piercing the Sky, Cutting the Earth : the Poetics of Knowledge and the Paradox of Power among the Wologai of Central Flores. Ph.D. thesis submitted to the Australian National University.

2005　『生を織りなすポエティクス』世界思想社（単著）

2018　『女たちの翼：アジア初期近代における女のリテラシーと境界侵犯的活動』ナカニシヤ出版（青木恵理子編著）

2021　*Arts in the Margins of World Encounters.* Wilmington : Vernon Press.（edited by Willemijn de Jong, Eriko Aoki and John Clammer.）（peer reviewed）

2022　『アートの根っこ：想像・妄想・創造・捏造を社会に放つ』晃洋書房（青木恵理子編著）

〈論　文〉

社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）の安全対策

――利用者からのハラスメント・暴力への対応――

清　水　隆　則

要旨：近年，日本では利用者によるいわゆるカスタマーハラスメントへの関心が高まりつつあるが，その法制度や対応マニュアルは，それほど進んでいない。特に，多様かつ深刻なニーズを持つ利用者を対象とする福祉・介護や医療保健の専門職は，ハラスメントを超えた暴力も受けやすいといわれている。そこで，先行している英国のソーシャルワーカー用の対応指針と日本の看護職員用の対応指針の比較を通じて，ソーシャルワーカーの職務上の安全対策を制度とケースワークの両側面から考察する。

は　じ　め　に

飲食接客関係，鉄道運輸関係や教育関係，医療保健福祉関係といった接客・対人サービズ業の従事者に対する顧客や利用者からの暴力について，最近関心が高まりつつある。飲食関係での従業員に対する暴言や暴行，鉄道運輸での駅員に対する苦情等，医療福祉関係では，患者による医師や看護師等に対する暴言，福祉現場のヘルパーへのハラスメントやワーカーへの暴力もエスカレートして殺人事件となる場合さえある。しかし，これらは，散発的に報道されるが，一連の報道テーマとしてはあまり取り上げられないし，体系的な調査や研究もあまりない[(1)]。身体的暴力には至らないものの過剰なクレームを受ける事例は，飲食業や対面販売業に多いが，これはいわゆる「クレーマー」として，また教育現場では，「モンスターペアレント」としてネーミングされている。しかし，これらの利用者からの「クレーム」対応は，一部の民間の専門家や個別の組織や業界団体が自主的に対応している段階であり，社会全体，また国の法規制を伴う取り組みまでには至っていないようである。

単なるクレームにとどまらず，ハラスメントや身体的暴力行為も多いとされる医療保健関係では，看護師の職業団体である日本看護協会が，既に職場での暴力対応マニュアルを作成しているところである。また，介護職関係では，ごく最近の2019年に厚生労働省から「介護現場におけるハラスメント対応マニュアル」が公表されている[(2)]。しかし，社会福祉専門職，いわゆるソーシャルワーカー関係では，看護協会のような体系立った暴力対応マニュアルはなく，一部の組織や事例研究会等において，個別，散発的な対策が取られているようである。

このような個別的で非体系的な対応が取られやすい背景には，様々な要因があろうが，福祉・介護関係の組織の特徴との関連が指摘できる。つまり，これは教育関係や医療保健関係と同様であるが，独立した顧客というよりも利用者をクライエント（教育関係は生徒，医療保険関係は患者）として，組織内に抱え込む（包含する）構造となっている。しかもその対応は，利用者とは必ずしも対等とはいえない専門的対応（パターナリズム）になりやすい点に組織運営上の特徴がある。このことは，次の二つのことを意味する。

ひとつは，このクライエント対応における専門的自由度の高さによって，クライエントが示す暴言や暴行も「仕事の内」や「腕の見せ所」といった特に問題視しない心理的傾向が，ワーカーの側に出やすい。もうひとつは，この組織包含性とワーカーの「専門性」によって，組織・ワーカーとクライエントの関係は，上下関係ととらえやすくなる構造の結果，クライエントから組織・ワー

カーへの暴力よりは，組織やワーカーからクライエントへの暴力，いわゆる「施設内虐待」の方がより深刻な問題として社会の注目を浴びがちとなるだろう。

しかしながら，職場における顧客や利用者からの暴力に際しては，次のような観点からその対策が求められるようになって来ていることも注目すべきである。まず昨今の働き方改革や働く者の職場での人権意識の高まりを背景に，事業主に対して職場におけるパワーハラスメント防止策等を義務づける法改正が次々に行われた点が挙げられる。この防止策の対象は，上司の部下へのいわゆる「セクハラ」や「パワハラ」を意味するが，広く解釈すれば，顧客からのハラスメント対策への道を開くきっかけともなる法改正であるともいえよう。さらに重要なことは，福祉・介護現場では，年々，利用者や家族，また社会からの要求水準が高くなる傾向にあるにもかかわらず，事業組織と従事者は，年中人手不足にさいなまれ，モラール（士気）の低下や離職率の増加を懸念せざるを得ない現場の実情が挙げられる。つまり，職場における暴力の放置や対応の無策は，従事者の意欲や仕事の能率の低下，精神的，身体的疾病の増加，ひいては離職の増加をもたらし兼ねない。また経営組織にとっては，組織の仕事の効率阻害や人手問題はもとより，組織全体の社会的評判にも悪影響を与えるかもしれない。

このような組織の運営管理上の問題と従事者の内面性（心理的要因）が複雑に絡む問題に考えるには，二つの次元から考えていくのが適切と思われる。ひとつは，利用者からの暴力に対する組織の責任や義務を定める法制度の次元と，もうひとつは，暴力を振る，またその恐れのある利用者に対する対処スキルというケースワークの次元である。

筆者は，長年，日本と英国とベルギーの福祉現場の実地調査を行い，自治体や施設のマネジャーやワーカーと話し合いを続けてきており，今回，日本の現状に照らし合わせて，特に英国の福祉現場での利用者によるハラスメント・暴力の対応策を検討することを通じて，日本への示唆を考察する。英国の場合，早くから（1980 年代～）法改正により，国はもとより，自治体や専門職団体による現場レベルでの対応指針（ガイドライン，マニュアル）作りに歴史と実績がある[3]。特にワーカーの取るべき具体的な対処行動のトレーニング法に見るべきものが多く，本稿においても，ケースワーク次元での対処法が中心テーマとなる。

第 1 章　日本での法制度的対応

現在のところ日本では，顧客の暴力に特化した法制度はないといえる。いわゆる労働安全衛生法は，対人よりも対物に起因する労働者の損害や疾病を想定している。しかし，近年，女性の労働市場への進出やいわゆる「社会的弱者」（児童，高齢者，障碍者，性的マイノリティ等）に対して人権的配慮を求める社会的意識の高まり等を背景にして，職場におけるハラスメント防止に関する法制度の整備が進んできた。周知のとおり，職場でのハラスメント行為は，職場における地位を利用した行為であるが，その概念を「顧客の迷惑行為」にまで拡大する動きが出てきている。

具体的には，2019 年 5 月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」のハラスメント対策の強化を受けて，労働施策総合推進法等が改正され，事業主に対して，職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上講ずべき措置の義務付けが行われた。（2020 年 6 月施行）注目すべきは，この法案の付帯決議として，衆議院において，顧客からの受けたハラスメントも「雇用管理上の配慮が求められること」とされ，さらに参議院では「訪問介護，訪問看護等の介護現場や医療現場におけるハラスメントについても，その対応策について具体的に検討すること」とされた。これらを踏まえて，厚労省は，「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用上講ずべき措置等についての指針」を告示した（2020 年 1 月）。当該指針において，顧客等からの著しい迷惑行為に関し，雇用管理上の配慮として事業主が行うことが望ましい取組みの例として，厚労省は以下のことを規定している[4]。

①　相談に応じ，適切に対応するために必要な

体制の整備

② 被害者への配慮のための取組み（メンタルヘルス不調への相談対応，行為者に対して1人で対応させない等）

③ 被害防止のための取り組み（マニュアルの作成や研修の実施等，業種・業態等の状況に応じた取組み）

このように国の取り組みは，ごく最近の動きであり，内容も「配慮」「検討」「望ましい」レベルのいわゆる努力義務にとどまっている現状である。

上記の参議院の付帯決議で指摘されている「介護現場や医療現場でのハラスメント」対策については，介護現場での取り組みよりも医療現場，特に看護職員を対象にした取り組みが進んでいる。具体的には，個々の病院・診療所等の個別的対応だけでなく，看護職員の職能団体である財団法人日本看護協会を中心にした組織立ったハラスメント・暴力対策の指針作りが行われている。（その成果のひとつとして，上記に紹介した同協会による「保健医療福祉施設における暴力対策指針－看護者のために」があげられる）。

その背景としては，3つあげられると思われる。ひとつは，上記の国による職場における働く者への人権保護の法整備があげられる。特に重要なのは，事業主に対する具体的対策の実施義務の法制度化である。ふたつ目は，現場の声である。関係学会での研究者の調査研究発表，病院等で行われる様々な形の研究会や事例検討会等において，看護職員に対する職務にかかわるハラスメントや暴力の件数の多さと，特にそれらが職員に及ぼす心身のダメージの深刻さが相次いで報告されてきた。三つめは，ILO に代表される国際労働者団体を中心にしたこの問題に対する労働者の権利擁護と社会への注意喚起である。このような動きの中にあって，介護・福祉領域では，個別的，散発的にこの問題に対する現場のルポや労働組合等の実態調査が，行われているものの，法整備や組織立った取り組みはほとんど行われていない現状にある。

そこで，ケースワーク対応に入る前に福祉領域でこの問題に対して早くから法整備と組織的対策を行ってきた英国の実態を考察してみたい。

第2章　英国の法制度[5]

まず，介護・福祉関係の職員に限らず，一般の労働者の職場での安全に関する法制度を見てみよう。英国では，日本と同様，相手の同意なく相手を殴れば犯罪（offence）となる。いわゆる刑法（Criminal Justice Act 1998）の暴行罪，傷害罪に該当するであろう。英国では，コモン・ローの伝統を引き継いだ身体的暴力に至らない脅し，警告，侮辱等によるハラスメント行為も，社会秩序の維持（Public Order）の観点から，刑法上の犯罪となり得る（Criminal Justice and Public Order Act 1994）。それに加えて，労働安全衛生法規も，暴力行為に適用される。また被害者は，民法（civil law）に基づき損害賠償を請求できる点も日本と同様である。

重要なのは，雇用者の被雇用者への義務を定めた「職場保健安全法」（Health and Safety at Work etc Act 1974）とそれに基づく諸規定である。雇用者は，職場におけるワーカー（労働者）の保健，安全と福祉を保障する法的義務（duty of care）を負うとされる。政府の見解では，この「安全」には，暴力からの安全も含まれている。同法を受けて，まず「1977年安全代表・安全員会規定」（Safety representatives and safety Committees Regulations 1977）と「1996年保健安全規則」（Health and Safety（Consultation with Employees）Regulations 1996）が制定された。すなわち，前者により，被雇用者を代表する者を選び，その人と雇用者が保健・安全問題を話し合うことが定められ，後者により雇用者は，被雇用者（ワーカー）の保健と安全に関して，被雇用者に情報を提供し，その相談にのる義務があるとされた。また「1995年傷害・疾病・危険事例報告規則」（Reporting of Injuries, Diseases and Dangerous Occurrences Regulations 1995）が制定された。すなわち，雇用者に対して，ワーカーの相談にのることが定められ，雇用者は，死亡事例，重篤な傷害事例と3カ月以上，正常に仕事ができない事例を当局に報告する義務があるされた。重要なのは，この報告すべき事例に職場における対人暴力によ

る被害も含まれる点である。さらに，「1999 年職場の保健安全のための運営管理（マネジメント）規 則」（Management of Health and Safety at work Regulations 1999）が制定された。すなわち，雇用者に対して，ワーカーの直面するリスクを考慮し，リスクの深刻度を定め，リスクを予防し管理し，目標を達成するための計画を策定することが，義務として定められた[6]。

ここで英国での法制化の意義をまとめてみよう。まず被雇用者の安全に，顧客からのハラスメントや暴力も含まれることを立法府，政府や裁判所が明確化する。次に雇用者（経営者）に対して以下のことを法的に義務化する。雇用者は，被雇用者の相談窓口と被雇用者の代表と雇用者（経営者）の話し合いの場を設ける。雇用者は，職場のハラスメントと暴力事件を報告する。雇用者は，予防と事後対応のために，職場のリスク・マネジメントと被害者の相談，アフターケアを行う。

このような法的義務化は，その実現に際して，具体的な指針やマニュアルの作成が必要になってくるであろう。その作成に当たっては，単なる法的義務や目標の列挙にとどまらず，職場環境，雇用者と被雇用者の具体的行動の明示が求められる。そのためには，当然，職場のどのような業務や環境において，利用者の行動によって，ワーカーは，どのような心身のダメージを，どのような頻度で被っているのかについての実態調査が前提となる。そして，そのような指針やマニュアルが職場において完備していることは，単なるワーカーの職場における法的権利擁護にと止まらず，その業界全体の評判，組織経営とワーカーの職業人，専門職としての発展や威信の確立にとっても重要であることを意味するであろう。

英国の場合，まず政府が主導して，上記のようなこの問題に対する雇用者の責任と組織の体制作りに関する大まかな指針を示す。そして，自治体や特に民間のトレーニング団体が，今度はワーカー自身の対処行動に焦点を当て，どのように対すべきかというワーカーの具体的な行動指針を詳細に提示している点に特徴がある。

以上のような観点から，次に実際の指針やマニュアルの内容について，日英の比較を通して検討して見よう。

第 3 章　看護，福祉領域のおける利用者からのハラスメント・暴力に対する対応マニュアル －日英比較－

上記に述べたように，日本においては，医療保健領域，特に看護師に対する利用者からのハラスメント・暴力に対する関心が高く，この領域の研究者だけでなく，現場関係者や労働組合関係からも，数多くの実態報告が出されている。そこでは，この問題の頻度の多さと深刻さが浮き彫りとなっており，個別的に病院等において対応マニュアル作りも試みられているが，その中でも特に業界団体である日本看護協会が作成した対応マニュアルは，体系立ったものであり，内容においても示唆に富むものと思われる。これに対して，福祉領域では，介護領域で関心が高まりつつあるものの，社会福祉士（ソーシャルワーカー）領域では，日本の看護領域や欧米に比べて，それほど問題視，深刻視されていないように思われる。そこで，まず日本看護協会の対応マニュアルの内容を検討して見よう。

第 1 節　「保健医療福祉施設における暴力対策指針－看護者のために－」（社団法人日本看護協会）

「はじめに」において，本指針策定の経緯と内容の概略が示されている。すなわち，保健医療福祉施設の現場での暴力が世界的な問題になっていることから，国際看護協会の暴力に対する所信声明とガイドライン等の翻訳を行い，「看護者の倫理綱領」（2003 年）に暴力からの保護を明記した。また，「日本の現状を明らかにすべく実態調査を行い，病院内での暴力・トラブルの発生頻度は昼夜関係なく，保健医療福祉施設に勤務する職員のうち 3 割以上の者が身体的暴力及び言葉の暴力を受けており『職場ではよくあること』と認識していること，職場内の暴力を防止する対策が不十分であることなどを明らかにし」，本指針を策定したと述べている。内容については，「看護職の社会経済福祉に関する指針－労働安全衛生ガイ

ドライン」（2004 年）で示した「看護のリスクマネジメント」を暴力対策の基本とし，「労働安全衛生の基本的アプローチ」を取り入れている。すなわち，「安全管理体制」（組織の風土，保安体制，委員会や相談窓口の設置，マニュアル整備，教育等）を基礎にして，「作業環境管理」（看護を提供する環境，勤務時間等）と「業務管理」（人員・業務手順等），そして「健康管理」を基本的な枠組みとして，リスクの把握，分析，対応，評価といったマネジメントプロセスにそった対策を考えている。

目次に沿って，内容を確認してみたい。まず，「本指針の基本理念と考え方」，「本方針で使用する用語の定義」，「本指針の適応範囲，「暴力に関する基本的知識」が述べられ，次いで「看護管理者及び看護者の責務」，「暴力のリスクマネジメント」が示される。そして，被害者，加害者と組織の対応が，暴力の発生時から発生後まで時系列的に説明されている。

ここで言える特徴的なことは，看護という組織の「業務管理」を通じて，看護者の職場における人権と円滑な業務遂行がめざされている点である。つまり，指針の内容が，暴力が起きやすい職場環境への注意，事件後の被害者である看護者と加害者への対応といった「組織の管理対応」に重点が置かれる構成となっている。組織の運営管理のあり方とその責任が問題になるのは，当然であろう。それはそれで，別に間違ってはいないのであるが，看護者自身の行為に焦点を当てる「看護者自身の行動指針」という観点からは，つまり予防行為や対処行為のマニュアル化に関してやや物足りなさが感じられよう。

組織の体制・手続き作りと共に，個々の看護者が暴力に対してどのような予防行動と対処行動をとるべきか，専門職としての具体策とそれを身に着けるトレーニング方法もまた求められよいであろう。さらに社会福祉専門職の場合，他の対人サービス職種と比べて，その働く場と内容は，入所施設，通所施設，訪問，在宅，ケアマネジメント，法令の執行管理等と多岐にわたり，また利用者も多様である。それぞれの場や領域に応じた具体的対応スキルが求められよう。いわゆる「ケースワーク的対応」の重要性と必要性である。

第 2 節　英国の対応ガイドラインの例（1）－リスクマネジメントを中心に－

この社会福祉専門職の職場の安全確保のための雇用者の法的責任と組織的対応体制，それとケースワーク的対応については，上述したように英国では，1980 年代以降，調査，法整備と共にケースワーク対応の試みも盛んに行われるようになり，自治体や関係団体による実践的な対応ガイドラインも多く生み出されてきた。それから 40 年近くたち，自治体の担当者に調査してみると，福祉現場における利用者からのハラスメントや暴力への対応策は，各職場で半ば日常化，常識化しているようである。一例をあげれば，Southampton 市の社会サービス部では，攻撃や暴力が予想される場合には，警官の同行訪問を警察に要請できる。危険な家庭などを住宅部が情報管理しており，他部局もその情報共有している。ソーシャルワーカーは，その情報にアクセスできる。同部では，特に単独で行う仕事（lone work）に注目しており，事前のリスクアセスメント，同行訪問やオフィス内で単独勤務中のワーカーへの目配りを行っている。また，攻撃や暴力に対するマネジメントのトレーニングを行っているが，特に事態を悪化させない沈静化トレーニング（de-escalation techniques）に力を入れている。もちろん，予防策だけでなく，アフターケアとして，傷ついたワーカーに対しては，トラウマ・カウンセリングを行い，スーパービジョンにおいてサポートしている[(7)]。

本稿では，特にソーシャルワークの対人援助技術の観点から，1994 年の発行ながら現在まで版を重ねて読み継がれ，現場においても評判が高いとされる Pauline Bibby の『ソーシャルワーカーの身の安全』[(8)]（Personal Safety for Social Workers）を指針例として取り上げ，英国でのトレーニング方法について（日本の例との比較を交えて）以下に考察してみたい。本書は，法制度が整備される前後の著作であり，法的側面よりもワーカーのこの問題に対する具体的な対人スキルが豊富で優れている点に特徴がありソーシャルワーク

的に有意義な資料といえる。第2章第2節では，主にリスクマネジメントを取り上げ，ソーシャルワーク的対応は，分量の関係から章を新ため第3章で取りあげる。（もちろん，リスクマネジメントとトレーニングの前提として，関連法制度の創設と整備，法に基づく雇用者の責任の明確化，組織内の具体的対応体制の構築があることはいうまでもない）。

第1項　リスクの認識と事件の明確化[9]

これは，主に3つの領域から考えられよう。ひとつはリスクがある職種，二つ目はリスクが生じやすい業務，三つ目は暴力事件の報告である。

●リスクのある職種

英国保健安全庁は，以下の通り分類している。

・社会サービス提供・・・給付事務，住宅部等
・ケア関係・・・・看護師，ソーシャルワーカー，コミュニティケアのスッタフ等
・教育関係・・・・教師，非教育スッタフ等
・金銭を扱う職種・・・郵便，銀行，商店，バスの運転手等
・配達・集金関係・・・郵便，牛乳配達，集金等
・保安関係・・・・警備員，受付，交通整理等
・検査関係・・・・ビル管理，計画員等

（近年，英国では，特に業務上リスクがあるとみられる職種（鉄道運輸関係等）や業務を（警備，救急医療等）制度的に指定したり，また「単独業務者」（lone worker）への安全確保のガイドライン作成の動きが見られる）。

特にソーシャルワーカーは，ケア関係だけでなく以下のような様々な「社会統制」（social control）業務にたずさわっており，統制を受ける人から攻撃されるリスクがある。

●社会福祉関係職のリスクのある業務

・1983年精神保健法に基づく，入退院のアセスメント時や処遇決定の時
・1989年児童法に基づき，児童を虐待容疑で親を調査したり，児童を親から引き離す決定を行う時
・夫婦関係の調整時。例えば，離婚時における子どもの養育，面会条件の決定時
・家計支援給付の拒否決定時。ワーカーは，様々な金銭給付業務の決定にたづさわっており，給付申請を却下する時
・移送時。オフィス等から病院，警察や裁判所に移送する時。
・重大な暴力の犯罪歴のある人への対応時。主に保護観察官が直面する面接，家庭訪問時。特別な対応ガイドラインの活用や単独ではなくスーパーバイザーからの支援を受ける。
・教育現場で敵対的な親やコミュニケーションが難しい親に対する時。
・薬物依存やアルコール依存の人と対応する時。
・入所施設やデイケア施設でのケア時。
・救急対応時。特に非常時や時間外対応時である。
・新規の利用者の来訪時。その人の暴力関係の情報が無かったり，届かなかったりする時。

看護業務の場合，業務場所は，院内が中心であり，業務内容は，看護と医療補助というようにその活動が社会福祉業務に比べて，限定的である。それに比べて上記のように社会福祉の業務は，場所，内容等，非常に幅広く，暴力のリスクも多様で複雑にならざるを得ないであろうと考えられる。特に，指摘されているように法定業務，すなわち児童虐待，高齢者虐待，給付事業等の対応に際しては，注意が必要であろう。英国の場合，日本に比べソーシャルワーカーは，このような法定の業務に携わる機会が多いのであるが，日本も今後，児童虐待事件における親子分離をはじめ，家庭やプライバシーに介入する機会が，増えるものと予想され，また経済のひっ迫は，必然的に給付事業の拡大とそれへの要求を高めるであろう。

●暴力事件の報告

以下に英国の指針内容を要約する[10]。

一般にソーシャルワーク・スッタフは，暴力事件を報告することに大変消極的である。その理由として，暴力事件は，ソーシャルワーカーとしての自己の能力の結果であり，その報告は，他者に自己の「失敗」を印象付けることになるという

ワーカーの思いがある。幾つかの研究では，ワーカーは，そのような出来事は，自分たちの職場では「当たり前」（normal）のことであるから，報告しなかったことが明らかにされている。

管理者側の問題として，職場での暴力をあまり重大視していよう姿勢が挙げられる。ワーカーは，事件を報告しても，かえって責められたり，過剰反応だと言われ，真剣に対応してもらえなかったという調査結果が見られる。管理者は，職場の暴力に対して，予防措置を取り，積極的にスタッフを支援する責任を受け入れる必要があろう。

ワーカーの中には，ワーカー・クライエント関係を壊したくないという思いや，特に性的ハラスメントを報告しにくいという人もいよう。また報告が訴訟事件や刑事事件に発展して，それに巻きこまれることを懸念する人もいよう。ソーシャルワーカーよりクライエントと身体的接触が多いケアワーカーは，特に他人に助けを求めることにためらいがちといわれている。しかしこのような事件報告への消極的な態度は，自己と同僚を深刻なリスクにさらすことでもあり，ワーカーは，自己と同僚に対する暴力事件を予防する責任を有する。また，事件報告は，身の安全を守るトレーニングを開発する際の基礎的資料となるものである。

以上のように，英国の指針では，事件の報告を雇用者側，ワーカーの両者に求め，その障壁となっている状況や心理を分析している。日本の本指針にはそのような分析はあまり見られない。英国では，それに止まらず，報告を様式化[11]（Violent Incident Report Form）している。そこでは，被害者であるワーカーの報告だけでなく報告を受けた管理者の対応も記入する様式となっている。日本の看護協会の指針では，具体的な報告様式の提示はなく，相談窓口を設けて個別に対応するとなっている。これは，両国における職場暴力の社会の認知度と事件件数の違いによるものと思われる。

第4章　英国の対応ガイドラインの例(2)
－ケースワーク的対応を中心にして－

第1節　ソーシャルワークワーカーのためのガイドライン

日本の看護協会指針では，暴力予防に関しては，業務指針の観点から，暴力を引き起こしかねないワーカーの行動が，「暴力のリスク要因」項目の「被害者に関するもの」，「業務に関するもの」，「引き金となるもの」の範疇において述べられている。その内容は，短く箇条的で体系的な叙述は少ない。これに対して英国の場合，ワーカーを中心に考え，どのような対応，行動が暴力の抑制，予防になるのかというワーカーの行動の観点から体系的に説明されている点に特徴がある。

まず，ワーカーが業務遂行中，暴力に至るのを未然に防ぐ方法として，「面接テクニック」と「ノンバーバル・コミュニケーション」を挙げている。これはいわゆるカウンセリングやケースワークに共通するコミュニケーション・テクニックを基盤に，リスクを顕在化させないための相手への具体的対応テクニックを示すものである。次いで，「暴力への対応」と「アザーティブ・トレーニング」が取り上げられる。これらは，相手の行動変容と自己の自己強化を狙った取り組みであり，これも予防対応を同様，カウンセリングとケースワークの方法を応用している。これに対して日本の場合，暴力が発生すると，「被害者の対応」「管理者の対応」「同僚等の対応」と三者の主に網羅的に手続き的対応が列挙される。例えば，・加害者から一定の距離をとる，・応援を呼ぶ（ナースコール等），・加害者，暴力の実態（客観的事実），発生した時間等をメモしておく，・上司に状況を報告する，・加害者が患者等の場合は看護記録に記載する等である。以下に英国の指針を見てみよう。

第1項　面接テクニック[12]

まず，ソーシャルワーカーやケアワーカーの社会福祉専門職は，職業上の訓練の一環として，困難事例への対応を含む面接スキルを学んでいるが，暴力のリスクのある場合には，さらなる面接スキルの習得が必要であるとして，数多くのテク

ニックを示している。この内言語的面接テクニックの内容は，ケースワークにおけるコミュニケーション・テクニックとほぼ同様である。すなわち，受容，傾聴，確認等である。それ以外のテクニックして，注目すべきは，身なり，座る位置，姿勢，話す内容等をあげ，特に「身体的健康」，「相手に与えるノンバーバルなメッツセージ」，「他者への気づき」に注意を払うべきとして，具体的行動指針を提示している。このような指針に沿った行動を行う上で大切なことが，ふたつある。ひとつは，専門職といえども人間であるから，リスクのある利用者との面接には，脅威を感じやすいものであるから，自己の心的安定と，ふたつ目には，リスク・サインの具体例を示す。ワーカー側のリスクを生じさせやすい行動と，リスクのある利用者の行動の綿密な分析である。次いで，職場の環境面の物理的なリスク要因が，具体的に示される。

日本の看護協会の指針では，業務遂行上の物理的，心理的諸環境や看護師の看護行動上のリスク要因が主に列挙されており，面接場面でのテクニックの例示は，あまり見られない構成となっている。以下に言語的テクニック以外で参考になるものを提示する。

●ノンバーバル・コミュニケーション

職場での暴力事件は，『普通』（normal）のコミュニケーションが破綻したときに，起きやすいと考えられる。しかし，暴力をふるう人は，コミュニケーションを取ろうと努めていることも（もしくは最初は）また忘れてはならない。コミュニケーションが破綻する理由は，その人が暴力を振るうからというのみではない。それは，彼らが，またその場にいた他者から受け取った様々なメッセージの結果かもしれない。

コミュニケーションの90％が，ノンバーバル・コミュニケーションであり，そのためノンバーバル・コミュニケーションを読み取る訓練は，暴力発生の予測や対面の際のリスク状況のアセスメントにとって非常に価値が高いといえよう。

このような観点から，相手の出すリスクのサイン（兆候）を読み取る訓練を薦めている。それによって，・「相手の危険サインを知る」，・「相手のステレオタイプの決めつけを避ける」，・「相手があなたのサインを受け取り，どのように見ているのかを知る」，「どのようなサインを相手に送るのかを決める」ことが上手くできるようになろう。次いで，ステレオタイプの決めつけに注意しつつも，【服装】，【アイコンタクト】，【表情】，【姿勢としぐさ】，【パーソナルスペース】，【タッチ】，【声】，【聴くこと】について，どのように解釈し，どのようにこうどうすればよいのかを具体的に提示している。例えば，【姿勢としぐさ】では，・不安でイライラ，・抑うつ的，・失望，・欲求不満，・攻撃的，・怯え，・リラックスの項目ごとに具体的な姿勢としぐさが例示されている。（筆者は，英国の大学に留学していたころ，学生のプレゼンが日本の学生に比べてうまいことに驚いた経験があるが，これは彼らが幼いころより，ボイストレーニングと表情の作り方の訓練をしているからではないかと思う。また日本の対人援助職ももっと声や表情姿勢等の訓練をしていけば，暴力予防に限らず，日常業務でもさらに良い対応ができるのではないかと思われる）

第2項　暴力への対応[13]（コーピング）

日本の看護協会の指針では，加害者への対応として，「落ち着くように低い声でゆっくりと暴力行為をやめるように説得する」，「可能であれば暴力行為に至った利用や事情を確認し，解決を図る」とし，「説得は職域のある者，職歴の長い者，暴力に関する教育を受けた者等が担当し，被害者になるリスクが高い者は避ける」としている。これは主として身体的暴力を伴う暴力への対処を想定にしているように思われる。

これに対して英国の例では，「身体的暴力を伴わないケース」と「身体的暴力を伴うケース」に二分して，ワーカーの対応を示している。

●「身体的暴力を伴わない場合」

前者の身体的暴力を伴わないケース対応について，まず自分一人で対応できるか？自分より対応の上手い同僚に代わってもらうべきか？同席してもらうべきか？警備担当や警察のような専門職に任せるべきか？を判断する。自分で対応する場合，様々な方法があるが，ここでは，「沈静化」

(calming),「リーチング」(reaching) と「コントローリング」(controlling) からなる「三段階コントロール」(control of trilogy) というやり方を示している。

【沈静化】

これは読んで字にごとく，その場の緊張を沈静化し，相手と冷静に話し合える状況を作り出すということである。まず自分の「声」,「表情」,「視線」,「立ち位置」,「姿勢」,「スペース」についてどのような点に注意すべきかが示される。次いで，相手自身の沈静化を促すこちらの対応が列挙される。ます，相手に思いのたけを存分にしゃべってもらうように促す（話させる)。聞き手に徹して，関心をもって誠実に聞いていることを相手に分かってもらう（傾聴する)。相手があらかたしゃべり終われば，相手の最も言いたいことは何なのかを判断し，この段階での解決策を探ってみてもよいであろう（聞き分ける)。沈静化の度合いを測るために，相手の声の調子や話し方，姿勢や態度の変化をよく観る（観察する)。よくあることであるが，攻撃のターゲットとなって，それに触発されて，こちらも攻撃的となって，相手と議論にならないようにする（議論しない)。権威，地位や肩書を振りかざすのではなく，自分自身を出し，お互い人間同士であることを伝える（自分自身であれ)。

【リーチング】

上記の相手が十分にクレームを言い終わったと判断した場合，次にコミュニケーションを可能するように努める。いわゆるラポートの形成段階である。面接テクニックの応用である。

・相手が話したこと，問題点や相手が求めることをどう受け取ったのか，相手に説明する。
・相手が主張する事実やキーポイントを確認する。
・相手が求める行為，支援等を明確にする。
・一段とリラックスするように椅子を勧めたり，できるなら飲み物を提供する。
・自分も相手もリラックスできるように激励や親しみを込めて笑顔をしてみる。もっとも，あなたが馬鹿にして微笑んでいると捉えられかねない行為は控えるべきである。
・相手の感情に共感する。しかし，上から目線と捉えられないようにする。
・尋ねるべきことがあれば質問すること。しかし，相手になぜそのような質問をするのかを相手に納得させる。
・相手が関係を取れるように支援する。相手は興奮の余り忘れてしまっているかもしれないので，あなたの名前や職務，あなたが出来る援助を覚えているかチェックする。
・安全だと思える場合には，相手に近づいてみる。それは，問題解決に向けて協働しようとする意思の徴となろう。
・相手がどのような人か理解する。特に過去の交渉，組織の経験やその他の問題に対処するうえで役立つであろう情報である。
・相手が，質問し，ことを明確にし，情報を求めることを奨励する。それに対しては，専門用語を避け，簡潔で要領よく応える。
・メモを取ることが，相手を丁寧に扱っている印象や相手を支援する最初のスッテプであるという印象を与えている場合には，メモを取ることを考慮する。しかし，それがいかにもお役所仕事のように見える場合には，メモを取ることを控える。

【コントローリング】

普通のコミュニケーションが取れるようになったと感じたら，次のコントローリングの段階に移る。これは単に相手を統制（コントロール）すればよいというのではなく，統制された状態で，問題解決に共に移るという意味である。問題解決に向けての協働作業の手順が以下に示される。

・「自身で目標を設定する」・・・・何をいつまでに達成するのかを設定し，その目標に相手も同意すること。
・「選択する」・・・・状況や問題が複雑で込み入っている場合，協働する問題をリストアップし，相手と同意する。
・「迅速容易」・・・容易な問題や迅速にやらねばならない状況を優先する。問題の一部を解決したり，より容易な問題を迅速に解決することは，ポジティブは雰囲気をもたらす。
・「複雑な問題は後程に」・・・進展し，より効

果的に協働ができるようになった段階で，より複雑な問題に取り掛かる。個別に対処するために，複雑な問題を分割するよう努める。そして取り掛かる順序に同意する。

・「現実的である」・・・・あなたが出来ることと出来ないことを明確に正直にすること。何がいつ達成されたのか，また出来なかったことを説明し，その理由を提供する。相手が，現実的な期待を抱くようにする。

・「他の見方」・・・・相手は，自分の見解や意見を持っていること，言い分や問題の分析を彼らなりに有していることを知るべきである。彼らを理解し，あなたの言い分を聞いてくれるように，またあなたを理解してもらえるように支援すべきである。

・「失敗を認める」・・・・・もしあなたやあなたの組織が，対応を誤ってもそれを隠そうとしないこと。誤っていればそれを認め，正しい方向に向けて努力すること。もし，相手が誤り，誤解し，問題の原因となっている場合には，責めたり馬鹿にしたりせずに，そのことを説明すること。

・「専門用語を避ける」・・・相手を混乱させ怒らせる難解な組織用語や官僚用語を避ける。とりわけ，専門用語を盾として，自分や組織を守ろうとしないこと。それは，相手を離反させるだけである。

・「別の方法を提供する」・・・・・相手のニーズが満たされない（または完全には満たされない）場合，別の方法を提供することが役立つであろう。それは，ニーズを満たすうえで，現実的でうまく行きそうなものでなければならない。特に，相手の誤りが明らかになったり，もともとの期待が非現実なものになったり，望むとおりにはニーズが満たせなくなったりしたときに，このやり方は，相手に出口（勝ち）を提供するであろう。

・「他を紹介する」・・・・問題を解決できなかったり，ニーズを満たせなかったとき，それができる人がいるかもしれない。この方法を，問題から逃げる方法として利用してはならない。相手が本当に利益を得，アドバイスを受け，満足を得られるとあなたが信じる場合にだけ利用すべきである。それが適切で，必要となる情報を渡す場合，紹介先の人が受け入れ，会ってくれることを確認すること。紹介先の詳細を提供できるのなら，あやふやな情報ではなく，適切な詳細（氏名，住所，電話番号等）を提供すること。

・「急がない」・・・たとえ忙しくとも，この状況全般を通して考えてみる時間を取るべきである。もしそれをしないと，基礎的なことに多くの時間を浪費し，状況が悪化し，将来，自分や他者を攻撃行動にさらすことになろう。相手の歩むスピードよりも，時間に追われて，性急に状況を推し進めようとするのはよくない。それは，さらなる攻撃を引き起しかねないだろう。

・「激励」・・・・相手と共に状況がうまく行っている場合には，喜びを表して，相手を褒め，これからも協働することを奨励する。相手が，その状況に満足しているのか，それとももっと先まで行きたいのか，自己の気持ちを言うように奨励する。

・「コンタクト」・・・・時として，情報収集や調査等のために，すぐさま，問題を解決したり，あれこれすべての課題を取り扱ったりすることができない場合があろう。そのような時，相手に「無視された」と思わせないようにすべきである。コンタクトを取り合うというような将来の行動を約束すること。会える日時を設定したり，電話や手紙で連絡すること。互いにできることを合意する。引き続き支援する用意があることを伝える。もし関わり続けれるのなら，そうすべきであろう。

・「レビュー」・・・・最後に，振り返りを行い，達成したこと，両者で合意したこと，今後のコンタクトとさらなる目標についてレビューする。

●「身体的暴力を伴う場合」

これには，3つの段階があげられる。「逃げる」，「妥協」と「反撃」である。

【逃げる】

逃げるといったとっさの行動は，イザというと

き時，なかなか出来にくいものである。従って，日ごろからの心掛けが有用である。

・慌てず深呼吸して緊張をせずにリラックスする。緊張は，動作を鈍らせ，走ると転んだりするので，速足で逃げる方が良い。
・靴は速足に適したものを履くこと。
・衣服は，動きやすくて相手につかまりにくいものを着用する。
・蹴ったり，引掻いたり，むやみやたらに抵抗しない方がよい。状況をよく判断すること。
・カバンや傘等を持って，逃げ出さないこと。バランスを崩しやすく，相手の武器になるかもしれない。
・周囲に注意を怠らないこと。非常出口，人がいる所，アラーム等をあらかじめ把握しておく。
・非常ベルを鳴らす。相手は驚くから，その隙に逃げる。
・悲鳴や大声をあげる。ただし，深呼吸して冷静に考え行動する。例えば，「助けて」というより「警察を呼ぶ」とはっきりという。
・持ち物を何も持たずに逃げること。
・相手に悟られずに逃げ出す。これにはかなりの訓練が必要である。
・相手の気をそらせてその隙に逃げる。それを行うには，冷静さが必要である。
・身に着けているものを渡す。

【妥協】

相手が，病気，アルコールや薬物の影響でやみくもに攻撃してくる場合には，上記の状況を和らげる方法は現実的な選択とはいえないであろう。しかし，そうは言っても相手は，自分の得たいものを得ようとして身体的暴力を振るってくるのであるから，最初は緊張緩和の方法を取り，そして逃げ出すようにする。

・「相手を鎮静化させる」助けが来るまで，また逃げ道を探るために，落ち着かせたり，話しかけたりして時間稼ぎを行う。
・「拒絶してひるませる」大声をあげたり，怒ったり，毅然とした態度を取ることで，相手がひるむかもしれない。その隙に逃げることが出来よう。
・「手渡す」相手が求めるものを与える。自分の物を与えるのは気が引けるが，その間に逃げることが出来よう。

身の安全を図りつつ，相手の気を引いて，時間稼ぎをして，助けを待つか，逃げ出すこと。

【反撃】

日本の看護協会の指針では，医療関係者ということもあって，暴力を振るわれて説得等の鎮静化が困難な場合には，「抑制」が行われる。これは，人権の制限に関わる行為であるから当然，行う側に制限が設けられいる。すなわち，「施設のマニュアルに従い，抑制の知識・技術のある者（訓練を受けた看護者，警備担当者，警察等）が抑制する」。その「抑制は，暴力が発生しているあるいは発生する可能性が極めて高いこと（切迫性），抑制以外に安全を確保する方法がないこと（非代替性），興奮が鎮まるまでの間であること（一時性）を満たす場合に限る」。さらに「精神科においては，厚生労働省があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の制限は，指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない」とされている。

英国の例では，逃れるために反撃するしかない場合があるが，それには法的制限があるとする。

・反撃には，状況上，合理的な理由がなければならない。法的に，復讐や（その場を離れようとしている攻撃者を殴るなどの）不合理な反撃は不可であるし，そのような行為は，暴行罪を構成するであろう。
・身を守るために強制力を用いることができるが，その程度は，状況に応じた合理的なものでなければならない。
・助けや警察が来るまで，攻撃者をとどめ置くために合理的な強制力を行使できる。
・いかに身を守るためとはいえ，公共の場で武器を携帯してはならない。（1953 年犯罪予防法第一条）武器でなくとも使い用によっては，人を傷つけられる物も携帯してはならない。
・しかし法は，傘，ハンドバックや杖などの日用品を用いた反撃が合理的な場合には，その

使用を妨げない。
・いわゆる護身術も有用であるが，使用には限界もあろう。
・暗くて狭く行き止まりの場所ではなく，できるだけ明るくオープンな場所で反撃した方が良い。
・反撃すると決めたら躊躇せず，それが功を奏したらその隙に逃げ出し，助けを求め，警官に連絡すること。
・結局のところ身体的暴力を受けたら，防ぐか反撃するか，それとも逃げ出すか，事態を鎮静させるしか方法はないであろう。すなわち，冷静沈着さを失わず，素早く確固とした反撃を加えた隙に逃げる必要があろう。

以上，英国の対応指針を見てきたが，ハラスメント的暴力の対応とは異なり，身体的暴力の場合は，その対応が難しい。法的には，正当防衛の理論を適用するくらいしか方法はなく，ケースワーク対応も限られてくるであろう。これは，日本の場合も同様であり，例えば，「加害者がナイフ等の凶器を持っているなど危険性が極めて高い場合には，安全確保を最優先とし，その場から避難するとともに施設全体に危険を知らせ，警察に通報する」とされている。英国の自治体に問い合わせると，一般的な暴力対応は訓練しているが，そのような場合は，警察に通報し，対応は警察の担当になるだろうとのことであった。

第3項　アサーティブネス（assertiveness）・トレーニング[14]

日本の例では，セクシャルハラスメント対応の項で，「不快であること（行為）を加害者に意思表示する」等，断片的に意思表示の必要性を述べているが，英国の例では，かなり詳しくその必要性と具体的な訓練の内容を提示している。

アサーティブ（assertive）とは，「断定的」ということであり，日本では，自己主張する，自己の権利を主張（擁護）するという文脈で使われるが，以下の英国の例の概略を考察する。

これが暴力対応で，用いられる訳は，その行為によって，自分が心理的にショックを受け，戸惑い，混乱し，身体的にも不調をきたしやすいからである。そのショックの背景には，相手の予期しない，自己の常識とは異なる行動に対する驚きと失望がある。これによって，「クライエント（頼る人）対ワーカー（支援する人）」という通常の業務の前提となる人間関係が壊れる。それは当然，通常の業務が出来なくなる，少なくとも支障を来たすことを意味する。その壊れた通常の職務上の人間関係を再構築するために，アサーティブネス・トレーニングが必要とされる。それは，まず自己の「通常」（usual）の「習慣的」（habitual）な行動パターンを自覚させるとともに，相手が示す行動も考えさせる。そして，相手との人間関係をマネジメントする戦略の構築を促すものである。すなわち，壊れた人間関係を再構築するための作業といえよう。アサーティブとは，単なる自己主張に止まるものではなく，相手の暴力により見失った自己を取り戻し，相手に行動変容を促し，人間関係を構築し直す協働作業に他ならない。

したがって，アサーティブ行為とは，一方的な自己主張行為ではなく，自己と相手の権利，気持ち，ニーズと意見を互いに認め合い，尊重し合う行為といえる。

【トレーニングの段階】

(1) あなたと相手が，それぞれ次の権利を持つことを明確にする。
・何を求めているのか自問し，自己のニーズを表明する。
・優先順位をつける。
・尊重される。
・自己の気持ち，意見や信念を表明する。
・自己の為に「イエス」か「ノー」を言う。
・等しく人間として扱われる。
・失敗をする。
・決心を変える。
・「理解できない」と言う。
・賞賛を求めない。
・自己決定する。
・他者の問題を解決する責任があるのか否かを決める。

(2) 要求する。
・要求する前に，あなたのしたいことやニーズ

を明らかにする。
・その際，他者の見方を考慮して考える。
・それは利己主義的と思われるかもしれない。
・否定に言うのではなく肯定的に主張する。
・自己のニーズや期待を主張する方が，聞き手が助かることもある。
・誰に主張すべきかを決める。
・いつ主張すべきかを決める。
・丁寧な言い方をする。
・主張への反応は様々であろう。否定されればさらに主張してみる。
・主張を繰り返す際は，威嚇的にならず声の調子とボディーランゲージに注意し穏やかに行うこと。
・自己主張への固執は，相手の権利を侵すまでになっていはいけない。

(3) 意見を表明する。
・意見を言う場を設ける。
・明確に簡潔に言う。
・他者も意見を述べる権利を有する。
・他者が妨害すれば，それを無視して主張する。
・合意点を見つけ出す。
・けんか腰にならないようにする。

(4) 話し合う。
・話し合いにうまく割り込む。
・しゃべりたいという様子を見せる。
・しゃべっているとき邪魔させないようにする。
・長くしゃべると邪魔されやすくなる。
・聞き手にしゃべる機会を与える。
・聞き手の理解度等の反応を確かめる。
・しゃべる機会を無視されたときは，それを問題だという。
・聞き手の様子を観察して，しゃべり終わるタイミングを決める。
・人種差別主義や性差別等の受け入れがたい主張には，止めたり反論する。

(5)「ノー」と言う。
・ノーということは，怒りや恨みを抱かされやすく心苦しい。
・それ故，最初にノーと言うのは，難しくストレスを感じるが，言わないのは，後の長期のリスクをもたらすかもしれない。

(6) フィードバックする。
・フィードバックは，相手からどのような影響を受けたのかを明らかにし，逆に相手はどのような影響を受けたのかも明らかにするものである。
・フィードバックのやり取りは，アサーティブ・コミュニケーションの一部であるが，いつもうまく行くとは限らない。人は，非難することも褒めることも，したり，受けたりすることが苦手なものであるからである。
・フィードバックは，ます肯定的なものから始めるのが良い。
・フィードバックは，相手を追い詰めるのではなく，相手に逃げ道を与える。
・タイミングが大切である。できるだけ早い段階で行う方が良いが，相手に受け入れ準備が整っていること。
・否定的なフィードバックを行うときは，ストレートに伝えず，言い方を変えたり，婉曲な表現を用いる。
・言えば相手がすぐに理解してくれるわけではない。相手が，本当に理解できているか確かめること。
・相手の要求の変更を求めるフィードバックは，相手の抵抗や怒りを惹起しやすい。こうすべきではなく，こうした方がベターというべきである。
・客観的であること。意見を言う前に，事実を提示すべきである。そうすることで，主観を避けるようにする。

むすびに代えて

これまで，日本の看護協会による医療従事者の利用者からの暴力対策指針と英国のソーシャルワーカーの対策指針と比べる形で，社会福祉専門職の利用者からの暴力への対応を考えてきた。それをまとめてみると次のようになろう。

まず，職場のおける利用者からの暴力に関する【社会調査】（頻度と程度と質）を体系的に行って，【社会的認知】を高める必要があろう。利用

者からの暴力被害は，単に被害を受けたワーカーが個人的に苦むだではなく，対策，欠勤や退職による組織運営全体への支障，例えば，士気の低下，人手不足，業務の停滞等を引き起こす。つまりそれは，社会全体の費用対コストの問題でもある。特に，今日，社会福祉現場では，問題の多様性と深刻度が高まりつつある。それはまた法律執行者（児童虐待ケースや給付業務等）としてのソーシャルワーカーの活動の拡大を求めるであろう。つまり，それは，社会福祉専門職に対する期待や責任が高まるだけでなく，暴力を受けるリスクも高まることも意味しよう。

今後，雇用者の法的責任を明確化して，組織全体としてこの問題に対処するための【法的，組織的対応スキーム】を構築する必要があろう。法律の背景のある調査，報告，相談窓口，対策委員会，アフターケア等の手順，手続きをマニュアル化したガイドライン（指針）の作成である。（これには，日本の看護協会の指針が役立つ）。それともうひとつは，【ケースワーク的対応】の学習，教育である。面接，家庭訪問や施設ケア等における利用者との関係の持ち方である。（これには，英国の指針が役立つ）。この場合，実際には連続しているであろうが，概念的に「非身体的ハラスメント」と「身体的暴力」に分けて考える方が分かりやすい。前者においては，ケースワーク的対応として，「面接テクニック」と「ノンバーバル・コミュニケーション」が活用できよう。後者の「身体的暴力」の場合には，「暴力への対応」と「アサーティブ・トレーニング」が役立つであろう。しかし，原則，ワーカーは武器を携帯できないので，深刻な暴力を受けたり，受ける恐れがある場合には，早めに警察に通報することが重要である。つまり，深刻な身体的暴力は，警察対応と英国では見なされているようである。これは，日本でも同様であろう。厚生労働省の対策も対象を「著しい迷惑行為」としており，身体的暴力への取り組みをどうするのか，今後問題となろう。また，概念上の区別から，実際に戻って，言葉による嫌がらせレベルから深刻な身体的暴力まで，スペクトラム的に対応する方法も考えてみる必要もあろう。

以上，利用者からの暴力に対処するためには，雇用者の法的責任と組織の体制作りがまずあり，それを基礎にワーカーの対処行動のトレーニンが日常化することが重要である。そしてその目的は，組織やワーカーの利益のためだけにあるのではなく，利用者の利益のためでもある。すなわち，利用者が，社会の承認を得て，よりスムーズにより効率的かつ快適にサービスを受けるために，組織の体制作りとワーカーのトレーニングは必要なのである。社会福祉サービスのより良い提供と利用者のニーズの充足は，組織やワーカーの一方的な提供や利用者の単なる要求だけで成り立つものではなく，三者の理解と協力による共同作業として初めて成り立つものである。

なお，本稿は，2020 年度本学特別研究員の研究報告書を兼ねている。

引用・参考文献

⑴　CiNii の文献検索を行ったところ該当する文献がなかったところである。ただ，介護職に関しては，中野一茂，人見優子（2010）「介護職員が抱える施設内暴力の実態調査及び考察」，共栄学園短期大学研究紀要第 26 号や北野さをり（2019）「患者・利用者から職員への暴力に至る実態に関する考察」，四天王寺大学院研究論集　2019 年等があるが，いずれも実態調査や暴力の起きる心理・環境要因分析である。

⑵　財団法人日本看護協会「保健医療福祉施設における暴力対応指針－看護者のために－」は，主に管理者と組織のための指針ではあるが，暴力の内容・発生メカニズム，被害者，加害者への対応，また看護者の心構え等も記載され，かなり体系だったものである。厚生労働省の「介護現場におけるハラスメント対応マニュアル」は，福祉施設関係における初めてともいえるマニュアルであり，画期的で有意義なものではあるが，現場の実態調査を中心に組織のこの種の問題への対処の必要性が強調され，対策もハラスメント中心の内容が網羅的に列挙される，いわば今後の本格的な指針やマニュアル作成の基礎となる段階のものである。したがって，本稿では，主に看護協会の指針を取り上げる。

(3) 政府関係では，Health and Safety Executive（1988）“Preventing Violence to Staff” London, HMSO 等

職能団体関係では，British Association of Social workers（1988）“Violence to Social Workers”, Birmingham, BSSW 等

地方自治体関係では，Philips, C. M. and Stockdale, J. E（1991）“Violence at Work-Issues, Policies and Procedures”, Luton, Local Government Management Board 等

トレーニング関係の著作は，以下の通りである。

Cardy, C. and Lamplagh, D.（1992）“Training for Personal Safety in Workplace”, Connaught Training

Channel 4 Television（1988）“Assert Yourself”, Guild Training

Local Government Management Board（1987）“Dealing effectively with aggressive and violent customers”, Luton, LGMB 等

なお一般職場でのハラスメント特に暴力に関する関係著作や論文は，1980～1990 年代を中心に数え切れないほどある。

(4) 厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課「顧客等からの著しい迷惑行為の防止等に関する取り組みについて」の資料等による。

(5) 筆者は，1990 年代後半から英国で主に児童虐待とコミュニティワークの調査を行ってきたが。当時，現地の担当者から利用者の暴力に日本ではどのように対応しているのかよく聞かれた経験がある。またその関係の書籍や学術論文の多さに驚いたのであるが，この問題の対策の進展には，法制度の整備が前提として重要であり，世論の喚起と調査研究の発展にも寄与するものと考える。（特に英国の現場で聞かれたように福祉・介護や医療関係等のいわゆるエッセンシャルワーカーに対する保護とトレーニングは大切と思う）。

(6) Health and Safety Executive “Violence in health and social care” Joint guidance implementing a European Social Partnerageement “Preventing Workplace Harassment and Violence”

(7) 英国 PCP 地方自治体 Head of Statutory Services Adult social Care Services の Sarah Webb 氏の話

(8) Pauline Bibby “Personal Safety for Social Workers”, Arena Asgate Publishing Limited, 1994

(9) (8) pp.35-38

(10) (8) pp.61-64

(11) (8) pp.201-204

【暴力事件報告書】は，次の二部から構成されている。

●「ワーカーが行うこと」

①ワーカーの属性（名前と職名と所属等），②事件の詳細（いつ，どこで，何が起きたのか。目撃者，③攻撃者の情報（名前，住所，年齢等），④攻撃の種類（暴力の脅し，言葉の暴力，威嚇行動，文書での脅し，武器を持って脅す，身体的暴力，その他），⑤受傷の内容と程度（身体的傷，精神的傷，受けた治療，失った財産），⑥直後の行動（事件を誰にいつ伝えたのか，行った行動），⑦ワーカー（被害者）のコメント（事件の原因，再発防止策，その他）である。

●「直属上司が行うこと」

①報告を受けた後，取った行動，②さらにどのような対応が必要か，③職務を離れる場合の詳細，④その他のコメントである。

(12) (8) pp.101-120

(13) (8) pp.121-131

(14) (8) pp.133-145

Personal Safety for Social Workers :
Coping with Harassment and Violence from Clients

Takanori Shimizu

In recent years, while people's concern for harassment from clients has been increasing, the legal system and response manuals are as failing to keep up. In particular, social service staff and medical staff for clients with multiple and severe needs are more likely to suffer beyond just harassment, including physical violence. Therefore, through a comparison of the response guidelines for social workers in the U.K., a leader in this field, and the response guidelines for nursing staff in Japan, the safety measures for social workers in the field will be examined from both an institutional and casework aspect.

〈論　文〉

コロナ禍における生活困窮問題対策と政策課題

砂　脇　　恵

要旨：コロナ禍は，平時から雇用，社会保障のシステムのなかで周辺化されてきた生活不安定層，とりわけ非正規労働者やフリーランス就業者，女性，単身者等の人びとの生活困窮をさらに深刻化させるとともに，それらの人びとに対応すべき社会保障制度の不在，制度の谷間を顕在化させた。本稿では，コロナ禍による就業・雇用や収入への影響の現状を明らかにした上で，生活困窮問題に対応する諸制度のうち，失業や休業に対応する雇用保険，雇用保険と生活保護の間に位置する第二のセーフティネット，生活福祉資金貸付制度，最後のセーフティネットといわれる生活保護制度を中心に，それらがコロナ禍においてどのように対応してきたのかを制度による「選別化」と「包摂化」の観点から検討する。そこでは，正規労働者（男性稼ぎ主）中心の社会政策・社会保険，およびワークフェア型社会保障の限界性を明らかにする。

は　じ　め　に

2020 年 3 月，世界保健機構（WHO）は新型コロナウイルス感染症の流行を「パンデミック」と宣言，日本においても新型コロナウイルスの感染症の拡大の波と，緊急事態宣言等による経済活動の制限が繰り返され，2 年が経過しようとしている。とくに，2020 年 3 月の全国一斉休校，翌 4 月，全都道府県で緊急事態宣言が発令されたことを契機に，人びとの就業・雇用状況は深刻な打撃を受け，生活困窮問題は急拡大・深刻化していった。コロナ禍が長期化するなかで，生活困窮者の生活再建に向けた政策対応が喫緊の課題となっている。

コロナ禍が生活に与えた影響は，とりわけ非正規労働者，フリーランス就業者・自営業者，女性，若者，単身者，外国人等に顕れている[(1)]。このことが示すのは，平時より雇用や社会保障のシステムのなかで周辺化されてきた生活不安定層が，コロナ禍という打撃を受けて生活困窮をさらに深めたということである。それに加えてコロナ禍は生活困窮問題に対応すべき制度の不在，制度の谷間の問題をも浮き彫りにしたのである。

こうした状況のなかで，政府は緊急支援策として，2020 年 4 月，すべての人に 10 万円を支給する「特別定額給付金」のほか，対象を限定した各種給付金[(2)]を創設した。加えて，失業や生活困窮問題に関わる既存の制度の要件や選別性の緩和等を旨とした特例措置を設けることによって，これまで排除されてきた人びとの包摂化を一定程度進めてきた。

コロナ禍による労働と暮らしの全般的危機の状況の中で，それぞれの制度の選別性は，どのように包摂化されようしようとしたのか。また包摂の結果，新たにどのような問題が顕在化したのか。各制度の体系的位置づけとの関連から，現下の生活困窮問題対策における政策課題を検討するのが本稿のテーマとなる。そのことによって，制度の谷間を少なくし，より包括的な制度を構築していくための手がかりとしていきたい。

1. コロナ禍における就業・雇用情勢の推移と暮らしへの影響

(1) コロナ禍がもたらした就業・雇用への影響

新型コロナウイルス感染拡大期のなかで，人びとの暮らしの基盤となる就業・雇用は大きな打撃を受けた。その影響が最も強くあらわれたのは，全国一斉臨時休校（2020 年 3 月），第 1 回緊急事態宣言が全国で発令された時期（同年 4～5 月）で，その後もコロナ禍以前の状況に回復せぬまま

現在に至っている。以下，総務省「労働力調査」から概観する。

まず，就業者数（原数値）は，2020 年 3 月の 6700 万人から 4 月に 6628 万人となり，72 万人減少した（前年同月比でマイナス 80 万人）。その減少幅は，男性はマイナス 19 万人，女性でマイナス 53 万人と，女性就業者に顕著である。とくに影響が強かった業種は「宿泊業，飲食サービス業」で，前月比マイナス 28 万人となり，2021 年 3 月までの 12 か月間で，前年同月比の減少は平均マイナス 37 万人で推移した。飲食業にはパート・アルバイトが多いため，女性や学生に大きな影響をもたらしたと考えられる。

つぎに，雇用者数（役員除く）の推移をみておく。2020 年 4 月，「非正規の職員・従業員」は，2019 万人，前月から 131 万人減少した。その後，2021 年 3 月までの 12 か月間，前年同月比で，月平均マイナス 97 万人，なかでも「パート」「アルバイト」に減少傾向が顕著である[3]。

これに対して「正規の職員・従業員」は，2020 年 1 月から 2021 年 3 月まで概ね前年同月を上回っている。2020 年度の平均では男性が 3 万人，女性が 33 万人増加している。これは「医療・福祉」の業種で女性の正規職員が増加しているためである。

コロナ禍の就業・雇用面への影響として特徴的であったのは，休業者の急増である。2020 年 4 月，休業者は，597 万人（前月比 420 万人増）で過去最高値となった。「正規職員・従業員」の休業者は 193 万人（前年同月 113 万人増），「非正規職員・従業員」で 300 万人（前年同月比でも 240 万人増）に達している。同月の「正規職員・従業員」に占める休業者の割合は 5.4% に対し，「非正規職員・従業員」に占めるそれは，より高く 14.9% に達している。「自営業主」の休業者も 70 万人（前年同月で 48 万人増），同月の「自営業主」に占める休業者の割合は 13.3% と高い割合を占める。性別でみると，2020 年 1 月から 2021 年 11 月まで一貫して男性より女性の休業者が多い。ピーク時の 2020 年 4 月では，男性が 240 万人（前年同月比で 171 万人増），女性は 357 万人（前年同月比で 249 万人増）に達した。

次に失業の状況をみておこう。完全失業者・率は，2019 年度の平均で 162 万人，2.3% であったが，新型コロナウイルス感染拡大後，増加傾向に転じ，2020 年 10 月，完全失業者・率は 215 万人，3.1% に達した。リーマンショック後の 2009 年に 5% 超で推移した状況に比べ完全失業率が低いのは，就業者が非労働力人口に移ることによって結果として失業が抑制されたためであると考えられる。2020 年 4 月，非労働力人口が前月から 94 万人に急増しており[4]，とくに「前職が非正規労働者」に非労働力人口の増大傾向が強く表れている[5]。これらのことが示すのは，学校一斉休校による子どもの世話のため再就職できない，感染への不安で転職できない，あるいは転職先が見つからない等求職活動を断念した失業者（「完全失業者」とカウントされない）が相当数いるということである。

（2）収入に対する影響

①雇用労働者の状況

以上のような就業・雇用をめぐる状況のなかで，家計の基盤となる賃金にも影響が生じている。厚生労働省「毎月勤労統計調査」によると，「一般労働者」（常用労働者のうちパートタイム労働者を除いた者）の現金給与総額は 2020 年 4 月に前年同月比マイナス 0.7% と減少傾向に転じて以降，下回り続け，2020 年 12 月マイナス 3.5% となった。一方，「パートタイム労働者」については 2020 年 3 月から前年同月より減少傾向に転じ，同 5 月には，マイナス 4.1% となった。その減少が「一般労働者」においては「所定外給与」（時間外手当）と「特別給与」（賞与）の減少によるのに対して，「パートタイム労働者」では，「所定内給与」減少による影響が顕著であるのが特徴である。パートタイム労働者にあっては，収入減が経常的な給与に及んでいるのである。

さらに，独立行政法人労働政策研究・研修機構によるパネル調査「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査[6]」（以下，「JILPT 調査」）から，「2020 年 5 月調査」における収入への影響をみておこう。民間企業の雇用者（n＝4,307）のうち，4 割が「雇用や収入にかかわ

る影響があった」と回答し，その具体的な内容（複数回答）としては，「勤務日数や労働時間の減少」（26.6%）や「収入の減少」（24.4%）が高い割合を占めた。しかも，これらの影響は，雇用形態別では「パートタイマー・アルバイト」，「派遣労働者」などの非正社員に，業種別では「飲食店，宿泊業」に，性別では女性に，より強く表れている。

次に，休業者の収入への影響はどうであろうか。「2020年8月調査」では，休業を命じられたことがある者の割合は，正社員（60.8%）より非正社員（68.3%）が上回っており，しかも，後述する通り，休業手当の支払いは，「正社員」に比べて「パート・アルバイト」は著しく低い。

それから1年2か月後の「2021年10月調査」によれば，「民間企業の雇用者」で自身の雇用や収入に「影響があった」者が依然として37.3%と高く，その中身は「収入の減少」（21.4%），「勤務日数や労働時間の減少」（15.4%）であった。「勤務日数や労働時間の減少」は「正社員」で12.4%であるのに対し，「非正社員」は21.3%と相対的に高くなっている。

②フリーランスで働く者の状況

一方，JILPT調査では「フリーランスで働く者」（n＝580）に対してもパネル調査を実施している。「2020年5月調査」では，「仕事や収入に影響があった」と回答した者が6割を超えた。その具体的な内容（複数回答）としては「業績への影響（売上高・収入の減少）」（52.8%），「新規受注や顧客の減少，消失」（25.3%），「既に受注していた仕事（イベントやツアー等含む）の中止や延期」（21.9%）があげられた。

その1年半後の「2021年10月調査」おいても，仕事や収入に影響があった者が6割超を占めており，その具体的内容としては「業績への影響（売上高・収入の減少）」が49.9%と依然として高く，「新規受注や顧客の減少，消失」（23.5%）が続いている。

2. 日本型雇用慣行の崩壊とワーキングプア問題の顕在化

このように，コロナ禍の下，就業・雇用，収入に対する影響は，とくに，非正規労働者（その多くを占める女性）やフリーランス就業者に強くあらわれた。これらの人びとは，コロナ以前から正規労働者中心の雇用や社会保障のシステムから排除されてきた。その社会的な背景を，日本型雇用慣行との関連で検討しておきたい。

(1) 日本型雇用慣行を基盤に形成された社会保障

高度経済成長期に定着した日本型雇用慣行は，生計中心者である男性正社員の安定雇用（長期雇用慣行と年功賃金）とそれに連動する被用者保険，企業内福利（扶養や住宅に係る手当等）がその特徴であった。もちろん，日本型雇用慣行にあって，非正規労働者も動員されたが，その多くは家計補助的な主婦のパート労働および学生アルバイトであり，彼女ら彼らは，生計中心者たる男性（夫・父）の扶養家族として企業から間接的に護られてきた。したがって，非正規労働者の雇用の不安定性や最低賃金の低劣性は，このシステムが機能している限りにおいて問題とされることはなかった[7]。また，被扶養者にとっても，自身が保険料や税を負担するよりも，間接給付を得るほうが経済面で合理的であることから，被扶養者の地位を維持できる範囲の所得に調整することによって，男性と女性の「扶養－被扶養関係」，性別役割分業は維持されてきた。このような男性稼ぎ主モデルの社会保障が「標準」とされ，不安定雇用と低賃金にある非正規労働者にこそ手厚くあるべき社会保障は発展しなかったのである。

また，日本型雇用慣行のもう一つの特徴である企業内組合も，長期雇用・年功賃金と企業内福利（扶養手当や社宅・家賃補助等）によって一定の生活は充足してきたため社会保障制度の拡充に積極的に取り組むことはなかった。労働運動が社会保障運動と連動しなかったことは，社会保障の発展の遅れに影響したもう一つの理由である[8]。

他方で，生計中心者でありながら，日本型雇用慣行の圏外に周辺化された労働者は存在していた。その典型は，不安定雇用にある低賃金労働者――具体的にはシングルマザーや寄せ場の日雇労働者であった。生計中心者でありながら労働市場の周辺に位置づけられた彼女ら彼らの貧困・生活

困窮問題は，男性稼ぎ主モデルが前提とする「標準的な働き方」「標準世帯」から逸脱しているため，社会的な対応を要する問題として承認されなかったのである。

(2) ワーキングプア問題の顕在化と失業扶助の不在

その後，1990年代以降の脱工業化社会，グローバル化の進展とともに，これまでの日本型雇用慣行は崩壊へと進んでいった。バブル経済崩壊後の1995年，日本経営者団体連盟が『新時代の「日本型経営」』において示したように，企業は，経営の中核となる者を正社員に絞り込む一方で，非正規雇用の範囲を拡大させていった。国の雇用政策も，労働者派遣法改正によって，2004年から製造業への労働者派遣を解禁，さらに非正規労働者が増大していくこととなった。

2000年代以降，「一般世帯の母子世帯化」「社会全体の寄せ場化」と表現された雇用情勢の劣化と貧困化の波は，従来，正社員として採用された男性稼ぎ主や一括採用されてきた新卒者にまで及ぶことになった。とりわけ2008年秋のリーマンショックを契機とした派遣切り失業者の問題は，同12月の「年越し派遣村」により社会的注目を集めるに至った[9]。

ここで顕在化したのは，派遣労働者の雇用と生活の不安定性，さらには，失業リスクがより高い非正規労働者にこそ必要であったはずの雇用保険が，これらの人びとを排除してきたという問題であった。

実際，リーマンショック後，派遣切りとなった多くの失業者は，仕事と住まいを喪失した急迫状態にあった。当時それに対応できる失業扶助の制度はなく，生活保護が代替的に失業者の生活困窮問題に対応をせざるを得なかった。

このように，雇用保険制度（第一のセーフティネット）と，生活保護制度（最後のセーフティネット）の間には大きな「空白」地帯があり[10]，その「空白」を埋めるための緊急対策として，2009年以降，雇用保険を受給できない求職者に対する現金給付つき訓練や住宅手当，貸付をメニューとした「第二のセーフティネット」が創設された。後述する通り，その主な内容はいずれも，失業によって生活困窮となった人々の労働市場への再参入を目的としていたため，わずかの給付をのぞけば，就労支援に特化した相談支援が中心であった。その最も大きな問題について岩田正美は，「第二のセーフティネットが，生活保護に代わる，稼働年齢層への失業扶助としての性格を明確に示せず，職業訓練や求職活動と連動した，その期間中の限定的な給付に過ぎないということである[11]」と指摘している。

このように，経済危機に伴って，生計中心者や若者の失業が大量に生み出された時，社会保障の制度の谷間は顕在化し，政策対応が迫られる。しかしながら，それはあくまで緊急対応であり，制度の谷間をなくするような雇用システム，社会保障の抜本的な改善には至らなかった[12]。

その現れは，被用者保険の適用を受けず，国民年金や国民健康保険に加入せざるを得ない被用者が増大していることである。国民年金第1号被保険者に占める被用者の割合は，年々増加傾向にあり，2017年度は約4割（常用が8.9%，パート・アルバイト等が31.4%）[13]を占める。また，2019年の国民健康保険加入世帯の約3割が被用者の世帯（擬制世帯除く）で，世帯所得（年間）は，「0～100万円未満」が44.1%（うち「所得なし」が8.5%），「100～200万円未満」も30.0%で，被用者を世帯主にもつ国民健康保険加入世帯の4分の3が世帯年収200万円に満たないワーキングプアの状態にありながら，被用者保険から排除されているのである[14]。

もちろん，被用者保険の短時間労働者への適用拡大は，2016年10月から導入されたが，強制適用を受けるのは500人以上規模の大企業で，包摂される非正規労働者も一部にすぎない（100人以上規模の事業所に適用されるのは2022年10月以降となる）。

このように，日本型雇用慣行を基盤に形成された正規労働者中心の被用者保険と，非正規労働者や自営業・フリーランス就業者等が加入する地域保険とに社会保険は分断された状態にある。三塚武男は，国民年金と国民健康保険を「社会政策としての社会保険制度」（被用者保険）と区別して

「社会福祉保険制度」と概念規定した[15]。三塚に依拠して社会保障制度の体系をとらえると，社会政策としての社会保険から排除された不安定雇用・低賃金労働者を社会福祉保険制度が代替的に包摂し，そのうちの無所得・低所得の世帯には，例外的に保険料を一部免除し，そこからも漏れた人びとを「最後のセーフティネット」である生活保護が残余的に包摂する，捻れた体系となっていることがわかる。

そして，2000年代以降の社会保障の展開は，その前提となる雇用保障，十分な最低賃金，住宅や教育を保障する公共一般施策を欠いたまま，新自由主義＝ワークフェア型の色彩を強めていく。それが，「自立支援」「就労支援」であり，稼働年齢にある生活困窮者に対して就労支援や求職活動を要件にした給付を行うことを旨とする，「福祉から就労へ welfare to work」が政策目標に掲げられた。その政策基調には，社会保障・社会福祉に対する公的責任の後退と，社会福祉の商品化，市場化，税・保険料・自己負担の増大があり，2002年の児童扶養手当制度減額措置とセットになった母子世帯の自立支援策，2005年の生活保護への自立支援プログラム導入，2013年生活保護法改正以降の就労支援（指導）の強化は[16]，まさにその流れのなかにある。いずれも給付水準の引き下げと抱き合わせで進められた結果，貧困は個人の努力によって解決すべきとする「貧困問題の個人化」が政策的に進められることとなったのである。

以上の経緯から，非正規労働者が4割を占める現在にあっても，正規労働者と非正規労働者との間には雇用・収入の格差が固定化されたままであり，経済不況のたびに，非正規労働者は雇用の調整弁として，労働市場から放逐された。稼働年齢にある失業・生活困窮者に対して，個人の自立に向けた努力を支援し，再び労働市場に参入させることによって，問題解決を図ろうとしたのがワークフェア型社会保障であった。

3．コロナ禍における生活困窮問題への政策対応

コロナ禍は，まさに，welfare からの出口である work を直撃した。ワークフェア型の社会保障は，膨大なる生活困窮者を前に，機能不全に陥り，その限界を繕うように軌道修正を重ねせざるを得なかった。また，感染拡大が落ち着くまでの時限措置であるため，制度の利用時期によっても要件や支給額・給付期間が変更され，混乱と混迷を極める展開となっている。

本章では，新型コロナ感染拡大期における失業・休業や生活困窮問題にかかる制度の動向を概観しながら，従来の被用者中心の社会保障制度にどのような弾力化（包摂化）が進められたのかを確認する。弾力化の具体的内容は，これまで制度がどのような選別基準で，人びとを排除してきたのかを検討することとも重なるからである。

(1) 雇用保険の特例措置による包摂化は機能しているか

前章の通り，コロナ禍の下，就労・雇用情勢への影響として際だったのが休業者の増大で，過去最大の規模となった。

休業に対する社会政策として，そもそも，労働基準法第26条では，使用者の責に帰すべき休業について，平均賃金の60％以上の支給を使用者に義務づけている。緊急事態宣言等の要請に基づく休業の場合であっても，支払義務が原則としてあることに変わりはない。使用者の休業手当支払を助成し，雇用の維持を後押しする公的制度として，雇用調整助成金（雇用保険料を原資とする）がある。コロナ禍では2020年4月以降，次の特例措置が進められてきた。

①事業主への助成率の引き上げ（最大100％），②助成上限額の引き上げ（最大15000円），③助成日数上限の引き上げ（本則に加えて実際の休業日数の範囲内）などである。それに加えて，雇用保険の被保険者でない者にも休業手当を適用するため雇用調整助成金に準じて「緊急雇用安定助成金」を創設，短時間労働者にも適用を拡大した。

こうして，非正規労働者・被保険者以外の者にも休業手当の支給を促進する措置が図られたが，それは十分機能しただろうか。

先述の JILPT 調査（2020年8月）によると，

休業手当の支払い状況について，「休業日（休業時間数）の半分以上が支払われた」のは「正社員」65.5%，「非正社員」では 42.5% と 23 ポイント下回っている。「非正社員」のうち「契約社員・嘱託」「派遣労働者」の休業手当支払率は 60%以上で正社員のそれに近い一方，「パート・アルバイト」で 36.3% と支払率の低さが際立っている。

パート・アルバイトの支払い率が低いことの理由はいくつか考えられる。まず，時給制労働の場合は，「勤務シフトを減らす」調整で，休業として扱われないことが多いことである。加えて，雇用調整助成金制度が事業主の申請を前提とした「間接給付」であるため，原則として支払い義務がありながらも，それを履行するのは事実上，使用者の「自主性」に委ねられていることである[17]。さらに，新型コロナ感染拡大に伴う休業についての休業手当の支払い義務がないかのような国のアナウンスがなされたこともあり[18]，このことが休業手当支払不履行に影響していると考えられる。休業手当の助成率が最大 100% に引き上げられたにもかかわらず，パート・アルバイトの権利がないがしろにされているのは，女性や学生が多いパート・アルバイトを「家計補助的労働者」として位置づける事業主の認識があるためだと考えられる[19]。

このような，休業手当の不払いに対応するため，2020 年 6 月に雇用保険法臨時特例法が成立，「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」が創設された。これは事業主経由の「間接給付」である雇用調整助成金（休業手当）を補完する特例措置として，休業手当が支給されない中小企業の労働者や大企業のシフト制労働者等（雇用保険の適用を受けない労働者含む）に対して，本人の申請による「直接給付」が実施されることとなった。

他方，休業は，事業主側の事由によるものだけではない。2020 年 3 月の全国一斉臨時休校により，子どもの世話のため仕事を休業しなければならなくなった労働者に対して，「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」が創設された。「助成金」は，雇用形態の正規・非正規に関わりなく，通常の有給休暇とは別に有給休暇を取得させた事業主に対して賃金相当額（上限 8,330 円，時期により最大 15,000 円）を助成する制度である。ここで画期的であったのは，「助成金」に準じた「支援金」として，これまで労働保険の対象外とされてきたフリーランス就業者に休業手当が適用されたことである（ただし，1 日あたり 4,100 円，最大 7500 円と，雇用労働者との差が設けられている）。

これまで雇用保険の被保険者でない短時間労働者や，個人事業主として企業と契約を結ぶフリーランスの場合は雇用保険の適用外とされてきた。今回の特例措置により，これらの労働者にも休業手当の直接支給の道が開かれたことは，被用者中心の社会保険制度をより包摂的にするものとしての意義がある。

さらに，失業に対する所得保障の中核，雇用保険の基本手当（求職者給付）についてもみておきたい。新型コロナウイルス感染拡大により求職活動が困難となり，またコロナ禍の長期化により転職先がみつからない状況に鑑み，先述の雇用保険法臨時特例法では基本手当の給付日数を最大 60 日延長することとした。

ここで留意すべきことは，雇用保険の基本手当には資格要件があり，同じ失業状態にあっても，受給できる者とできない者の選別が行われるということである。これまで，基本手当は，受給率が低いこと，とくに非正規労働者にその傾向が顕著であることが指摘されてきた[20]。雇用保険は他の被用者保険と比べて，比較的早い段階から短時間労働者にも適用してきた。だが，週 20 時間以上労働の被保険者であっても資格期間（原則として離職日以前の 2 年間に 12 か月以上（倒産・解雇等の場合離職日以前の 1 年間のうち 6 か月以上）の被保険者期間があること）を満たさない場合には適用されない。

実際，完全失業者に占める雇用保険の基本手当の受給者の割合は，2019 年度の平均で 24.0% であったが，2020 年度も平均 24.0% と，同水準で推移しており，4 人のうち 3 人は受給資格がないか，長期失業で手当の期限が切れているか，である。したがって，雇用保険は失業者の失業給付と

して，十分機能していないと言わざるを得ない。

また，資格期間を満たしていても，「失業」の認定は，あくまで公共職業安定所に求職者登録を行い，求職活動を行う（再就職を目指す）者とされているため，今回のコロナ禍の下で，離職したが再就職をあきらめた人びとは，失業していても基本手当を受給することができない。

こうした雇用保険の限界性に対して，リーマンショック後に，創設された「第二のセーフティネット」は，コロナ禍の生活困窮にどのように対応したであろうか。その検討に入る前に，第二のセーフティネットが担う目的を明らかにするため，その創設の経緯をみておきたい。

(2) ワークフェアとしての第二のセーフティネットの本質

「第二のセーフティネット」は，2009 年，仕事と住まいを失った派遣労働者への対応として，雇用保険が受給できない求職者に対して給付つき職業訓練を行う「緊急人材育成支援事業」，生活保護以外では初めての家賃補助である「住宅手当」，「総合支援資金」（貸付）を支援メニューとして用意されたものである。以来，雇用保険と生活保護の間の「空白」地帯を埋める支援策としての位置づけを与えられた。その後，緊急人材育成支援事業は「求職者支援制度」と名称を変えて 2011 年に恒久化され，住宅手当は 2013 年の生活困窮者自立支援法に統合され，「住居確保給付金」に名称変更された。これらの制度は，生活保護制度の動向と関連しながら展開してきた。その経緯をみていこう。

リーマンショック後，生活保護受給者は増大し，なかでも稼働能力者が多く含まれているとされる「その他世帯[21]」が増大した。生活保護制度に就労自立支援を中心に据えたプログラムが導入された 2005 年度段階で，開始世帯に占める「その他世帯」の割合は 18.5% であった。リーマンショック後，その増大傾向が続き，2010 年には 35.5% に上昇，被保護世帯全体に占める割合も 10% から 16.2% に増大したことが厚生労働省でも問題視されることとなった。

このような背景の下，2012 年 8 月に成立した社会保障制度改革推進法，附則第 2 条では，被保護者に対する就労促進等の見直し，生活困窮者対策及び生活保護制度改革の総合的実施や正当な理由なく就労しない者への措置の厳格化等を検討することが定められたのである。これを受けて厚生労働省は社会保障制度審議会に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置し，稼働能力者の保護からの脱却のための自立支援策と，雇用保険が適用されない失業者などの生活困窮者を包摂する別建ての制度の創設に向けた検討をすすめた。その委員には生活困窮者支援の現場で「伴走型支援」や「中間的就労」，「断らない支援」など先駆的な取り組みをしている民間支援者も多く参加し，生活保護制度の在り方とともに新たな生活困窮者支援の在り方が検討され，ここで生活保護法見直しの内容と生活困窮者自立支援法の骨格がつくられたのである。

折しも 2012 年は，生活保護バッシングが高まった時期である。被保護者やその親族に対して，勤労や扶養の「義務を怠る」者が福祉に「依存する（義務を果たさず権利だけを享受する）」として，道義的批難が高まった。当時，基礎年金や最低賃金の水準よりも最低生活水準が高いことが問題とされ，生活保護費が「高すぎる（下げるべきだ）」との世論も高まっていった。その流れに乗って，立法府の国会議員である自由民主党（当時野党）の複数の議員が生活保護バッシング発言を繰り返した。これらのことが，現在に至る生活保護に対するスティグマや敵視を強固にし，「どんなに苦しくても生活保護だけは受けたくない」というイメージを植え付けたと考えられる。

こうした世論の高まりを背景に，2013 年には，生活扶助基準改定で最大 10% の段階的引き下げが決定された。さらに，保護申請手続の厳格化，不正受給防止対策や親族扶養強化のための調査権限の強化，就労へのインセンティブを高めるための就労自立給付金支給を旨とした生活保護法改正法が成立，これとセットで成立したのが生活困窮者自立支援法なのである。したがって，堅田香緒里が指摘するように，国が問題としたのは，「生活困窮の解消」というよりは「生活保護の抑制」にあったと見るべきである[22]。

そもそも「生活保護受給者の増大」が意味する最大の問題とは，社会保障の不備によって生み出された生活困窮問題を，生活保護が代替的に引き受けざるを得ない状況にある。その社会構造を不問にして，個人の就労意欲や努力，エンプロイアビリティに焦点をあて，「福祉依存」からの脱却＝「自立」を支援すること，あるいは生活保護に陥らないための防波堤となること。これがワークフェアとしての第二のセーフティネットに求められたことの本質である。

(3)「住居確保給付金」がもつ制限性と住宅保障の不備

以上の経緯をふまえ，第二のセーフティネットのなかの数少ない現金給付である「住居確保給付金」がコロナ禍においてどのように展開してきたかを検討したい。

先述の通り，仕事と住まいを失った失業者（つまり稼働能力者）の生活困窮問題に対応すべくうまれた経緯から，住居確保給付金は，求職者に限定した制度という性格をもっている。そのため，支給要件には，年齢要件（65 歳未満の稼働年齢層），離職廃業後 2 年以内要件，所得要件（住民税均等割世帯所得に相当），資産（貯金）要件を付し，対象を厳格に選別するものであった。これら要件を満たしたとしても，求職活動・就労支援への参加，公共職業安定所への求職申し込み，常用職に向けた「誠実かつ熱心な求職活動」，自立相談支援機関のプランに基づく個別支援が要件に加わる。給付は原則 3 か月，最大 9 か月，生活保護住宅扶助基準額が賃貸人に代理納付される仕組みである。ここまでが平時の制度の概要である。

コロナ禍の下では，特例措置により次のとおり要件が緩和された。

第一は，支給対象者の範囲である。コロナ禍により仕事や収入に最も影響を受けたのは，パート・アルバイトとフリーランス就業者であった。離職廃業等要件は，休業・勤務シフト減による生活困窮を想定していない。また，求職者要件を課すということは，フリーランス就業者にとっては，給付と引き換えに自らの仕事を廃業し，増収のため転職することを迫るものである。

こうした問題に対して「住まいの貧困に取り組むネットワーク」などの支援団体が厚生労働省に要件緩和の要請を続けたこともあり[23]，2020 年 4 月には，年齢要件の撤廃[24]，離職後 2 年以内の要件を緩和，休業者やフリーランスへの適用拡大を認めた。また休業者やフリーランスの者については，求職登録を 9 か月目までは求めないこととした[25]。

さらに同年 5 月に示された「問答集」には，外国籍住民（もともと，本制度に国籍条項はない）や学生・内定取り消し学生にも適用ができる旨が示され，収入要件や資産要件等を満たせば，当分の間，例外的に支給する方針が出されるなど，弾力化が進められたのである[26]。

そもそも住宅費は，所得が低い世帯ほど負担が大きく，概ね家計支出の 3〜4 割を占める。加えて毎月の固定支出で節約することができず，滞納が重なれば，いずれ退去せざるを得ない。また，住まい退去となった場合に，コロナ前までは受け皿となっていたネットカフェが，緊急事態宣言下では休業しており，まさに，住宅喪失の前に使える制度の整備が求められていた。したがって，賃貸契約で入居拒否を受けやすい低所得者や母子世帯，外国人，障害者，保証人のいない単身者，すでに滞納で家を退去させられた困窮者などにとって，この制度が命綱になったと考えられる。

厚生労働省の発表によれば，2020 年 11 月から 2021 年 1 月までの 3 か月の相談内容として，自立相談支援機関が個別プランを担当した利用者の相談内容（複数回答）のうち，最も多かったのは，どの年齢層においても「経済的困窮」であったが，それに続くのは「住まい不安定」で，男性女性とも 20 代，30 代，40 代，いずれもで 25％ 弱となった[27]。

こうして「再就職支援」のための家賃補助に限定されていた制度に，特例措置が加わることによって対象範囲が拡大していった。2019 年の給付金決定件数が 3,927 件であったところ，2020 年度の新規決定は約 13.5 万件となり，前年度の約 34 倍の件数に達したのである。

ここで指摘しておかなければならないのは，公共一般施策としての住宅保障の不十分さである。

先にも触れた通り，高度経済成長期以降の日本型雇用慣行の長期雇用・年功賃金と企業内福利（住宅手当）は，労働者に持ち家取得を可能にさせた。その結果，公的住宅政策は，もっぱら中間層への持ち家促進政策，すなわち，住宅金融公庫による低利融資との日本住宅公団による集合住宅供給が中心であった[28]。一方，企業内福利のない低所得者は，持ち家など望めず，民間賃貸住宅に住む者が大部分を占めた。「住まいは自己責任」というのが日本型住宅政策の基調なのである。そして，さらに低所得の生活困窮者等は，わずかばかりの公営住宅に「支援の対象」として振り分けられるのである。

平山洋介は，新自由主義の時代の下，低所得者向け公営住宅が年々小規模となるなかで，「カテゴリー化という技術」が住宅困窮を社会的に構築していると指摘する。つまり，「高齢」「母子」「障害」などの社会福祉関連のカテゴリーを用いて「救済に値する」人びとを定義づけ，それらの人びとは，稼働能力を十分にはもたないがゆえに，市場住宅を自力では確保できない，「救済に値する」グループ（住宅セーフティネット法にいう「住宅確保要配慮者」）に配置された[29]のである。平山は，そのような「カテゴリー」化が「救済に値する」範囲を狭め，住宅保障制度の普遍性を狭めることになったと指摘している[30]。

実際に，公営住宅は減少の一途をたどっており，坂庭によれば，「住宅確保要配慮者」に対する家賃低廉化に対応するセーフティネット住宅数は，2017 年から 2019 年の 3 年間の間で，全国にたったの 164 戸，家賃保証料低廉化はさらに少なく 23 戸，となっている[31]。これでは，住宅のセーフティネットとして機能していないと言わざるを得ない。

このように，日本における公的な住宅政策は，限られた公営住宅，セーフティネット住宅を低所得等，住宅喪失リスクの高い人々に残余的に供給するものでしかなかった。住居確保給付金の利用者が急増した背景のひとつに，公共一般施策としての住宅保障の不備がある。

いうまでもなく，住まいは万人に共通するものである。住居困窮にある人びとに対して，当面は住居確保給付金の弾力運用によって対応するのが現実的であろうが，本制度は，離職者の再就職支援を目的とした有期制の制度で，対象も限定されている。これを機に，公的な住宅保障として，生活困窮者に対する住宅手当の創設が求められるだろう。

(4) 生活福祉資金「特例貸付」の包摂化とそれにともなう問題

コロナ禍の初期段階から，政府は生活困窮問題への緊急対応の柱に生活福祉資金貸付制度の「特例貸付」を位置づけた。住居確保給付金とともに，コロナ禍の下で最も活用された制度である。

もともと生活福祉資金貸付制度は，「低所得者，障害者又は高齢者に対し，資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより，その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り，安定した生活を送れるようにすることを目的とする」制度で，貸付対象のうち「低所得世帯」については，貸付と支援によって「独立自活できると認められる世帯」と規定されている。その生活資金の貸付である「総合支援資金」および「緊急小口貸付」に関しては，2015 年度から施行された生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業等の継続的支援を受けることを要件にしていた。

2020 年 3 月 25 日から，生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金（通常 10 万円，特例 20 万円まで），総合支援資金（単身世帯 15 万円，2 人以上世帯 20 万円，原則 3 ヶ月まで）の特例貸付が開始した。国は，感染防止，迅速な貸付とコロナ禍の長期化への対応のために，累次の制度運用の弾力化方針を示した[32]。主な変更点は次のとおりである。

①支給対象の拡大～「低所得世帯」から「収入減少による生活困窮」世帯へ

本則の対象は「低所得世帯」（市町村民税非課税世帯）であったが，これが，「新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業・失業等」による「収入の減少があった世帯」に範囲が広げられた。しかも，収入減少の程度は貸付の要件に関わらないことが示された[33]。

②支給要件の弾力化～自立相談支援を受ける要件

本則では総合支援資金は，生活困窮者自立支援法にもとづく自立相談支援事業等に継続的な支援を受けることを要件としていたが，国は迅速に貸付を進めるために，当面の間，その要件を「不要」として差し支えないとする方針をうち出し[34]，償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって，貸付を行うこととした（2020年9月以降，「延長貸付」「再貸付」の際には，支援要件が求められることとなった）。

③償還免除の特例

今回の特例貸付の最も大きな変更点は，「償還時，なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」に対して償還を免除する点であった。これにより「貸付の事実上の給付化」を低所得世帯限定で行うこととなる。

④据え置き期間，貸付期間の延長

償還までの据え置き期間は，緊急小口資金（本則2ヶ月以内），総合支援資金（本則6ヶ月以内）とも「1年以内」に延長された。総合支援資金の貸付期間については，原則3ヶ月であるが，それに「延長貸付」（2021年3月末受付まで），「再貸付」（同年11月末受付まで）それぞれ3ヶ月間60万円以内で認められることとなった。これにより，緊急小口資金と総合支援資金を合わせて最大200万円の貸付が受けられることとなった。

以上，特例貸付の措置は，支給対象，支給要件，貸付期間および据置期間の延長など，運用を弾力化させてきた。手続き書類の簡素化のほか，郵送による申請，労働金庫・日本郵便に窓口委託（2020年9月末まで）するなどの受付の円滑化もあって，生活資金が必要な人びとに迅速に資金を調達することが可能となった。厚生労働省の発表によれば，2020年3月25日の開始から2021年11月13日までの約20ヶ月で特例貸付の申請件数・決定金額は，緊急小口資金で147万件・2657億円，総合支援資金は約101万件・7317億円，再貸付は約56万件・2843億円で，総額約1.3兆円規模に達した。緊急小口資金の1人あたり平均額は18.7万円，総合支援資金は74.4万円，再貸付は52.2万円となっている。

一方で，制度の選別性を緩和し，より包摂的になった結果，新たな問題が生まれている。

関西社協コミュニティワーカー協会・社協現場の声をつむぐ1000人プロジェクトの調査（以下，「関西社協調査」と記す）によれば，10万人以上の人口規模の市区社協では，緊急小口資金から総合支援資金，総合支援資金（初回）から延長貸付へと継続の申請がされた割合がそれぞれ5割後半～6割後半であることが明らかにされている[35]。これは，貸付を受けてもなかなか生活困窮が改善されず，最大限借りざるを得ない人びとが相当数存在していたことをあらわしている。

対象の間口が広がり，多くの人びとが利用できるようになったということは，裏を返せば，貸付以外の生活資金を得る手立て，とくに社会保障制度が利用できなかった（利用しなかった），ということを意味する。フリーランス就業者や自営業者，学生を含む若年者や外国籍住民など，これまで生活困窮者支援の場に接点のなかった層が貸付利用に至ったのは，それらの人びとに対応できる社会保障制度が十分でなかったことのあらわれである。

第二の問題は，貸付の迅速化のため，生活困窮の背景にある生活課題への支援が十分にできないなか，貸付が累積していったということである。社会福祉協議会では，激増する相談者に，圧倒的に人員が少ない相談体制で対応せざるを得なかった。関西社協調査によると，最も申請が多かった2020年の4～7月，面接を原則に申請手続を進めた社協が約7割を占めたが，それでも，貸付業務のなかで，「制度の有効性への疑問」を90.5％の社協職員が抱きながら，「丁寧な相談支援ができないジレンマ」があったとの解答が76.1％に上ったのである[36]。

本来，貸付制度は，返済の可能性を判断するとともに，返済できるよう利用者の生活課題を解決するための相談支援活動が必要となる。相談支援を丁寧にできず，借金を累積していけば，現在の生活困窮に加えて，将来の返済による生活困窮状態を深化・長期化させることとなる。

第三の問題は，償還免除の選別性である。特例貸付が開始した当初から，「償還時になお所得の

減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除する」方針が予告されていた。すでに据置期間の延期が決定し，早ければ2023年1月から償還が求められることとなる。

ここで問題となるのが，要件を満たさないボーダー層の人々や，そもそも貸付を受けずに生活困窮にしのいできた人々と，免除対象者の間に分断，対立が生み出される点である。

この制度による選別性は，貸付終了後の生活困窮者を主たる対象とした「新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金」にも強く表れている。

延長貸付が開始した2021年7月，生活困窮者自立支援金が創設された。本制度はきわめて選別性が強いものといわねばならない。すなわち，収入要件（住民税非課税世帯相当），資産（預貯金額）の要件が非常に厳しく，これに求職活動（就労困難の場合，生活保護申請）の要件[37]が課される。対象は，再貸付の利用世帯か，再貸付が不承認となった世帯か，貸付の相談をしたものの申し込みに至らなかった世帯であり，2022年1月からは緊急小口資金・総合支援資金（初回）までの利用世帯も含まれることとなる。いずれにしても，自立支援金を利用するためには，特例貸付利用が前提となるため，貸付を受けなかった生活困窮世帯は，対象から除外されている同じ困窮状況にある人々を一方で選別，他方で排除することによって，政策的に生活困窮問題が生み出されている。

このように，特例貸付は，対象の間口を広げ，迅速な貸付を実施することによって，緊急の生活資金の調達に貢献した。しかし貸付は本来，一時的な資金確保のための手段で，継続して借りるべきものではない。貸付の長期化が進む前の段階で，貸付から給付へ，すなわち生活保護への切り替えをすべき人びともいたのではないかと考えられる。

この点と関連して，厚生労働省は，特例貸付の延長貸付にあたっては，自立相談支援機関への相談・面談を経ることとし，その支援決定内容を踏まえて延長の可否の決定をすることとしたが，「償還期間中の償還履行が困難と考えられ，要保護者となるおそれが高い者等については，福祉事務所における相談や申請を行うよう促すこと」として生活保護への連携を求めていた。

それでは，コロナ禍において，生活保護制度は生活困窮にどのように対応したであろうか。

4. 生活保護制度が最後のセーフティネットとして機能するために

本章では，コロナ禍の生活保護の動向をリーマンショック時との比較から明らかにするため，生活保護受給者数の推移を概観しておきたい（図1）。生活保護受給者数は，リーマンショックを契機に2008年の159.2万人から急増傾向をたどり，2014年には過去最大値となる217万人を超えた。以降，一貫して減少傾向をたどり現在に至っている。その間，特徴的であるのは，2009年から2010年にかけて稼働能力者が多く含まれるとされる「その他世帯」が，実数，構成比とも増大した点である。コロナ禍以降の動向として，生活保護受給者数は，減少傾向を続けており，2020年1月，208.1万人であったものが，概ね減少を続け，2021年8月には203.8万人，前年同月比伸び率もマイナス0.6%となった。世帯数については，163.4万世帯から164万世帯と，ほぼ横ばいで推移している。

続いて，コロナ禍後の新規の利用状況についてみておきたい（図2）。

2020年4月，生活保護の申請件数は，2.1万件を超え，前年同月比の伸び率では24.9%増となった。開始世帯数では1.9万世帯，前年同月伸び率で14.9%と，これも高くでている。休業者が激増し，就業者も大きく減少した時期と重なるため，最もコロナ禍の影響が出ていると思われる。次のピークは緊急事態宣言が継続中の2021年3月で，申請は2.3万件，開始世帯は2万世帯となっている。これらのピークを除けば，1.4万から1.7万世帯の間で推移しており，増大の幅はそれほど大きくはない。前年同月比で概ねマイナスが続く2020年度の前半期（4〜8月）は，「特別定額給付金」その他，各種の給付金が開始された時期とも重なり，また，住居確保給付金や特例貸付の申請・決定件数が伸びた時期と重なる。

次に，稼働能力者の利用状況を探るため，被保

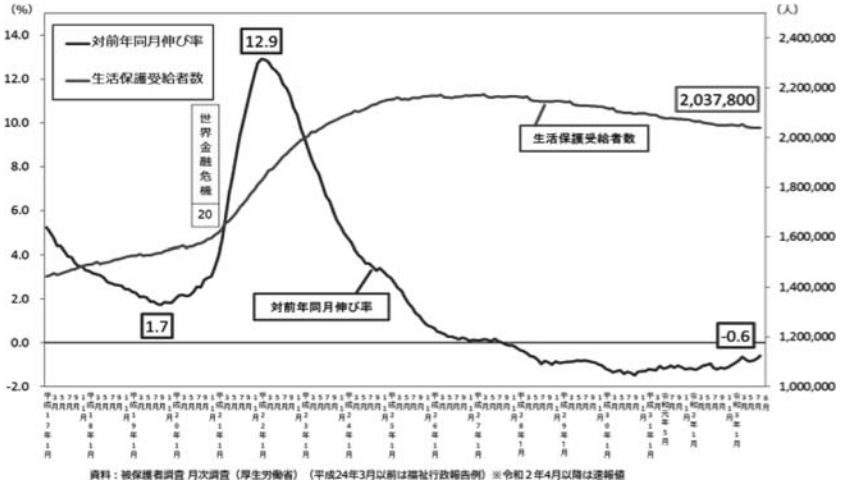

図 1　生活保護受給者数・前年同月比伸び率の推移
出所：厚生労働省「第 1 回　生活保護制度に関する国と地方の実務者協議」資料，2021 年 11 月 19 日

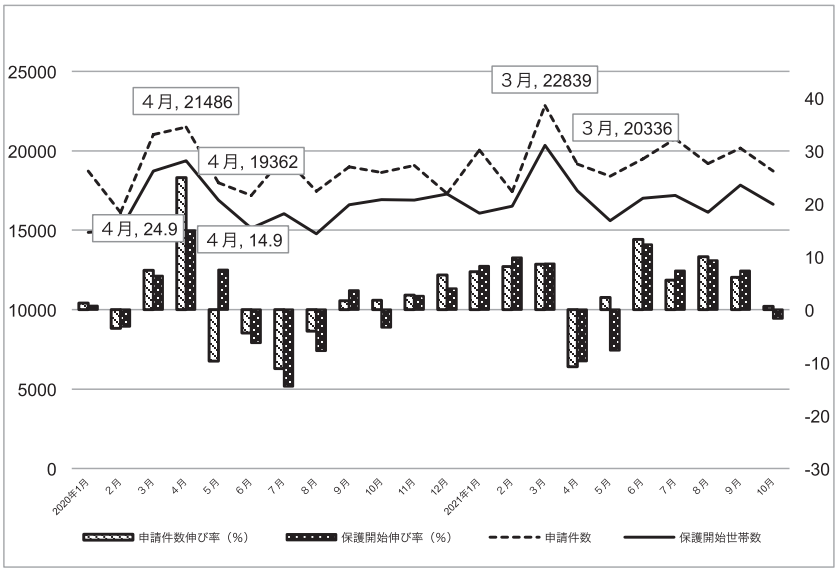

図 2　保護申請件数と保護開始世帯数，前年同月伸び率
出所：厚生労働省「被保護者調査」より作成

護世帯を世帯類型別にみてみよう（図 3）。リーマンショック前から現在に至るまで，被保護世帯数の推移には「高齢者世帯」の増大の影響が基調としてある。近年では，「高齢者世帯」は前年同月比の伸び幅は年々縮まるものの，前年同月比を一貫して上回る形で推移しており，2020 年 8 月，前年同月比で＋0.7% となった。次に，「その他世帯」については，2014 年から前年同月を下回って推移してきたが，2020 年 4 月，前年同月比で増大傾向に転じた。やはりここでも，休業者の激増，就業者の減少の時期と重なっており，その影響が考えられる。「その他世帯」はその 1 年後の 2021 年 4 月の＋3% でピークに達したが，翌 5 月には減少傾向を経て前年同月比で＋1.6% となっている。「傷病・障害者世帯」については，2013 年以来，前年同月比では下回り続けているが，コ

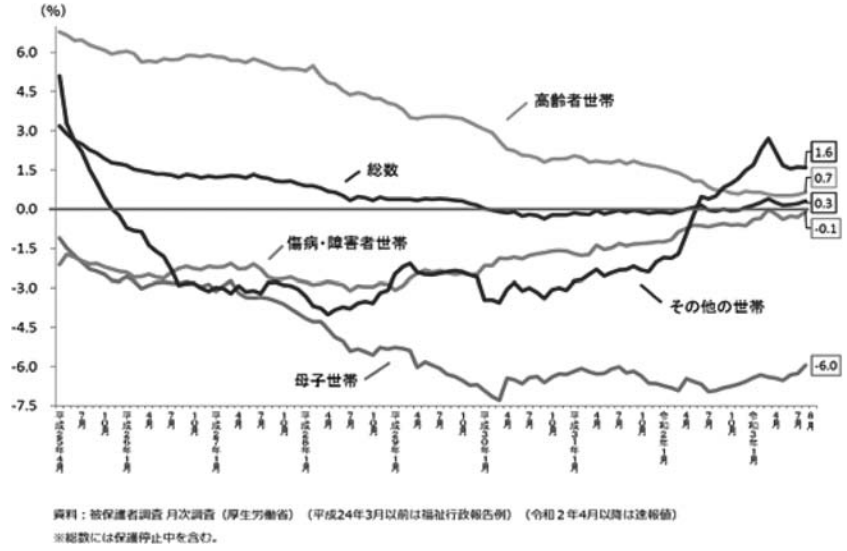

図 3　世帯類型別被保護者世帯数の対前年同月伸び率の推移
出所：厚生労働省「第 1 回　生活保護制度に関する国と地方の実務者協議」資料，2021 年 11 月 19 日

ロナ禍に入ってから，マイナスポイントの幅を縮めており，2021 年 8 月，前年同月比マイナス 0.1 %となった。

ここで，コロナ禍の影響により経済的困窮が深刻と考えられる「母子世帯」は，2013 年以来，一貫して，前年同月比で下回り，かつ減少の幅が大きくなっている。コロナ禍においても，マイナス 7〜6% 台を推移している。その背景として，児童扶養手当受給世帯等の臨時給付金や償還免除つき貸付等，母子世帯向けの給付等があったことも影響している可能性はある。今後の推移のなかで別に検証したい。

以上のデータから，小括すると，コロナ禍の影響は，当初から直近の 2021 年 8 月にかけて，生活保護受給者数・世帯数の全体数は，微減ないし横ばいで推移してきた。そのなかで，最も就業・雇用の面で影響が大きかった 2020 年 4 月からの数か月においては，「その他世帯」が例年より増大傾向にある。

コロナ禍の緊急事態において，稼働能力のある生活困窮者の包摂化を進めていくために，生活保護制度に求められるものは何であろうか。

生活保護法は，憲法第 25 条の生存権保障の理念に基づき，保護請求権の無差別平等の原理に拠るという点で，一般扶助主義と言われる。旧生活保護法の欠格条項（勤労を怠る者，素行不良の者を絶対的欠格者として排除してきた規定）を廃止し，失業者や稼働能力のある生活困窮者への最低生活保障の道を開いた。しかしながら，実際の運用においては，資産・能力の活用という，保護実施要件が事実上の資格要件として機能している。コロナ禍で，生活困窮にある人びとにとって，利用の大きなハードルとなったのは，資産活用要件，とくに自動車と預貯金の保有であった。

コロナ禍以降の厚生労働省の通知・事務連絡では，まず，要保護者の申請意思の確認，申請権を侵害するような対応を慎むようにとの指示が繰り返しなされている。併せてリーマンショック時に発出された取扱が再通知され，住まいを失った人や失業者に対する生活保護の運用の弾力化の方針が示された。また，2020 年 12 月には，厚生労働省のホームページに「生活保護の申請は国民の権利です」と掲げ，親族扶養は保護の要件ではないこと等も合わせて，広報された。これは法律通りのことを改めて周知しているだけであるが，法律と運用の乖離が激しい生活保護行政において，権利として生活保護の利用を促す広報は重要である。

また，2020 年 4 月，「確実かつ速やかに要保護者の最低生活を保障する観点」から，「緊急事態

措置の状況の中で新たに就労の場を探すこと自体が困難であるなどのやむを得ない場合は，稼働能力活用にかかる判断を留保することができる」とし，稼働能力活用要件の弾力化が示された。もう一つのハードル，自動車の保有については，緊急事態宣言解除後に，収入が増加すると見込まれ，通勤用に使用する場合の自動車保有を認めること，また，山村僻地での自動車での求職活動はこれまで例外的に認められてきたが，ひとり親等で子どもの保育所送迎に自動車を使う場合も例外的に認めるとした[38]。

次に，法律に定める要件とともに，事実上，要件化している「扶養照会」の問題にもふれなければならない。

一般社団法人つくろい東京ファンドが生活困窮者向け相談会来場者に対して 2020 年 12 月～2021 年 1 月に実施した「生活保護利用に関するアンケート調査」（n＝165）によれば，生活保護を利用していない理由として，「家族に知られるのが嫌」と解答した人が 3 分の 1 を占め，生活保護を利用していない人（n＝128）のうち，「親族に知られることがないなら利用したい」と解答した人が約 4 割を占めたことが明らかにされた[39]。

生活保護法第 4 条保護の補足性に規定された親族扶養は保護の要件ではない。だが，扶養照会の承諾が申請のハードルとなる以上，これは，事実上の保護の要件として機能してしまっているのである。

扶養照会の業務は，住民票，戸籍附票の追跡，家族から苦情対応など，福祉事務所のケースワーカーにとって負担となるものであるが，その負担に見合った効果があるのだろうか。厚生労働省が実施した 2016 年 7 月の保護開始世帯に関する調査データの検証をした小久保哲郎によれば，扶養照会は年換算で 46 万件にも及び，保護申請時の扶養照会に対して，金銭的な扶養が可能という回答があった割合は，わずか 1.45％ に止まることが明らかにされた[40]。その後，2021 年 2 月，生活保護問題対策全国会議と一般社団法人つくろい東京ファンドとの共同で厚生労働大臣に「生活保護の扶養照会運用に関する要望書」，「生活保護の扶養照会に関する厚生労働省通知に関する緊急声明」[41]を提出，扶養照会は申請者が事前に承諾した場合に限定すること，明らかに履行が期待できる場合に限るなど，扶養照会を前提とせず，例外的場合に実施すること等の改善を求めた。

これら民間団体の調査やソーシャルアクションにより，厚生労働省は，2021 年 3 月 30 日，扶養照介の運用を改める方針を打ち出した。まず，「扶養義務者による扶養の可否等が，保護の要否の判定に影響を及ぼすものではない」とした上で，扶養照会の対象は「扶養義務の履行が期待できると判断される者」とし，期待できるかどうかの判断には「要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては，その理由について特に丁寧に聞き取りを行う」こと，その結果「照会が適当でない，扶養が期待できないと判断した場合」は照会を行わない方針が決定された。このことは，伝統的な家族主義に拠って展開してきた日本の公的扶助の歴史のなかで，画期的な意義をもつことである。

これらの制度変更をきっかけに，生活困窮者の生活保護利用が進むかどうかについては，今後の推移をみながら検証したい。

最後に，生活保護の利用をためらわせるスティグマの問題についてふれたい。

前述の通り，生活保護バッシングの際には，労働規範（勤労義務）や家族規範（家族の扶養責任）などから道徳的な批判が高まった。とりわけ，稼働年齢にある生活困窮者に対しては，努力した結果，生活困窮にある者は「援助に値する者」で，義務を果たさず努力しないとみなされる者は「援助に値しない者」という道徳的な選別が行われているように考えられる。

篭山京は，1978 年の著書のなかで，法律に定める保護の要件，資産・稼働能力の活用要件とともに，親族扶養が事実上の資格要件として機能していることを指摘した上で，生活保護の受給者像を，次のように描いている。

> 所得がないか，保護基準以下で，貯蓄も手持ち現金もなく，換金できるような家具什器はすべてなく，親族からの扶養も全くえられないか，限度一杯仕送りしてもらってなお，

生活の苦しい人…。それが，この制度が対象とする生活困窮者である[42]。

生活保護制度が選別的な要件で絞り込んだ末に，支給対象となる「生活困窮者」は，仕事も所得も資産も，家族の支援もなくなった「真に困窮した者」として認定される。あるいは，「自助努力の敗北者」と見なされる。籠山の指摘から40余年たった現在も，このような状況にならなければ「真に困窮した人」と公認されない状況は，変わっていないのではないだろうか。

コロナ禍で生活にあえぐ人びとが急増したにもかかわらず，生活保護の利用があまり伸びていない状況の背景には，生活保護に対するスティグマがあり，生活困窮者が自発的な形で制度利用から遠ざかってしまうのである。こうして「本当に困まっている人」だけを救済しようとする福祉は，「本当に困っている人」さえも救済できなくなる。このことを唐鎌直義「福祉のパラドクス」と名付けた[43]。

コロナ禍の緊急事態のなかで問われるのは，「真に困窮した人」のための生活保護制度ではなく，「誰もが困った時に」利用しやすい制度への転換である。コロナ禍の下で，ようやく制度利用をためらわせるような要件や扶養照会が緩和されることとなった。

生活保護制度は，憲法の生存権理念を具体化する制度であり，どのような経緯で生活困窮に至ったとしても，その理由は問わず，無差別平等に「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」制度である。短期的には，コロナ禍のいまこそ，生活保護制度がその使命を最大限に発揮することが求められる。そして，コロナ禍は正規労働者中心の社会政策，社会保障の選別性を顕在化させた。加えて，再就職支援に偏った失業者の生活困窮問題対策の限界をあきらかにした。これらの選別性を修正すべく各種制度に特例が設けられたが，それは緊急時の弥縫策にすぎない。コロナ後をみすえ，生活困窮問題対策において何が課題となるだろうか。

長期的には，男性稼ぎ主モデルに設計されている社会政策，社会保障の仕組みを抜本的に見直していくことも必要である。まずは，非正規労働者に対する社会政策としての社会保険の包摂化，被用者ではないフリーランス，自営業者の社会保険の強化が求められるだろう。加えて，公共一般施策としての住宅保障も重要である。これらの前提となる制度が改善されてはじめて，生活保護制度は「最後のセーフネット」本来の機能を発揮するのである。

注

(1)　厚生労働省『労働経済白書』『厚生労働白書』令和3年版ではいずれも新型コロナウイルス感染拡大による就業や生活への影響を特集しており，内閣府男女共同参画局では「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」が調査報告をとりまとめホームページで公開している。また，本稿でも紹介している独立行政法人労働政策研究・研修機構では，新型コロナウイルス感染拡大による仕事や生活への影響について，国の労働統計の最新情報のホームページへの掲載，パネル調査に基づく報告・研究を実施している。また，しんぐるまざーず・ふぉーらむとジェンダー政策の専門家・研究者の共同による「シングルマザー調査プロジェクト」は，「新型コロナウイルス　深刻化する母子世帯の暮らし－1800人の実態調査」（https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/index.html）を公開，民間支援団体の活動レポートとしては，稲葉剛・小林美穂子・和田静香（2020）『コロナ禍の東京を駆ける－緊急事態宣言下の困窮者支援日記』岩波書店，稲葉剛（2021）『貧困パンデミック－寝ている『公助』を叩き起こす』明石書店などがある。いずれの調査・レポートでも，コロナ禍が非正規労働者や女性，単身者，フリーランス就業者などに集約的に顕れていることを明らかにしている。

(2)　2022年1月現在，「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」（児童扶養手当受給世帯等に児童1人あたり5万円給付），「学生等の学びを継続するための緊急給付金」（新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困難な学生に対する10万円支給），「子育て世帯への臨時特別給付」（高校生までの児童を育てる世帯に，児童1人あたり10万円相当を支給），「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」（住民税均等割非課税世帯等への1世帯あたりの10万円給付）が新設

された。いずれも所得要件等がある。

⑶「非正規職員・従業員」のうち，減少傾向が顕著であったのは「パート」「アルバイト」で，「パート」については，2020 年 3 月から 4 月までの間で 1055 万人から 995 万人へ（▲60 万人），「アルバイト」について 2020 年 3 月から 4 月の間で 461 万人から 407 万人（▲54 万人）に減少している。第 1 回宣言解除後，いずれも増加傾向に転じ，「パート」については 2020 年 11 月，1060 万人まで回復するも，再び減少に転じ，第 2 回宣言を経た 2021 年 2 月までの間で 1004 万人（▲56 万人）に減少した。

⑷ 子育て世帯の女性の就業への影響について，末子の年齢別に配偶者のある女性の非労働力人口をみると，2020 年 4～6 月期，「7～14 歳の子どもをもつ女性」の割合が前年同期比で 19% 増大した。2020 年 3 月からの全国一斉休校（小・中学校，高等学校，特別支援学校）を受けて，主に小中学生の子どもをもつ女性が子どもの世話のために仕事を離職せざるを得ない状況が影響していると考えられる。厚生労働省『令和 3 年版労働経済白書』p.160～161 参照。

⑸ 厚生労働省『令和 3 年版労働経済白書』p.110～111

⑹ 独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）は，新型コロナウイルス感染症の拡大及びその予防措置が就労者の仕事や生活に及ぼす影響を把握するため，2020 年 4 月，公益財団法人連合総合生活研究所との共同研究で回答者パネルを形成（第 39 回勤労者短観「新型コロナウイルス感染症関連緊急報告」），民間企業の雇用者，フリーランスの就業者及び企業に対してパネル調査を実施している。これまでに「5 月調査」（2020 年 5 月下旬～6 月初旬実施），「8 月調査」（同年 8 月上旬），「12 月調査」（同年 12 月中旬），「3 月調査」（2021 年 3 月中旬），「6 月調査」（同年 6 月下旬），「10 月調査」（同年 10 月下旬）の 6 回にわたりパネル調査を実施，新型コロナ感染拡大期の仕事と生活状況の推移を明らかにした貴重な資料である（独立行政法人労働政策研究・研修機構（2021）『新型コロナウイルス感染拡大の雇用・就業への影響 2020』）。

⑺ 濱口桂一郎（2013）「福祉と労働・雇用のはざま」p.6 参照（濱口編著『福祉と労働・雇用』ミネルヴァ書房，所収）。

⑻ 唐鎌直義（2012）『脱貧困の社会保障』旬報社，p.155

⑼ 東京・日比谷公園に開設された「年越し派遣村」は，民間の支援団体や市民ボランティアが実施主体となり，仕事と住まいを同時に失った生活困窮者に宿泊所と炊き出し等による食糧支援を行うもので，499 名が利用，そのうち 230 名が生活保護の申請を行った。

⑽ 岩名（宮寺）由佳（2013）「雇用保険と生活保護の間にある『空白地帯』と就労支援」（濱口桂一郎編著『福祉と労働・雇用』ミネルヴァ書房，所収）

⑾ 岩田正美（2012）「生活保護を縮小すれば，本当にそれで済むのか？」『現代思想』第 40 巻第 11 号，p.66

⑿ 派遣切り問題が社会の関心を集めた一因には，非正規労働者の失業・生活困窮問題が生計中心者たる男性に及んだ点において問題とされたことが考えられる。そのため，男性稼ぎ主モデルの雇用・社会保障のシステムの綻びを抜本的に変える動きには繋がらなかった。女性活躍社会の実現を謳った安部政権下の政策は，女性の就労率をあげたが，それは非正規労働者が増大したことの反映であったし，就労率が 8 割を超える母子世帯の相対的貧困率がいまだ著しく高い状況も改善していない。

⒀ 厚生労働省「国民年金被保険者実態調査」2017 年

⒁ 厚生労働省「国民健康保険実態調査」2019 年。ここでいう「擬制世帯」とは，世帯主が国民健康保険以外の社会保険に加入している世帯のことである。

⒂ 三塚武男（1997）『生活問題と地域福祉－ライフの視点から』ミネルヴァ書房　p.127～128

⒃ 砂脇恵（2018）「『自立支援』による生活保護の変容－個人化される貧困問題」，村井龍治，長上深雪，筒井のりこ編著『現代社会における「福祉」の存在意義を問う－政策と現場をつなぐ取り組み』ミネルヴァ書房，参照。

⒄ 今野晴貴（2020）「日本の資本主義と『アフター・コロナ』－生存権と賃労働規範から読み解く」『現代思想』第 48 巻 10 号，2020 年 8 月

⒅ 厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」では，休業要請を受け，自宅勤務，代替勤務の検討など休業を回避するための具体的努力を最大限尽くしている場合，「不可抗力による休業」に該当するとし，支払い義務免除に該当するとの方針を示した。

⒆ 竹信三恵子は，非正規労働にある女性が休業補

償も得られない状況とともに，離職した場合も，転職先がなく，感染の不安もあり求職活動さえできない女性の貧困が家庭のなかで潜在化する状況を指摘し，失業率の増大が緩やかであるのは，求職しないと失業にカウントされないことが背景となっている点を指摘している。（竹信（2020）「ジェンダー視点から見たコロナ問題への政策対応」（貧困研究会編『貧困研究』vol.25, 2020 年 12 月）

⑳ 濱口桂一郎（2013）「福祉と労働・雇用のはざま」（濱口編著『福祉と労働・雇用』ミネルヴァ書房），高橋勇介（2018）「ワーキングプアに対する雇用セーフティネットの機能不全とその克服－雇用保険を中心に」（貧困研究会編『貧困研究』vol.21, 2018 年 12 月号），酒井正（2020）『日本のセーフティネット格差－労働市場の変容と社会保険』慶應義塾大学出版会，参照。

㉑ 被保護世帯の類型として，「高齢者世帯」「傷病世帯」「障害者世帯」「母子世帯」がありそれ以外の世帯のことを「その他世帯」と分類している。生活保護法は，理念の上で，稼働能力のある生活困窮者も含めた最低生活保障を行う一般扶助主義に立つものであるが，「その他」世帯という表記に表れるように，働くことができる困窮者を保護世帯の「例外」に位置づけてきた。

㉒ 堅田香緒里（2020）「貧者をめぐる『再分配』と『承認』の現代的諸相－『社会的な居場所』と『自立支援』を通して考える」p.24 日本医療福祉政策学会編『医療福祉政策研究』第 3 巻第 1 号

㉓ 稲葉剛（2021）『貧困パンデミック－寝ている『公助』を叩き起こす』明石書店，坂庭国晴（2021）「コロナ禍の住宅政策と住宅基本計画，住宅セーフティネットを考える」『賃金と社会保障』1780 号，2021 年 6 月，参照。

㉔ 厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の活用について」2020 年 3 月 9 日

㉕ 厚生労働省「生活困窮者自立支援法施行規則」改正，2020 年 4 月 20 日，厚生労働省「住居確保給付金今回の改正に関する Q&A」2020 年 4 月 17 日，厚生労働省「住居確保給付金今回の改正に関する Q&A vol.4」2020 年 4 月 30 日

㉖ 厚生労働省「住居確保給付金今回の改正に関する Q&A vol.5」2020 年 5 月 8 日

㉗ 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（第 1 回）」2021 年 10 月 25 日，厚生労働省資料

㉘ 平山洋介（2020）『マイホームの彼方に－住宅政策の戦後史をどう読むか』筑摩書房 p.70

㉙ 平山洋介（2020）p.230

㉚ 平山洋介（2020）p.231

㉛ 「住宅セーフティネット法」（「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」2007 年成立，2017 年改正）にいう「住宅確保要配慮者」とは，低所得者，被災者，高齢者，障害者，子どもを養育する者，外国人，DV 被害者，虐待を受けた児童等である。これらの人びとは賃貸住宅の契約時にも不利を被ることもあるため，公営住宅や家賃を低廉化したセーフティネット住宅の提供をするものである。ほかに家賃保証料の低廉化，改修への支援などもある。坂庭国晴（2021）「コロナ禍の住宅施策と住生活基本計画，住宅セーフティネットを考える」『賃金と社会保障』1780 号，2021 年 6 月

㉜ 「特例貸付」運用の親規定となるのは，厚生労働省社会援護局長「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（2020 年 3 月 11 日）で，累次にわたる改正が行われ，事務連絡や「緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答集」などにより矢継ぎ早に運用方針変更がなされた。

㉝ 厚生労働省「緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答集（vol.2）」2020 年 3 月 24 日

㉞ 厚生労働省「緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答集（vol.9）」2020 年 4 月 23 日

㉟ 関西社協コミュニティワーカー協会・社協現場の声をつむぐ 1000 人プロジェクト編（2021）『新型コロナウイルス感染症特例貸付に関する社協職員アンケート報告書 2021』，p.43

㊱ 関西社協コミュニティワーカー協会・社協現場の声をつむぐ 1000 人プロジェクト編（2021），p.46, p.70

㊲ 生活困窮者自立支援金は，収入要件（①市町村民税均等割非課税額の 1/12 と②生活保護の住宅扶助基準額を超えないこと），資産要件（預貯金が①の 6 倍以下であること，ただし 100 万円以下），求職活動等要件（ハローワーク等で「誠実かつ熱心に求職活動を行う」あるいは就労による自立が困難で給付終了後の生活維持が困難と見込まれる場合には「生活保護の申請を行うこと」のいずれか）が求められている。

㊳ 厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言の期間延長を踏まえた生活保護業務等における留意点につい

て」2020 年 5 月 8 日。以降，事務連絡の度に本方針は再掲されている。

(39) 一般社団法人つくろい東京ファンド（2021）「生活保護利用に関するアンケート調査結果」『賃金と社会保障』1776 号，2021 年 4 月号，所収。

(40) 小久保哲郎「生活保護の『扶養照会』問題――“諸悪の根源”はできの悪い厚労省通知」『賃金と社会保障』1776 号，2021 年 4 月号，所収。

(41) 一般社団法人つくろい東京ファンド「生活保護の扶養照会運用に関する要望書」（2021 年 2 月 8 日，同「生活保護の扶養照会に関する厚生労働省通知に関する緊急声明」（2021 年 2 月 26 日，『賃金と社会保障』1776 号，2021 年 4 月号，所収。

(42) 篭山京（1978）『公的扶助論』光生館，p.58

(43) 唐鎌直義（2012）『脱貧困の社会保障』旬報社

(44) 篭山京（1978）p.50

引用・参考文献・資料

・厚生労働省『労働経済白書』令和 3 年版
・厚生労働省『厚生労働白書』令和 3 年版
・独立行政法人労働政策研究・研修機構（2021）『新型コロナウィルス感染拡大の雇用・就業への影響 2020』
・シングルマザー調査プロジェクト「新型コロナウイルス　深刻化する母子世帯の暮らし－1800 人の実態調査」（https : //www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/index.html）
・岩田正美（2012）「生活保護を縮小すれば，本当にそれで済むのか？」『現代思想』第 40 巻第 11 号
・岩田正美（2021）『生活保護解体論－セーフティネットを編み直す』岩波書店
・駒村康平・田中聡一郎編『検証・新しいセーフティネット』新和泉社
・稲葉剛・小林美穂子・和田静香（2020）『コロナ禍の東京を駆ける－緊急事態宣言下の困窮者支援日記』岩波書店，
・稲葉剛（2021）『貧困パンデミック－寝ている『公助』を叩き起こす』明石書店
・濱口桂一郎（2013）「福祉と労働・雇用のはざま」（濱口編著『福祉と労働・雇用』ミネルヴァ書房，所収）
・岩名（宮寺）由佳（2013）「雇用保険と生活保護の間にある『空白地帯』と就労支援」（濱口桂一郎編著『福祉と労働・雇用』ミネルヴァ書房，所収）
・唐鎌直義（2012）『脱貧困の社会保障』旬報社
・厚生労働省「国民年金被保険者実態調査」2017 年
・厚生労働省「国民健康保険実態調査」2019 年
・砂脇恵（2018）「『自立支援』による生活保護の変容－個人化される貧困問題」（村井龍治，長上深雪，筒井のり子編著『現代社会における「福祉」の存在意義を問う－政策と現場をつなぐ取り組み』ミネルヴァ書房，所収）
・今野晴貴（2020）「日本の資本主義と『アフター・コロナ』－生存権と賃労働規範から読み解く」（『現代思想』第 48 巻 10 号，2020 年 8 月，所収）
・竹信三恵子（2020）「ジェンダー視点から見たコロナ問題への政策対応」（貧困研究会編『貧困研究』vol.25, 2020 年 12 月，所収）
・高橋勇介（2018）「ワーキングプアに対する雇用セーフティネットの機能不全とその克服－雇用保険を中心に」（貧困研究会編『貧困研究』vol.21, 2018 年 12 月号，所収）
・酒井正（2020）『日本のセーフティネット格差－労働市場の変容と社会保険』慶應義塾大学出版会
・堅田香緒里（2020）「貧者をめぐる『再分配』と『承認』の現代的諸相－『社会的な居場所』と『自立支援』を通して考える」（日本医療福祉政策学会編『医療福祉政策研究』第 3 巻第 1 号，所収）
・坂庭国晴（2021）「コロナ禍の住宅政策と住宅基本計画，住宅セーフティネットを考える」（『賃金と社会保障』1780 号，2021 年 6 月，所収）
・平山洋介（2020）『マイホームの彼方に－住宅政策の戦後史をどう読むか』筑摩書房
・関西社協コミュニティワーカー協会・社協現場の声をつむぐ 1000 人プロジェクト編（2021）『新型コロナウイルス感染症特例貸付に関する社協職員アンケート報告書』
・佐藤順子・角崎洋平・小関隆志「コロナ禍と貸付による生活困窮者支援」（貧困研究会編『貧困研究』vol.25, 2020 年 12 月，所収）
・一般社団法人つくろい東京ファンド（2021）「生活保護利用に関するアンケート調査結果」（『賃金と社会保障』1776 号，2021 年 4 月号，所収）
・小久保哲郎「生活保護の『扶養照会』問題」（『賃金と社会保障』1776 号，2021 年 4 月号，所収）
・伊藤周平編（2021）『コロナがあばく社会保障と生活の実態』自治体研究会
・篭山京（1978）『公的扶助論』光生館
・江口英一編（1981）『社会福祉と貧困』法律文化社

Issues of Policy Against Poverty in the COVID-19 Pandemic

Megumi Sunawaki

The COVID-19 pandemic has exacerbated the employment problems of those with unstable livelihoods, in particular non-regular workers, freelance workers, women, and single people, who have been marginalized in the employment and social security systems since before the pandemic. It also highlighted the absence and weak points of the social security systems for these groups. In this paper, I will clarify the current situation regarding the impact of the COVID-19 pandemic on employment, hiring, and income, and then focus on the various systems that deal with the problem of living in poverty : predominantly unemployment insurance for loss of employment and absence from work ; the welfare fund lending system, the second safety net between unemployment insurance and public welfare ; and the public assistance system, the last safety net. This paper examines how each of these systems has responded to the COVID-19 pandemic from the perspectives of “selection” and “inclusion”. Finally, I will clarify the limitations of social policies, social insurance, and workfare social security systems that are centered on regular workers (male breadwinners).

〈論　文〉

皆年金の意義と高齢者・障害のある人の年金受給権保障（2）

――2012 年年金改正法の違憲性――

田　中　明　彦

要旨：本稿は，和歌山地方裁判所に提起された年金引下げ違憲訴訟について，皆年金保障および高齢者・障害のある人の年金受給権保障の観点から，原告らの年金額を減額した 2013 年減額改定処分・2014 年年金減額改定処分の直接的根拠となった 2012 年年金改正法および 2013 年政令・2014 年政令の違憲性・違法性を明らかにしたものである。本号では，まず，公的年金の性格・特徴を検討し，公的年金が少なくとも生存権保障＝最低生活保障を目的としていること，国の生存権保障義務の具体化として国庫負担の導入・スライド制の採用等がなされていることを明らかにした。次に，国民皆年金政策を実現するために国民年金法が制定されたこと，国民年金法には国民皆年金を実現するために，低所得者・無業者への強制適用と保険料免除制度が制度化されたこと，保険料免除期間についても国庫負担がなされること，保険料納付要件を緩和した全額国庫負担の補完的福祉年金，制度発足時に拠出制国民年金の対象にならない人に対して全額国庫負担の経過的福祉年金が創設されたこと等について言及した。

目　次

はじめに
Ⅰ　高齢者の生活実態－貧困の拡大
1　相対的貧困率の高さ
2　高齢者世帯の所得状況－低い所得と高い低所得世帯の割合
3　高齢期における公的年金の重要な役割と老齢年金給付の水準－低い年金給付水準
4　貯蓄残高ゼロ世帯の割合の増加
5　高齢者の就業率・非正規雇用率の高さ
6　国民健康保険料の滞納世帯の多さと受診抑制による手遅れ死亡事件の発生
7　生活扶助基準の引下げとその影響
8　小括
Ⅱ　障害のある人の生活実態－低い年金給付水準と低い賃金水準
1　障害のある人の保護基準による最低生活費
2　障害のある人の障害年金給付水準－低い年金給付水準と高い生活保護利用率
3　障害のある人の低い就業率・高い非正規雇用率・低い賃金
4　小括

（以上，『社会学部紀要』第 59 号）

Ⅲ　公的年金の性格・特徴と国民皆年金の意義
はじめに
1　公的年金の性格・特徴
2　国民年金法制定と国民皆年金政策
3　国民皆年金実現のための措置等
4　小括

（以上，『社会学部紀要』第 60 号）

Ⅳ　公的年金による最低生活保障の意義－公的扶助方式でない所得保障の重要性
1　国民年金給付の法的性格－最低生活保障（生存権保障）
2　厚生年金給付の法的性格－従前の生活水準維持保障
3　生活保護に優先する公的年金の最低生活保障としての性格
Ⅴ　1973 年の物価スライド制，1989 年の完全自動物価スライド制，1996 年度物価スライド特例法，2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法の立法趣旨
1　1973 年の物価スライド制の導入とその立法趣旨

2　1989 年の完全自動物価スライド制の立法趣旨
3　1996 年度物価スライド特例法の立法趣旨
4　2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法の立法趣旨
Ⅵ　2004 年年金改正法と 2000 年度・2001 年度・2002 年度・2003 年度・2004 年度の各年度物価スライド特例法による物価下落分の据置分に対する対応
1　2000 年度・2001 年度・2002 年度・2003 年度・2004 年度の各物価スライド特例法による対応
2　2004 年年金改正法と 2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法による物価下落分の据置分に対する年金額の減額
3　2004 年改正法附則 7 条等による年金額引上げ措置と 2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法に基づく給付水準の段階的解消
Ⅶ　2012 年改正法の「特例水準」減額規定およびそれを受けた 2013 年政令の憲法適合性の検討
1　2012 年改正法による「特例水準」減額規定の立法趣旨とその合理性の有無
2　老齢基礎年金・障害基礎年金の減額と憲法 25 条 1 項の適合性－憲法 25 条 1 項（生存権）違反
3　老齢厚生年金および老齢基礎年金の減額，障害厚生年金および障害基礎年金の減額と憲法 25 条 2 項の適合性－憲法 25 条 2 項の向上・増進義務違反
4　2013 年・2014 年政令の憲法 25 条 1 項および憲法 25 条 2 項の適合性－憲法 25 条 1 項・2 項違反
おわりに

Ⅲ　公的年金の性格・特徴と国民皆年金の意義

はじめに

本稿は，和歌山地方裁判所に提起された年金引下げ違憲訴訟（以下，「和歌山年金引下げ違憲訴訟」という）について，皆年金保障および高齢者・障害のある人の年金受給権保障の観点から，原告らの年金額を減額した 2013 年減額改定処分・2014 年年金減額改定処分の直接的根拠となった 2012 年年金改正法[(1)]および 2013 年政令[(2)]・2014 年政令[(3)]の違憲性・違法性を明らかにすることを目的とするものである。

2012 年年金改正法とは，1999 年から 2001 年にかけての消費者物価指数の下落に対して，政府は景気対策と高齢者の厳しい生活実態への対応として，2000 年度～2002 年度について各前年度の年金額に据え置くことを内容とする各年度の物価スライド特例法を成立させたにもかかわらず，10 年以上経った 2012 年になって，2000 年度～2002 年度各物価スライド特例法による据え置き分を「特例水準」と政府が称して，2013 年から 3 年間で年金額を段階的に 2.5% 引き下げる内容を旨として成立させた法律である。

和歌山年金引下げ違憲訴訟とは，2012 年年金改正法にもとづき厚生労働大臣が行った年金減額決定に対して，和歌山県在住の老齢基礎年金・障害基礎年金の受給者 103 人（1 人取下げ）が，2012 年改正法が違憲・違法であり，同法および 2013 年政令・2014 年政令にもとづく年金減額処分が違法・無効であるとして，本来の年金額との差額の支給を求めるとともに国家賠償を請求する訴訟を提起したものである。

前号『龍谷大学社会学部紀要』59 号（1～14 頁）では，和歌山年金引下げ違憲訴訟について，2012 年年金改正法および 2013 年政令・2014 年政令に対する合憲性・適法性の審査にあたっては，高齢者・障害のある人の生活実態をふまえて厳格になされなければならないとの観点から，貧困が拡大している高齢者の厳しい生活実態，障害のある人の低い障害年金給付額・高い非正規雇用率・低い賃金という実態を明らかにした。

本号では，皆年金保障の観点から，まず，公的年金の性格・特徴について，公的年金と生存権保障との関係，生存権保障義務の具体化としての特徴を検討する。次に，国民年金法と国民皆年金政策と関係について，国民年金法制定の背景・国民皆年金の趣旨・被保険者の範囲・国民年金の給付水準を対象として分析を加える。さらに，国民皆年金を実現するために採用されたさまざまな国民年金法上の措置等について言及することとする。

1　公的年金の性格・特徴

以下，公的年金の性格と特徴を検討する。

（1）公的年金の目的－生存権保障（最低生活保障）

公的年金は，以下に述べるとおり，少なくとも生存権保障を目的としている。国民年金法は，第1条の目的規定において「国民年金制度は，日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き，老齢，障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し，もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする」と規定している。すなわち国民年金制度は，憲法25条2項に定める国の社会保障向上増進・義務を具体化した制度であり，年金給付を支給することにより人々に対して健全な国民生活の維持・向上を保障することを目的とする制度である。

日本国憲法25条は，第1項において「すべて国民は，健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し，第2項では「国は，すべての生活部面について，社会福祉，社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めている。

憲法25条の解釈については，憲法学上，「1項は生存権保障の目的あるいは理念を，2項はその目的・理念の実現に努力すべき国の責務－その達成のための施策・手段－を定めたものとして，一体的に解すべき」[4]という解釈が通説である（憲法25条1・2項一体説）[5]。したがって，国民年金法は，その目的規定で憲法25条2項のみを受けているが，そこには憲法25条1項の趣旨も含まれていると解されるのである[6]。憲法学の通説からすると，国民年金法は，憲法25条1項の生存権を具体化した立法であり，「健康で文化的な最低限度の生活」の保障を目的とするものといえる。

1983年当時の厚生省年金局年金課課長補佐（喜多村悦史）の執筆による『国民年金法（全訂社会保障関係法2）』でも，第1条（国民年金制度の目的）について，「本条は，国民年金制度が憲法25条（国民の生存権）の理念に基づくものであることを明示し，わが国の社会保障の法体系の中における本法の性格を明らかにするとともに，本法を解釈し運用する場合の指針を示したものである」[7]としていることから，国民年金法が憲法25条1項の具体化であることが裏づけられる。

また，厚生年金等の被用者年金については，社会保障制度審議会（以下，「審議会」という）[8]の諸勧告において，その最低生活保障としての性格が明らかにされている。

1950年10月の「社会保障制度に関する勧告」（いわゆる50年勧告）では，被用者年金について，その「年金額は最低生活の保障を建前とするところからこれを定額制とし扶養家族をもつものについては扶養加算を行う。尤も長年勤続の被用者については年数加算を行い，幾分でも報酬に比例した生活保障に近づけたもの（アンダーラインは引用者）」とするというように，明確に，年金が最低生活の保障を目的とすることが述べられている。

さらに審議会は，1953年12月の「年金制度の整備改革に関する勧告」において，単一の総合年金制度の創設を求めた上で，「年金額は，最低生活を保障するという趣旨から定額制とし，将来における国民年金制度への拡大と事務的な便宜を考慮する（アンダーラインは引用者）」と勧告している。

1962年8月の「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」（いわゆる62年勧告）では，年金給付の水準について，「老齢年金，障害年金，遺族年金については，すべての制度において給付額の最低保障を行ない，その額は定額で，なるべく均衡するように定める」とする。その上で，社会保険給付と生活保護基準の関係について，「老齢年金その他の前述の諸給付は，それによってそれぞれの事故の起きた場合に，少なくともその最低生活を保障するためのものであるから，最低保障額を設ける必要がある。その最低保障額は，生活保護基準を上廻るかあるいはそれと同程度のものでなければならない（アンダーラインは引用者）」と述べている。

さらに，2011年7月1日に閣議報告された政府・与党社会保障改革検討本部決定「社会保障・税一体改革成案」（2011年6月30日）は，年金について「最低保障機能の強化＋高所得者の年金

給付の見直し」をあげ，公的年金が最低生活保障としての性格・機能をもつことを前提としているのである。なお，この「社会保障・税一体改革成案」は，厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会年金部会の2011年度第1回部会に厚生労働省から提出をされている。

（2）公的年金の特徴

以下，公的年金の特徴について検討する。

①国庫負担の存在－国の義務的経費で単なる補助金とは異なる

第1に，憲法25条2項にもとづく国の生存権保障義務のあらわれとして，公的年金には国庫負担がある。国庫負担は，国の義務的経費で，裁量的経費である単なる補助金とはまったく法的性格が異なるものである。行政解釈でも，「国庫負担は，社会保障の中核である年金事業を円滑に遂行するために，政府がその責務として年金事業に繰り入れる一般会計からの支出であり，どの年金制度にも導入されている・・・。したがって，国の財政状況によりその額を加減することができるいわゆる補助金とは，その性格を異にしていると言わざるをえない（アンダーラインは引用者）」[9]としているところである。

また，社会保障制度審議会の62年勧告は，社会保険に対する国庫負担の原則について，「国庫負担は，最低生活水準を確保するために絶対的に必要とされる給付に対して一定水準の保険料が受益者の負担能力をこえるような場合，あるいはインフレーションによる積立金の不足のように国以外に責任をもつものがない場合に行なわれるべきである（アンダーラインは引用者）」としたうえで，「この原則によれば，負担能力の低い層に対して国庫負担を厚くすべきである。また，事業主の負担のある被用者よりもこれがない自営業者に，個人的責任の度の濃い事故よりも薄い事故に対して，それぞれ国庫負担を厚くすべきである（アンダーラインは引用者）」としている。

以下，公的年金における国庫負担について具体的に述べることとする。

（a）事務費

事務費は，全額国庫負担（国民年金法85条2項，厚生年金保険法80条2項）となっている。ただし，財政構造改革の一環で，1998年度から特例措置として事務費に年金保険料が充当されるようになり，さらに，2007年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」（法110。いわゆる社会保険庁改革関連法）により，2008年4月から恒久的に保険料が使用できることになったが，国の生存権保障義務の観点から大いに問題である[10]。

（b）給付費

給付費の国庫負担については，以下のようになっている。

（ア）1985年法改正前の国庫負担

1985年法改正（法34）前の旧法では，拠出制国民年金の保険料納付済期間にかかる給付費については3分の1（国年法85条1項），厚生年金保険法による年金給付費（第3種以外の被保険者）については20％（厚年法80条1項2号）が国庫負担となっている。福祉年金については全額国庫負担である（国年法85条2項）。国民年金の保険料免除期間にかかる給付費（保険料納付済期間の3分の1相当額）は，全額国庫負担（国年法85条1項2号）である。

なお，国民年金法制定当初の国庫負担は，保険料拠出時であったが，1969年から1976年までの法改正により，国庫負担は，順次，保険料拠出時負担から給付時負担に切り換えられている（拠出時負担時は保険料の2分の1相当額）。

その他，経過措置としての国民年金給付には特別な国庫負担が行われている。

国民年金法77条の規定により，拠出制年金制度の発足の際に高年齢層に属して資格期間が短縮されている者に対して年金額が上積みされる老齢年金については，その上積み加算分の給付費のうち，保険料拠出期間にかかる給付費については，その2分の1（85条1項3号ロ）となっている。いわゆる5年年金給付については，給付費の12分の5（給付費の12分の1に通常の国庫負担3分の1を加えた割合）（1973年改正法附則14条）である。1973年改正法（法92）附則12条2項の規定により加算が行われる高齢任意加入者（75条）および老齢年金の特例支給受給者（78条）の通算老齢年金にかかる給付費（1973年改正法

附則 14 条）については，給付費の 2 分の 1（上積み部分の給付に要する費用の 6 分の 1 に通常の国庫負担 3 分の 1 を加えた割合）である。

（イ）1985 年法改正後の国庫負担

1985 年法改正後においては，2008 年度までは基礎年金については給付費の 3 分の 1（1985 年法改正後の国年法 85 条 1 項，厚年法 80 条 1 項）となっている。2000 年改正法（法 18）附則 2 条において「平成十六年までの間に，安定した財源を確保し，国庫負担の割合の二分の一への引上げを図るもの」と規定されたが，実現することはなく，2004 年改正法（法 104）85 条 1 項および同法附則 16 条により，所用の安定した財源を確保する税制の抜本的改革を行ったうえで，2009 年度までに完全に引き上げるものとされ，その結果，2009 年度以降，給付費の 2 分の 1 になっている。

厚生年金については，従来の定額部分が基礎年金に移行し，報酬比例部分が厚生年金として基礎年金に上乗せする報酬比例の年金とされたことを理由に，国庫負担は廃止されている[11]。

20 歳前障害による障害基礎年金については，給付費の 60%（2008 年度までは，給付費の 100 分の 40 に対する特別の国庫負担に残りの 100 分の 60 に対する原則どおりの 3 分の 1 を加えた割合，2009 年度からは，給付費の 100 分の 20 に対する特別の国庫負担に残りの 100 分の 80 に対する原則どおりの 2 分の 1 を加えた割合）となっている（国年法 85 条 3 項および 1 項 1 号）。

保険料免除期間の国庫負担については，全額免除の場合，2008 年度までは基礎年金給付費の 3 分の 1 相当額，2009 年度からは 2 分の 1 相当額である（85 条 1 項 1 号）。4 分の 1 免除期間，半額免除期間，4 分の 3 免除期間については，2008 年度までは，それぞれ基礎年金給付費の 12 分の 1, 6 分の 1, 4 分の 1, 2009 年度からは，それぞれ 8 分の 1, 4 分の 1, 8 分の 3 相当額である（85 条 1 項 2 号）。

なお，学生納付特例期間については，国庫負担はなく（85 条 1 項 2 号イ（4）括かっこ書き），保険料が追納されない限り，老齢基礎年金の額の計算には反映されない。また，若年者保険料納付猶予期間についても，学生納付特例期間と同様に，国庫負担はなく（2004 年改正法附則 19 条 4 項），保険料が追納されない限り，老齢基礎年金の額の計算には反映されない（2014 年の法改正により，対象者を 30 歳未満の若年者から 50 歳未満の者に拡大し，保険料納付猶予制度となり，2016 年 7 月 1 日に施行されている）。

2016 年の法改正（法 114）により導入され，2019 年 4 月 1 日に施行された第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料免除制度（2016 年改正法施行後の 88 条の 2）の産前産後の保険料免除期間は，他の保険料免除制度とは異なり，満額の老齢基礎年金が保障される。産前産後の保険料免除期間は，保険料納付済期間に位置づけられている（2016 年改正法施行後の 5 条）。その際の国庫負担は，2 分の 1 である（85 条 1 項 1 号）。産前産後の保険料免除期間に係る国庫負担以外の財源は，第 1 号被保険者の保険料を月額 100 円程度引き上げることで賄われている。

②拠出した以上の給付の実施（給付額の底上げ）

第 2 に，年金給付によっては，実際に納付した以上の保険料納付期間があったものとみなす給付額の底上げが行われる。つまり，拠出した以上の給付が行われるのである。障害等級 2 級の障害基礎年金および遺族基礎年金は，保険料納付月数に無関係に，40 年間保険料納付済みの老齢基礎年金と同額が支給される（国年法 33 条および 38 条）。障害厚生年金および遺族厚生年金の場合では，被保険者期間の月数が 300 に満たない場合は，300 月間加入したものとみなして年金額を計算するのである（厚年法 50 条 1 項および 60 条 1 項 1 号ただし書き）。すなわち最低保障額制度である。

1985 年法改正前の国民年金法による障害年金の年金額については，27 条 1 項に定める老齢年金の年金額と同一の方法で計算されることになっていた（33 条 1 項）。その意味で，拠出「期間比例の定額の給付」[12]であった。ただし，被保険者期間が短いこと，または保険料免除期間があることにより，年金額が低い者については，最低保障額が設けられていた（33 条 1 項ただし書き）。また，1985 年法改正により，拠出制の障害年金が

1986年3月31日に廃止されて，基礎年金が同年4月1日に導入された結果，被保険者期間は最長でも25年に満たなかったので，拠出制障害年金の受給者すべてが最低保障額に該当し，実際上は定額制と同様になっていたのである。

なお，1976年の法改正（法63）で障害年金の受給要件としての被保険者期間について，他の公的年金制度との通算措置が講じられるようになった（30条1項1号ハ）結果，他の公的年金制度から国民年金制度に移ってきた加入直後の事故の場合，障害年金の年金額の計算上の基礎となるべき保険料納付済期間・免除期間がないことがありうるが，前に加入していた公的年金制度の期間が1年以上あれば，この場合にも，最低保障額の障害年金が支給されることされたのである（1985年法改正前の国年法30条1項1号ハおよび33条2項）。

さらに，制度発足時における年齢が一定以上の者で受給資格期間（被保険者期間）を短縮されている者に支給される年金額の上乗せおよびその免除期間中の上乗せがある（1985年法改正前の国年法77条）。これらの者に対する年金額には，単純な期間比例で計算する分のほかに一定の上積みをするという措置がとられている。その理由については，「これらの者について本則の二七条に基づいて計算した年金額では，本来年金と比較してかなり低額なものとなり（受給資格期間の長さは，その制度が予定する年金水準と密接に関連している），高齢者を強制加入として拠出年金の途を開いた本制度の趣旨にもとることになるからである」[13]とされている。まさに，すべての人に一定額以上の年金を支給するという生存権実現ないしは後述する国民皆年金実現のための措置といえるのである。1985年法改正前の時点で，1か月あたり650円の上積み措置＝拠出した以上の給付を受けることができたのである（国年法77条1項1号）。保険料の免除を受けた場合には，その2分の1のみが加算される（同条1項2号）。

この場合の国庫負担が通常の3分の1ではなく2分の1となっているのは，「本条の優遇加算にかかる部分の国庫負担率が二分の一である（八五条一項三号ロ）からである」[14]とされている。

加えて，保険料免除期間が相当あるため，老齢福祉年金の額を下回る場合には，老齢福祉年金の支給開始年齢である70歳から老齢福祉年金相当額に引き上げる旨を定めている（国年法77条1項ただし書き）。

これらの給付額の引上げ措置は，まさにすべての人に一定額以上の年金を支給するという最低生活保障としてのあらわれである。

③年金の実質的価値を維持するスライド制の採用

第3に，生存権保障にふさわしく年金の実質的価値を維持するスライド制が採用されている。年金給付に関して賃金スライド制，物価スライド制があり，経済発展を踏まえた年金水準が保障され，年金給付の実質的価値が維持されるのである。

賃金スライド制は，1973年の法改正（法92）により，財政再計算時に，厚生年金の算定基礎となる標準報酬額を再評価する形で導入されたものである（1973年改正法附則5条）。賃金スライドは，1994年の法改正（法95）により，名目賃金から手取り賃金の上昇率に応じて改定する可処分所得スライドに変更された。2000年の法改正（法18）により，賃金スライドは，新規裁定の年金のみが対象となり，受給中の年金（既裁定年金）に対する賃金スライドは廃止され，物価スライド制による改定となった。その後，2004年の法改正（法104）により，年金額の改定方式が，67歳到達年度までの新規裁定年金は原則として名目手取り賃金の変動率（賃金スライド。国年法27条の2第2項，厚年法43条の2第1項。図1の①～③）を，68歳到達年度以降の既裁定年金は物価変動率（物価スライド。国年法27条の3第1項，厚年法43条の3第1項。図1の①～③）を基準として改定されることに変更された。なお，以下に述べるとおり，物価と賃金が特異な状況にある場合には上記とは異なる例外的な改定が行われる（2016年年金改正法（法114）の施行日（2021年4月1日施行）前まで）。①名目手取り賃金率が1を下回り，かつ物価変動率が1を下回りなおかつ名目手取り賃金変動率を上回る場合，新規裁定年金は既裁定年金のスライド率よりも低

くならないよう物価スライド率（国年法27条の2第3項，厚年法43条の2第3項。図1の④）という形で高い方の改定率で，②物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り，かつ名目手取り賃金変動率が1以上となる場合，既裁定年金は新規裁定年金のスライド率を上回らないよう賃金スライド率（国年法27条の3第2項1号，厚年法43条の3第3項1号。図1の⑥）というように低い方の改定率で改定される。③名目手取り賃金率が1を下回り，かつ物価変動率が1を上回る場合，新規裁定年金は「既裁定者との公平の観点から物価スライドとすると（本来はマイナス改定となるはずのものが）プラス改定となってしまう」[15]ことを理由として改定なし（＝1）となり（国年法27条の2第3項ただし書き，厚年法43条の2第3項ただし書き。図1の⑤），④物価変動率が1を上回り，かつ名目手取り賃金変動率が1を下回る場合，既裁定年金は「新規裁定者との公平の観点から賃金スライドとするとマイナス改定となってしまう」[16]との理由で改定なし（＝1）となる（国年法27条の3第2項2号，厚年法43条の3第3項2号。図1の⑤）。なお，上記①は，たとえば名目賃金変動率が0.2％下落（前回値の99.8％），物価変動率が0.1％下落（前回値の99.9％），換言すれば，賃金変動率の改定率が0.998，物価変動率の改定率が0.999といった場合，すなわち物価の方が減少幅は少ない場合を想定している。この場合，変動率の数字の絶対値を見れば，物価変動率は名目賃金変動率を「上回っている」こととなる。①は結局，名目賃金率が1を下回り，かつ物価変動率が，1を下回るが賃金率より少ない変動率である場合，新規裁定年金は既裁定年金のスライド率より低くならないよう変動率の少ない方の改定率で改定するということである。また，上記③④は同じことをいっているが，国民年金法が新規既裁定者の年金改定を27条の2で規定し，例外的に名目賃金変動率によらない改定を規定し，既裁定者の年金改定を27条の3で規定し，例外的に物価変動率によらない改定を規定した形をとった結果，改定なしの場合に重複が生じたものである。

さらに，2004年の法改正により，いわゆるマクロ経済スライド[17]が導入され，新規裁定年金対する賃金スライド率，既裁定年金に対する物価スライド率に，マクロ経済スライドによる調整が加わった。手取り賃金や物価の伸びがマイナスとなる場合にはマクロ経済スライドは行われない。また，手取り賃金や物価の伸びがマイナスとなる場合を除き，マクロ経済スライドによる調整後の年金額が前年度の名目年金額を下回ってはならないことになっている（名目下限措置）。2016年の法改正により，2018年4月1日以降，名目下限措置によってマクロ経済スライドが行われない分を翌年度以降に持ち越し（キャリーオーバー），名目額下限額を維持しつつ，その持ち越し分を含めてマクロ経済スライドを行うキャリーオーバー制度が導入されている。マクロ経済スライド基準に被保険者（いわゆる現役世代）数の減少分と65歳時平均余命の延びが入れられており，生存権保障および年齢，実質的価値維持の観点からは問題があるといえる。なお，本稿では，マクロ経済スライドの具体的検討は行わない。

これまで述べたスライド制の規定は，2015年度のマクロ経済スライド発動による調整期間（国年法16条の2，厚年法34条）に入るまでのものである（調整期間以外の期間における年金額の改定）。マクロ経済スライド発動が発動した調整期間においては，年金額改定は，新規裁定年金については国年法27条の4・厚年法43条の4，既裁定年金については国年法27条の5・厚年法43条の5にもとづいて行われる。

2016年の法改正により，①国年法27条の2第2項および②27条の3第2項，③厚年法43条の2第3項および④43条の3第3項が削除された。また，⑤国年法27条の4第2項1号が削除され，新たに第3項が新設され，⑥国年法27条の5の第1項に1号・2号が新設され，第2項の2号・3号・4号が削除され，第3項が新設された。さらに，⑦厚年法43条の4第4項の1号・2号および⑧厚年法43条第4項の1号・2号が削除された。その結果，手取り賃金変動が物価変動率を下回る場合には，新規裁定年金・既裁定年金ともに賃金変動率に合わせて年金額が改定されることとなった。以上の改正部分はいずれも2021年4

月1日施行に施行されている。すなわち，①物価変動率・手取り賃金変動率ともに1を下回り，物価変動率が手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が0.1％下落，手取り賃金変動率が0.2％下落した場合等。図1の④），②物価変動率が1を上回り，手取り賃金変動率が1を下回る場合（物価変動率が0.2％上昇，手取り賃金変動率が0.1％下落した場合等。図1の⑤）は，新規裁定年金・既裁定年金とも手取り賃金変動率で改定されるのである（図1の④～⑤の下向きの矢印で示された改定部分）。以上の2016年の法改正による「賃金の低下に合わせた年金額改定ルールの見直し」について，厚生労働省は，「平成16年の年金制度改革では，賃金が物価ほどに上昇しない場合には，物価変動ではなく賃金変動に合わせて年金額を改定するルールが導入されていましたが，例外的な取り扱いとして，賃金と物価がともにマイナスで賃金が物価を下回る場合には，物価に合わせて年金額を改定し，また，賃金のみマイナスの場合には，年金額を据え置くこととしていました。将来世代の給付水準を確保するため，平成28年に成立した年金改革法により，この例外を改め，支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から，賃金が物価を下回る場合には，賃金に合わせて年金額を改定するようルールが見直され，令和3年4月から施行されます。」[18]と説明している。

2　国民年金法制定と国民皆年金政策

(1) 国民年金法制定の背景

まず，国民年金法制定と国民皆年金の趣旨について検討する。

国民年金法は，憲法25条1項の生存権保障および同条2項の国の社会保障向上増進義務の具体化としての国民皆年金を実現するために1959年に制定された。

第2次世界大戦後の人口の高齢化および家族制度の崩壊に起因する高齢期の生活不安に対する「全国民を包含する強力な老後保障」[19]を求める国民世論が高まり，1956年頃から地方自治体独自で敬老年金，手当金などを支給する動きが全国的に広がりをみせていた。

他方で，公的年金制度の適用者は1955年度において全就業人口の約29％をカバーしていたに過ぎず，老齢年金受給者も60歳以上の人口の10％にも達しない程度で，大部分の国民が「年金制度の外に放置されている状況」[20]にあった。また，「昭和三十年代に入って，国民すべてに等しく社会保険の適用を図るべきであるという声が高まり」[21]，1958年の国民健康保険法の全面改正に

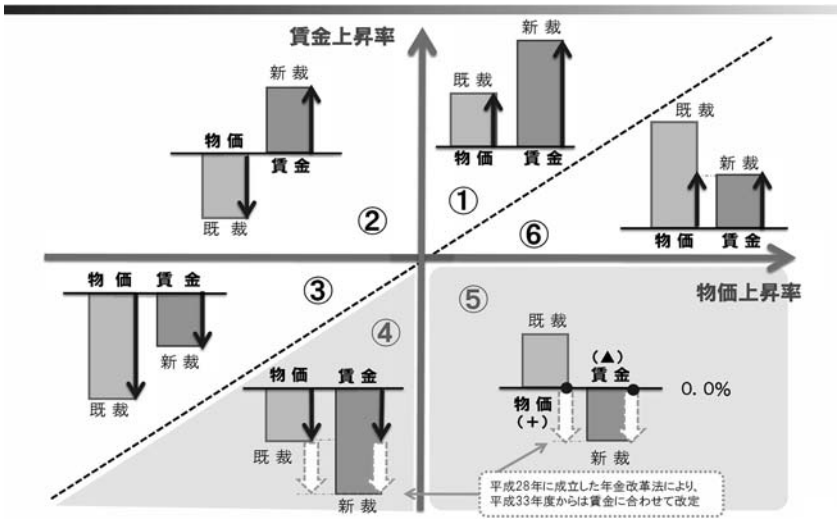

図1　年金額の改定（スライド）のルール
出所）厚生労働省年金局「年金額の改定のルールとマクロ経済スライドについて」
（2018年7月30日。第3回社会保障審議会年金部会2018年7月30日の資料2）

より，国民皆保険が実現した。このような状況の中，「国民皆年金」の名のもと，1959年4月9日，国民年金法が，膨大の保険料の徴収とその積立金で財政投融資の原資を増やし，高度経済成長政策に寄与するという政策的な意図をもちつつ，制定されたのである[22]。

（2）国民皆年金の趣旨

こうして制定された国民年金法は，「あまねく年金の利益を及ぼしていくといういわゆる国民皆年金を実現しようという趣旨」[23]から，農林漁業従事者，自営業者等それまで既存の被用者年金制度の適用対象外だった人々を適用対象として拠出制の年金を設け，また，すでに高齢・障害・母子状態にある人々の生活問題＝立法当時の「現在の問題」を解決するために[24]，経過的な無拠出制の福祉年金と，拠出制年金によっても救済されない低所得者・無業者等の人々に対して補完的な無拠出制の福祉年金を併設して，公的年金制度の早期成熟を図ったのである。

国民皆年金の趣旨は，「単に全国民をいずれかの年金制度に加入させるというにとどまらず，すべての国民に年金による保障を与える」[25]ことにあり，それは「全制度を通じて全国民に公平にその生活を十分保障するものでなければならない」[26]ものである。まさに，国民皆年金は，憲法25条1項の生存保障と同条2項の国の社会保障向上・増進義務を具体化するものである。国民年金法にもとづく国民年金制度は，国民皆年金の中核として位置づけられるものである。「拠出制国民年金制度と，福祉年金制度によるその補完と，各年金制度間の通算措置とが，3本柱として国民皆年金政策実現のかなめとなるに至った」[27]のである。

以上のように，国民皆年金が国民年金法の根本的理念である。

（3）被保険者の範囲－低所得者・無業者も被保険者とした

国民年金法は，国民皆年金の観点から，低所得者，自営業者の配偶者で稼得活動に従事していない者等の無業者も被保険者とした。その理由として，「一般に拠出能力の低いといわれる人々こそ，たとえ額は多くなかろうとも，年金を最も必要とする人々であるから，このような人々をはじめから除外したのでは，この制度の目的とするところが達せられない結果となる」[28]ことがあげられている。このことについて，国民年金法の立案者である小山進次郎は，国会審議において「かえって所得がないとされておるような人，あるいは家庭の主婦を含めまして，そういう人々こそ年金制度で抱きかかえていかなければならないものじゃないかということで，実は従来の保険理論とでも申しますか，おそらく理論というほどのものでもないと思いますが，やや鉄則に近い考え方としておったものを完全に踏み切りまして，まず全部の人を被保険者にする，……今日の段階においては考えられる限り社会保障的な理念を社会保険を通じて体現をしていく，かようにした」[29]と答弁をしているところである。

国民年金法は20歳以上60歳未満の者を被保険者としている（7条）。このように被保険者を一律に年齢で区切った理由については，次のように説明されている。

「年金制度においては，労働能力を減損した場合に保障が行われ，また被保険者は，これに備えるため保険料を拠出すべき義務を負っているのであり，したがって，被保険者たるべき者は，労働能力を持つ者，すなわち，一定の所得をあげうる者であることが必要とされる。この点については，被用者年金制度では，雇用という客観的事実によってそれを明らかにすることができるが，農林漁業従事者，自営業者等を対象とし，雇用関係を前提としない国民年金制度においては，一般に就労していると考えられる年齢により一律に区分することとされている」[30]として，雇用関係を前提としないことから年齢で区分することとされたのである。なお，国民皆年金実現の観点から，無業者をも強制適用したことは前述のとおりである。

被保険者の範囲を20歳以上60歳未満としたことについては，「制度の対象となる大部分の国民が，高等学校卒業程度で所得活動に入り，また，定年制のある被用者と比べて，自営業者の場合は所得活動に従事する期間が長いこと，英国のように十六歳から六十五歳まで五十年という制度もあ

り，四十年というのは決して長きに失するものではないこと等を考慮して，国民年金委員の意見をそのまま採り入れるものとした」[31]と説明されている。

1985 年の年金法改正前の国民年金法は，「国民皆年金を達成するために創設されたものであることから，本条（7 条－引用者）一項においてすべての者に適用を及ぼし，二項において被用者年金による保障を受ける者等を二重の保障を排除するため一項の規定にかかわらず適用から除外する構成」[32]をとっていた。被用者年金の被保険者・受給権者およびその被扶養配偶者は，「被用者年金による保障を受ける者」として適用除外とされた[33]。学生は「被用者年金による保障を受ける者」ではなかったが，適用除外とされたのである。また，1981 年 6 月に制定された「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律」（法 86。以下，「難民条約関係整備法」という）が 1982 年 1 月 1 日施行される前までは，国民年金法には「国籍要件」が存在していた。難民条約関係整備法による国民年金法改正により，国籍要件を撤廃し，内国民待遇を与える措置をとったが，経過措置はとられず，改正の効果は将来に向かってのみ発生することとされた。その結果，新たに適用対象となる外国人に対して老齢年金等の受給資格期間の短縮は一切行われず，25 年以上の老齢年金の受給資格期間を満たせない者は無年金者になり，また，すでに障害・高齢・母子状態にある者に対しても，各福祉年金を支給しなかった。1985 年の年金法改正により，国籍条項があって加入できなかった期間を合算対象期間（カラ期間）として年金の資格期間に算入（1985 年改正法附則 8 条 5 項 10 号）したが，受給資格要件を満たしても，保険料納付済期間が短いため，低年金が発生する事態が生じた。

1985 年の年金法改正により，基礎年金が導入され，被用者年金は基礎年金に上乗せされる報酬比例の年金を支給する制度に再編成され，公的年金制度はいわゆる 2 階建ての年金制度になった。その結果，自営業者等，被用者年金被保険者，被用者年金被保険者の被扶養配偶者は，それぞれ第 1 号被保険者，第 2 号被保険者，第 3 号被保険者とされた。厚生年金・共済年金の被保険者は，同時に国民年金に二重加入することになったのである。被用者年金被保険者の被扶養配偶者（いわゆる専業主婦（夫））は，第 3 号被保険者という形で強制適用されたのであるが，学生は適用除外とされたままであった。

1989 年の年金法改正（法 86）により，ようやく学生が強制適用（1991 年 4 月 1 日実施）とされ，さらに，2000 年の年金法改正（法 18）による学生納付特例制度が導入（同年 4 月 1 日実施）されるに至っている。この時点で，国内居住者における適用対象に関して，文字どおりの皆年金が確立したといえる。

なお，社会保障制度審議会は，62 年勧告において「皆保険，皆年金の時代となった以上は，不当な落ちこぼれの存在は許されない。各制度がそれぞれ筋を通して発展することは必要であるが，同時にそのことのために国民のなかに保障を受けない者を生ずることとなっては問題である」としていた。

（4）国民年金の給付水準－生活扶助基準に依拠した

国民年金の拠出制年金の給付水準については，「本制度が社会保障制度の一環として老齢，廃疾または死亡による国民生活の安定がそこなわれることを防止するという目的を果たすためには，その年金額は最低生活費を保障するための強い支柱となる程度のものであることが必要である。すなわち，年金額は，国民の負担能力，国家財政および最低生活費という三つの要素の総合の上に定まる性質である」[34]との観点から設定されている。給付水準の設定に当たって，最低生活保障が強く意識されたのである。

老齢年金の給付額は，25 年から 40 年間拠出して，65 歳から月額 2000 円から 3500 円とされた。この 25 年間拠出の老齢年金額の最低基準額 2000 円は，「生活保護の四級地における六〇歳以上の老人の一カ月の基準額である男子二四三〇円，女子二一三五円を基準とし，家族単位の生活を前提とする家計内の共通費用分を差し引いて，出されたもの」[35]である。40 年拠出の場合の月額 3500

円は，「昭和三十二年の成人一人当たりの一か月の消費支出を調べると，共通費的なもの二五％を除いて月三千八百円程度になること，毎月四月に行う厚生行政基礎調査にあらわれる老齢者一か月当たりの現金支出額が共通費的なもの二五％を除いて月三千五百円程度となること，また社会保障生活実態調査によっても右の額は現物を含めて月三千六百円程度となっていることなどから判断して定められた」[36]とされている。

すなわち，「年金らしい年金であろうとする限り月二〇〇〇円を下ってはその趣旨がそこなわれるし，月三五〇〇円を超えることはこの制度の性質上適当でないとする判断が年金の額を決定する基準となっている」[37]のである。このように，最低生活保障を強く意識して，生活保護基準・高齢者の消費支出を根拠に，拠出制年金の給付水準が定められたのである。その意味で，国民年金は，老齢・障害・夫の死亡という事由に関して，生活保護に代わる最低生活保障制度として制度化されたといえる。

他方，福祉年金は 1959 年 11 月 1 日から施行されたが，老齢福祉年金についていえば，月額わずか 1000 円を支給するものに過ぎなかった。この 1000 円という額は，1958 年 6 月に社会保障制度審議会から出された「国民年金制度に関する基本方策について」（答申）によると，「わが国現在の財政事情にかんがみ，また拠出制との均衡を思えば，最低生活水準のおよそ半分という額は，直ちに支給を開始される年金としては，やむを得ないと考えられる」とされている[38]。ここでも，25 年間拠出の老齢年金の給付額 2000 円は最低生活水準の額とされており，老齢福祉年金の給付額は，当時の財政事情から最低生活水準の半額とされたのである。また，障害福祉年金（当初は障害等級 1 級のみ）は月額 1500 円に過ぎず，その額は「老齢福祉年金の額に厚生年金保険における障害等級一級の場合の介護料一〇〇〇円の半分を加えたもの」[39]とされている。

3　国民皆年金実現のための措置等

国民皆年金実現のためにとられた措置について検討することとする。

国民年金法は，国民皆年金を実現するため，厚生年金保険法等の被用者年金法にはない仕組みや経過的措置を設けている点に特徴がある。

(1) 低所得者・無業者への強制適用と保険料免除制度の制度化

まず，国民年金法は，国民皆年金実現のため，低所得者・無業者も被保険者とした。そのため，保険料の納付が困難と認められる者に対しては，保険料の免除という他の年金制度には見られない措置がとられた。国民年金法は，通常の社会保険をも修正しているのである。

まず，国民年金法は，国民皆年金の観点から，低所得者，自営業者の配偶者で稼得活動に従事していない者等の無業者も被保険者とした点である。そのため，保険料の納付が困難と認められる者に対しては，保険料の免除という他の年金制度には見られない措置がとられたのである（国年法 89 条および 90 条）。

この保険料免除制度については，「すでに本法の拠出制年金自体において，従来の拠出制年金制度の基本的原型を相当広範囲にわたって修正していることを物語っている」[40]と国民年金法の立案者である小山進次郎も評価しているところである。

また，「この免除制度が取り入れられたことは，国民年金制度では前記のような拠出を中心とする給付体系だけで十分だと言うわけにはいかないことを意味する」[41]のである。

①保険料免除制度

国民年金の保険料免除制度には，法定免除（国年法 89 条），申請免除（90 条），2000 年法改正（法 18）により導入された半額免除（90 条の 2 第 2 項），2004 年法改正により導入（2006 年 7 月 1 日施行）された多段階免除制度（4 分の 1 免除（90 条の 2 第 3 項），4 分の 3 免除（90 条の 3 第 1 項））がある。その他，2016 年の法改正により導入され，2019 年 4 月 1 日に施行された第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料免除制度（2016 年改正法施行後の 88 条の 2）がある。また，第 3 号被保険者は険料納付を要しない（国年法 94 条の 3）。

なお，厚生年金については，1994 年の法改正

（法 95）により被保険者の育児休業期間中の保険料免除が，2000 年の法改正（法 18）により被保険者の育児休業期間中の事業主の保険料免除が導入されている（厚年法 81 条の 2）。

②保険料納付猶予・免除制度

障害基礎年金・遺族基礎年金について保険料を免除し，老齢基礎年金について保険料納付を猶予する制度も制度化されている。

2000 年法改正により学生納付特例制度（国年法 90 条の 3）が導入（2000 年 4 月施行）され，2004 年法改正により若年者納付猶予制度（2004 年改正法附則 19 条）が導入（2005 年 4 月施行）されている。

学生納付特例制度[42]は，所得が一定以下の 20 歳以上の学生に対する国民年金保険料の納付を猶予する制度で，老齢基礎年金の受給資格要件には算入するが，年金額の算定上は対象としないこととし，猶予期間中に発生した障害・死亡事故に対しては障害基礎年金・遺族基礎年金が支給されるものである。納付しなかった保険料は 10 年以内であれば追納が可能で，追納があった場合は保険料納付済期間とされる。なお，学生については，制度上，申請免除および多段階免除が受けられないのは問題である（国年法 90 条 1 項かっこ書き，90 条の 2 第 1 項，第 2 項および第 3 項かっこ書き）。申請免除および多段階免除が受けられる所得水準であっても学生納付特例しか適用されず，保険料免除に伴う国庫負担分を受けられないからである。

若年者納付猶予制度[43]は，30 歳未満の若年者に対する国民年金保険料の納付を猶予する制度で，学生納付特例制度と同様に，老齢基礎年金の受給資格要件には算入するが，年金額の算定上は対象としないこととし，猶予期間中に発生した障害・死亡事故に対しては障害基礎年金・遺族基礎年金が支給され，学生納付特例制度と同様に保険料の追納が可能である（2004 年改正法附則 19 条 4 項）。若年者納付猶予制度は，2014 年の法改正（法 64）により，対象者を 30 歳未満の若年者から 50 歳未満の者に拡大し，保険料納付猶予制度となり，2016 年 7 月 1 日に施行されている。

（2）制度発足時の低所得者に対する保険料納付済期間の短縮

第 2 に，「保険料を負担する能力の乏しい者については，この期間を一〇年に短縮するという保険制度としては極めて異例な仕組を採用している（アンダーラインは引用者）」[44]点である。

国民年金法の「被保険者としては，・・・その保険料の負担能力の有無にかかわらず，強制的に被保険者とし，・・・保険料の納付義務を課したが，保険料負担能力の無いものについては，その者の利益のために被保険者から適用除外することなく，この保険料納付義務を課さないこと」とされて保険料が免除され，さらに，「このように保険料納付義務を課さない者については，各種年金給付においてそれぞれ受給資格要件を緩和すること」[45]とされている。この受給資格要件の緩和について，国民年金法の立案者である小山進次郎は，「従来の社会保険制度においてはそれの例を見なかったものであり，およそ拠出に対する反対給付という保険制度の原則からみるならばこれに抵触する性質のものであるが，かような制度をもあえて社会保険制度としての国民年金の拠出制年金部分に採用したのは，年金給付による保障を最も必要とする低所得層にこそ，拠出制年金制度の技術構成上許される限り，年金支給の可能性を与えようとしてからにほかならない（アンダーラインは引用者）」[46]と説明しているのである。

（3）保険料免除期間に対する国庫負担の導入

第 3 に，1962 年の法改正（法 92）により，保険料免除期間に対する国庫負担が導入された点である。国民年金法制定時には，保険料免除期間に対する国庫負担はなかった。保険料免除期間はまったく給付額に反映せず，現在の合算対象期間（カラ期間）と同じ扱いであった。

保険料免除期間に対する国庫負担導入によって，従来の拠出制老齢年金の支給要件は大幅に緩和された。すなわち，「従来，拠出制の老齢年金は，保険料納付済期間が二十五年以上であるか，又は保険料納付済期間が十年以上で保険料免除期間とあわせて二十五年以上あることを必要としたが，保険料免除の国庫負担に伴って，保険料納付済期間が十年未満であっても保険料免除期間とあ

わせて二十五年以上あるときはもちろん，二十五年の全期間保険料免除のときにも，拠出制の老齢年金が支給されることになり，受給要件は大幅に緩和された」[47]のである。被保険者期間の全期間に保険料免除が行われたとしても年金が支給されるのであり，この場合に支給される老齢年金はまったくの無拠出制年金，すなわち社会手当である。この法改正により，1961年の法改正（法167）で導入された国民年金法28条の「特例による老齢年金」の規定が改正されたうえで，78条に移行し，53条から55条までの補完的老齢福祉年金の規定が削除（廃止）されたのである。

保険料免除期間に対する国庫負担導入の理由は，「国民年金の対象者は従来の被用者年金制度の対象者と異なり，使用者の負担もなく，もともと負担能力のない階層までも対象とせざるを得ない。しかしこうした人々こそ，老後において年金を最も必要とする階層ということになる筈である。そこで第三十八回及び第三十九回国会における改正案の審議過程において，これらの者についても免除期間に対して国庫負担を導入することにより拠出制の年金を支給すべきであるとの強い要望があったという経緯を踏まえ，国庫負担の導入を検討することとした」[48]ということである。

社会保険庁は，「保険料の拠出なくして国庫負担を行うことは，従来のわが国の社会保険では例をみない画期的構想（アンダーラインは引用者）」[49]であると自ら評価しているほどである。

(4) 特例による年金＝いわゆる補完的福祉年金の恒常的制度としての制度化

①補完的福祉年金の意義

第4に，国民皆年金の観点から，「国民年金制度は，特に保険料拠出能力の低い者または無い者を加入対象としたわけであるから，これらの者に対する年金的保障に欠落があってはならない」との理由により，「拠出制発足後，国民年金の被保険者となった者であっても，低所得等であるため保険料の拠出が不十分である者の存在を意識し，これに着目して拠出制年金を補完する意味で」[50]，「特例による老齢年金，障害年金及び母子年金」（1985年年金法改正（法34）前の国民年金法第3章第5節であり，1962法改正（法92）により，保険料免除期間に対する国庫負担が導入され，特例による老齢年金および補完的老齢福祉年金が廃止されたことに伴い，表題が「障害福祉年金，母子福祉年金及び準母子福祉年金」に変更された），いわゆる補完的福祉年金を創設した点である。

この制度は，拠出制年金における保険料納付済期間等の支給要件を緩和して年金を支給するものである。このように拠出制年金の支給要件を緩和するものの，一定の保険料免除期間と保険料納付済期間という要件が必要とされる（なお，20歳前障害による障害福祉年金の場合は，保険料の拠出は一切不要である）。この意味において，「ある程度の保険的性格を存置している」[51]と評価されている。

なお，1985年法改正前の国民年金法第3章第5節に規定される「福祉年金が一般に『補完的』と言われるのは，拠出年金の受給資格期間を満たしていなくとも，制度的にはこれを補足し，完備しているものと法律上擬制して取り扱うという趣旨に由来している。すなわち本節に定める福祉年金は，いずれも，拠出年金の支給要件に該当しない場合においても，『これに該当するものとみなして』支給されることになっている」[52]からである。

補完的福祉年金は，その費用の全額が国庫負担によってまかなわれている（1985年法改正前の国年法85条2項）。

また，補完的福祉年金が経過的な制度ではなく，恒常的な制度として制度化された理由については，以下のように説明されている。

拠出制年金には年金額の3分の1を国庫が負担することになっているが，「もし拠出制の年金制度だけしかないとすると，貧困のため拠出した期間が不十分であった者はなんらの年金支給も行われないことになるが，それでは，保険料を拠出することのできた人々だけが国から国庫負担を通じて援助を受けられ，貧困のためにそれができなかった人々には国庫の支出による援助が行われないという不公平な結果となるので」[53]，このような事態を防止するためであるとされている。この場合，「国庫負担を通じた援助」について，拠出制

年金受給者と補完的福祉年金受給者の間に，法の下の平等が貫かれている点に注意を要する。

なお，1991年3月31日までの時点で20歳以上の学生のように強制適用から除外された者については，任意加入手続きをとったうえで保険料拠出要件等の支給要件を満たさない限り，老齢・障害・死亡といった要保障事故，とりわけ障害事故が生じても，年金が支給されず，「国庫の支出による援助が行われないという不合理な結果」となっていた点で問題があったのである。

②補完的障害福祉年金の意義

補完的障害福祉年金については，行政のコンメンタールで以下のような制度趣旨が述べられている。

「被保険者でありながら保険料を滞納している場合には，年金給付の体系を厳守するという観点からは，補完的福祉年金といえども支給すべきではない，と言いうるけれども，障害という事故は，老齢と異なって偶発的なものであるので，拠出制障害年金の要件（三〇条（1）ハa参照）を一層緩和して，障害福祉年金を支給することにしたのである」[54]として，「老齢」とは異なる「障害」の特徴（偶発性）をふまえて，補完的障害福祉年金が制度化されている。

また，補完的障害福祉年金には，20歳前障害による障害福祉年金を支給する規定（国年法57条）があるが，その根拠として，以下のことがあげられている[55]。

（イ）20歳前において重度の障害となった場合には，その回復は極めて困難であって，稼得能力はほとんど永久に失っており，所得保障の必要性が高い。

（ロ）年齢的に見て，親の扶養を受ける程度をできるだけ少なくすることが望ましい。

（ハ）国民年金制度は，皆年金の思想に基づき20歳に到達した国民を一律に被保険者として受け入れている。

（ニ）経過的な福祉年金にあっては，被保険者でなかった者に対しても年金が支給される（典型的には老齢福祉年金）。

③拠出制年金と補完的福祉年金の関係

いわゆる補完的福祉年金は，「特例による老齢年金，障害年金及び母子年金」（1962年改正法施行後は「障害福祉年金，母子福祉年金及び準母子福祉年金」）の通称であるが，「『特例』といっても，本法上の体系的な支給型式からみれば，補完的福祉年金の支給という体系も，決して拠出制年金と相対立するものではなく，あくまでもこれと同様の一つの系列に属するものである」[56]。総じて補完的福祉年金について，その適用関係を明白に規定した条項を除き，拠出制年金の各規定が，補完的福祉年金の特質上妥当しないものを除き，それぞれ適用されるのである[57]。すなわち福祉年金も国民年金法15条に規定する各給付の中の概念に含まれるのであって[58]，福祉年金は，拠出制年金とは別個の給付ではなく，その中に包摂されるものである。福祉年金は，補完的福祉年金と経過的福祉年金とに区分して整理されるが，これは「法律上の名称ではなく，概念上の区分である」[59]ことに注意を要する。

（5）高年齢者に対する被保険者期間の短縮

第5に，拠出制年金制度発足時の1961年4月1日において50歳以下である者については強制適用とするが，老齢年金の支給要件である拠出期間（25年）を，生年月日に応じて24年から10年までの期間に短縮することとした点である（国年法76条「被保険者期間の短縮」）。この場合に支給する年金額についても，「本来年金と比較してかなり低額のものとなり（受給資格期間の長さは，その制度が予定する年金水準と密接に関連している），高齢者を強制加入として拠出年金の途を開いた本制度の趣旨にもとることになる」[60]との理由で，国民年金法27条にもとづき単純な期間比例で計算する分のほかに一定の上乗せをするなど，各種の上積み措置を講じた経過措置がとられている（77条）。

このような特例措置は，厚生年金などの被用者年金では講じられていないが，「それは，これらの制度に加入年齢の上限がないことのほか，国民年金が，最後に，国民皆年金を達成するための制度として発足したという理由に基づく」[61]からだと説明されている点が注目される。

（6）高年齢者に対する老齢年金の掛け捨て防止策としての適用除外と経過的福祉年金の支給

第6に，国民年金法は，老齢年金の掛け捨て防止のため，拠出制年金制度発足時において，一定の年齢の者（1961年4月1日において50歳を超える者）を，強制加入の被保険者から除外した点である（74条）。

国民年金法74条により年齢的に強制加入の被保険者から除外された者（1961年4月1日において50歳を超え55歳を超えない者に限る）については，任意加入の途を開き，拠出制年金の所得保障を図ることとされた（75条）。いわゆる高齢任意加入被保険者制度であり，この場合の拠出期間は10年でよいとする特例が設けられていることから，「10年年金」と呼ばれている。所得保障の必要性の観点から制度化された点が注目される。

この制度の趣旨については，「高齢の者は，すぐにでも年金による所得保障を必要としている，という実態に即したものにする必要があったからである」[62]とされている。

なお，任意加入被保険者は，被保険者として負担すべき保険料納付の義務や，年金の支給要件等を確認したうえで，任意加入の申出を行った者であることから，「所得のない者等について強制加入とし，保険料納付の免除制度を設けた事情がこれらの者にあてはまらないのは当然であり，八九条（法定免除）および九〇条（申請免除）の規定は適用されない」[63]というのが原則であるが，75条による高齢任意加入被保険者について免除制度の適用が認められている。これは，「高齢任意加入者は，年齢的な要件を除けば，本来的には強制加入の対象となる者であることが考慮されているためである」[64]とされているのである。

さらに，任意加入しない者に対しては，拠出制年金を受けることができないので，この場合，経過的福祉年金を支給されることになっており（80条～82条の2），無年金者が生じることを防止しているのである。とりわけ，老齢福祉年金のみならず，拠出制年金施行日である1961年4月1日以後の傷病に対して障害福祉年金が支給される点に注意を要する（81条4項および5項）。

（7）福祉年金の特別支給＝いわゆる経過的福祉年金の創設

第7に，国民年金法は，国民年金法施行日の1959年11月1日において，すでに老齢・障害・母子等の支給事由が発生している者，施行日後の一定期間までに支給事由が発生した者，高齢であるため強制適用被保険者とならない者に対して，福祉年金を特別支給する規定をおいている点である。特別支給される福祉年金は，「経過的な措置であって，恒常的なものではないため，通常，『経過的福祉年金』と呼ばれている」[65]ものである。

このいわゆる経過的福祉年金については，「もし，国民年金法による年金が拠出制年金および補完的無拠出年金のみに限られるならば，高年齢等のため被保険者とならない者に対しての所得保障は全く欠けることとなって，国民年金制度に課された現実の任務の一半が果たされないという結果となるので，このような間隙をなくするために経過的福祉年金が不可欠のものとなるのである。かくて経過的福祉年金は所得保障を目途とする年金的利益を国民に広く均霑させるためには，国民年金制度としては不可欠なものであり，その意味において国民年金制度における本質的な存在となる」[66]として，国民年金法上の不可欠性，本質性が強調されている。

経過的福祉年金は，国民年金の拠出制年金制度の発足の時期的な問題から，その保障を受けえなかった者に支給されるものであるので，当然に保険料納付要件は問われないのである。

経過的福祉年金の支給規定は，補完的福祉年金の支給規定に根拠を有している[67]。補完的福祉年金は，拠出制年金の支給規定に根拠をおいているので，「拠出制年金も，補完的福祉年金も，さらに経過的福祉年金も，法制的には多元論でなく，一元論に立脚しているのである」[68]。

その意味でも，補完的福祉年金，経過的福祉年金を，例外的なものとして軽視してはならない。経過的福祉年金は，経過措置等を定める附則ではなく，重要事項を定める本則におかれた規定にもとづく重要な制度である。

（8）国民年金法の名称について－国民年金保険法ではない

なお，「厚生年金保険法等においては，一般的に保険給付の対象となる事故は，『保険事故』として説明されているが，国民年金制度では，保険料納付要件を伴わない，いわゆる無拠出制の福祉年金が採り入れられているので，『保険事故』という呼び方は避けられている」[69]。

国民年金法は，国民皆年金を実現するため，社会保険方式を採用する拠出制年金のみならず，無拠出制の福祉年金を併設した関係で，その名称が，「国民年金保険法」ではなく，「国民年金法」とされたと思われる。したがって，国民年金法は，名称からも，単なる社会保険制度ではないことを明らかにしているのであり，国民年金制度イコール社会保険制度ととらえることは，あまりにも一面的であり，国民皆年金達成を目的として制定された国民年金法を正確に理解したことにはならないのである。国民年金制度は，国民皆年金を実現するため，社会保険としての拠出制年金に社会手当としての福祉年金を組み合わせたのである。社会保険に社会手当を組み合わせたものが国民年金制度なのである。

4　小　　括

以上，検討したとおり，公的年金は少なくとも憲法25条1項にもとづく健康で文化的な意味での最低生活保障としての法的性格を有するものであり，国はその意味での最低生活を保障する義務のみならず，その保障する水準を向上・増進させる義務を負っているのである（同条2項）。そして，国の生存権保障義務および社会保障向上・増進義務の具体化として，国庫負担，給付額の底上げ，年金額のスライド制を公的年金に採用しているのである。これが公的年金の特徴である。

国民年金法は，憲法25条1項の生存権および同条2項の国の社会保障向上・増進義務を具体化した皆年金を実現するために制定された法律である。皆年金とは，すべての人に対して，公的年金の適用を適用するにとどまらず，すべての人に対して年金の保障するものであり，それはすべての人に対して生活を十分保障するものでなければならないものである。国民年金法は，皆年金を実現するため，低所得者・無業者をも強制適用し，その給付水準は生活保護法による最低生活費に依拠したものである。

皆年金を具体的に実現するため，国民年金法は，①低所得者・無業者への強制適用と保険料免除・猶予制度の制度化，②制度発足時の低所得者に対する保険料納付済期間の短縮，③保険料免除期間に対する国庫負担の導入，④拠出制年金の受給権を満たしていない者に対する全額国庫負担の補完的福祉年金の制度化，⑤制度発足時の高年齢者に対する被保険者期間の短縮，⑥国民年金法施行時にすでに高齢・障害・母子状態といった要保障事由が発生している者等に対する全額国庫負担の経過的福祉年金の支給等の措置を採用したのである。それゆえ，被用者に対する「厚生年金保険法」には法律名に「保険」という文言が入っているのに対して，「国民年金法」には「保険」という文言が法律名にないことからも，国民年金法は，単なる社会保険法ではなく，皆年金実現のために，社会保険（拠出制年金）と社会手当（福祉年金）を組み合わせた法律なのである。

注

(1)「国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号）。

(2)「平成16年度，平成17年度，平成19年度及び平成20年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成25年政令第262号）」。

(3)「国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第112号）」。

(4)　佐藤功「障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止の違憲性」『社会保障判例百選』（有斐閣，1977年）19頁。

(5)　中村睦男「生存権」（芦部信喜編『憲法Ⅲ人権（二）』有斐閣，1981年）357頁。

(6)　なお，堀木訴訟大阪高裁判決（『判例時報』795号，3頁）は，憲法25条1, 2項分離論をとったうえで，社会保障制度を，生活保護が該当する憲法25条1項の「救貧施策」と，生活保護以外のすべ

ての施策が該当する2項の「防貧施策」に区分し，「救貧施策」については1項による最低生活保障という絶対的基準を認めるが，2項にもとづく防貧施策には，広範な立法裁量を認めたが，この解釈は憲法学の通説に照らして大いに問題がある。憲法学，社会保障法学をはじめとする学界から厳しい批判が加えられたところである。

⑺ 有泉亨・中野徹雄編・喜多村悦史著『国民年金法（全訂社会保障関係法2)』（日本評論社，1983年）7頁。

⑻ 社会保障制度審議会は，1948年7月13日付の「社会保障制度調査団報告書」（いわゆるワンデル勧告）が「国会並びに責任ある政府行政機関に対して，社会保障に関しての企画，政策の決定，法律制定の面においての勧告をなす為に，内閣と同列の諮問機関を設置すること」と勧告したことにもとづいて設置されたものである。社会保障制度審議会設置法（昭和23年法266）は，2条1項において「審議会は，自ら，社会保険による経済的保障の最も効果的な方法につき，又は社会保険とその関係事項に関する立法及び運営の大綱につき研究し，その結果を，国会に提出するように，内閣総理大臣に勧告し，内閣総理大臣及び関係各大臣に書面をもつて助言する任務及び権限を有する」と規定している。ワンデル勧告における「内閣と同列の諮問機関」との位置づけ，社会保障に関して政府に対する勧告権を唯一もっている審議会（同法1条，2条）であることから明らかなように，同審議会はきめて強い権限をもっている。いわゆる「50年勧告」（社会保障に関する勧告）をはじめとする諸勧告を行い，日本の社会保障制度に大きな影響を与えてきた。したがって，社会保障制度審議会の勧告は，法解釈にあっても無視できないものといえよう。なお，1999年の中央省庁等改革基本法の施行による中央省庁再編にもとづき，2001年1月6日をもって廃止されている。

⑼ 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法2)』229頁。

⑽ 有泉亨・中野徹雄編『厚生年金保険法（全訂社会保障関係法1）（日本評論社，1982年，233頁）は，「八十一条四項に照らして，保険料を事務執行費用に充てることは許されないと解される」としている。社会保障制度審議会「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」（1962年8月22日）も「事務費を全額国庫が負担すべきはいうまでもない」としている。

⑾ このことに伴い，1985年法改正前と1985年法改正後の国民年金・厚生年金の国庫負担の額を以下の年ごとに比較した場合，国庫負担は，1995年には4兆4千億円から4兆1千億円（改正前の93.18%），2000年には5兆5千億円から4兆7千億円（同85.45%），2010年には7兆5千億円から5兆7千億円（同76.0%），2020年には8兆2千億円から5兆7千億円（同69.51%），2030年には8兆2千億円から5兆1千億円（同62.20%），2040年には7兆7千億円から4兆4千億円（同57.14%），2050年には7兆3千億円から4兆2千億円（同57.53%）に減額されると推計されている（田村正雄厚生省年金局数理課長の答弁（『第百二回国会参議院社会労働委員会会議録』12号（1985年4月9日）15頁)。その他，公文昭夫『やさしい年金問題』（学習の友社，1993年）60～61頁参照。

⑿ 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法2)』65頁。

⒀ 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法2)』192頁。

⒁ 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法2)』193頁。

⒂ 『七訂国民年金　厚生年金保険改正法の逐条解説』（中央法規出版，2009年）七訂』36, 196頁。

⒃ 前掲書『七訂国民年金　厚生年金保険改正法の逐条解説』37, 197～198頁。

⒄ マクロ経済スライド制とは，保険料を負担する被保険者数の減少と年金給付費の増加につながる65歳時平均余命の延びを，毎年度の年金額の改定率から減じる仕組みである。例えば，物価が2%上昇しても，被保険者の減少が0.6%，平均余命の延びが0.3%であれば，年金額は1.1%の引き上げにとどまる。このように，マクロ経済スライドにより，年金の給付水準は実質的に引き下げられることになる。そのため，2004年法改正では，年金給付水準の下限が定められ，モデル年金の所得代替率が50%になった時点でマクロ経済スライドによる調整を終結することとされた（同法改正法附則2条2項)。

⒅ 厚生労働省年金局「令和3年度の年金額改定についてお知らせします～年金額は昨年度から0.1%の引き下げです～」（2021年1月22日）2頁。

⒆ 社会保険庁運営部・年金管理課・年金指導課監修『国民年金三十年のあゆみ』（ぎょうせい，1990年）6頁。

⑳　小山進次郎『国民年金法の解説』（時事通信社，1959 年）13 頁。本書の著者は，同書の執筆当時，厚生省年金局長であった。

㉑　社会保険庁運営部ほか・前掲書『国民年金三十年のあゆみ』6 頁。

㉒　小川政亮『社会保障権－歩みと現代的意義（増補新版）』（自治体研究所，1995 年）121 頁。

㉓　有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法 2）』20 頁。

㉔　小山・前掲書『国民年金法の解説』35 頁は，「今日国民年金制度が行われることになったのは，将来における人口の老齢化に備えようということもあるが，それと同等またはそれ以上に現在の老人，身体障害者および母子に年金的保護をおよぼす必要を感じたからである。したがって現在の問題に対してなんらの解決策を示さない制度は，今日の場合現実性のある対策とはなり難い（アンダーラインは引用者）」との観点から，いわゆる経過的福祉年金を創設したとしている。

㉕　社会保険庁運営部ほか・前掲書『国民年金三十年のあゆみ』103 頁。

㉖　社会保障制度審議会・前掲「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」。また，同勧告は，「皆保険，皆年金の時代となった以上は，不当な落ちこぼれの存在は許されない。各制度がそれぞれ筋を通して発展することは必要であるが，同時にそのことのために国民のなかに保障を受けない者を生ずることとなっては問題である。これを拾うためには，いたずらに既存の観念にこだわったり，縄張り的な考え方にとらわれてはならない。そのためには各制度本来のたてまえが若干ゆがめられることとなってもやむをえないであろう」としている。

㉗　社会保険庁運営部ほか・前掲書『国民年金三十年のあゆみ』103 頁。

㉘　小山・前掲書『国民年金法の解説』38 頁。なお，同書同頁によれば，「このような欠点は障害年金および母子年金において特に強く現われる」とされている点に注意を要する。

㉙　『第三十回国会衆議院社会労働委員会議録』14 号（1959 年 3 月 5 日）11 頁。

㉚　有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法 2）』23 頁。

㉛　社会保険庁運営部ほか・前掲書『国民年金三十年のあゆみ』63 頁。

㉜　有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法 2）』23 頁。

㉝　社会保障制度審議会は，62 年勧告において「被扶養者の疾病，負傷，分べん等については，家族療養費，配偶者分べん費等が支給されるのに対し，配偶者の廃疾，老齢については，国民年金に任意加入しない限り，その者のための障害年金や老齢年金はない」と問題点を指摘したうえで，「被扶養者のうち配偶者については，配偶者自身のための障害年金や老齢年金を被用者に対する年金制度のなかに設ける必要がある」と，内閣総理大臣に勧告していた。

㉞　小山・前掲書『国民年金法の解説』164 頁。

㉟　小山・前掲書『国民年金法の解説』164-165 頁。『第三十一回国会衆議院会議録』14 号（1959 年 2 月 13 日）188 頁の坂田厚生大臣答弁では，「現在の生活水準を基準にした」とされている。

㊱　社会保険庁運営部ほか・前掲書『国民年金三十年のあゆみ』58 頁。小山進次郎は「ここ一，二年の国民の成人の平均消費支出は，大体月に直しますと四千円強程度になっております。……この程度が国民の平均的な生活水準，こういうふうに一応考えられるわけでありますが，このうち一般に老人その他の生活の実態を考えますと，いろいろ共通経費に属するものを，家族内で生活をするということになりますと，子供なりあるいはその他の者に依存することができる，こういうような前提を置いて考えますと，そのうちからおよそそういう共通経費として考えられるものをあげますと四分の一程度になりますので，それを控除いたしますと大体三千五，六百円というところが今日の状態における平均の消費支出の実額，こういうことになるわけでございます。そういうような事情からいたしまして，大臣も申し上げましたように，今日の生活の実態を前提にいたしまして，まずこのぐらいのところを目標にしてスタートする，かように相なった」（前掲『第三十回国会衆議院社会労働委員会議録』14 号，2 頁）と国会で答弁している。

㊲　小山・前掲書『国民年金法の解説』165 頁。

㊳　小山・前掲書『国民年金法の解説』67 頁は，障害福祉年金について，「すなわち望ましい額としては月三〇〇〇円だが，財政上の関係を考慮して老齢福祉年金の場合と同様，その半分の一五〇〇円とした」とする。

㊴　小山・前掲書『国民年金法の解説』67 頁。

(40) 小山・前掲書『国民年金法の解説』218 頁。

(41) 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法 2）147 頁。

(42) 学生納付特例制度の立法趣旨は次のとおりである。第 1 に「学生本人には所得がないにもかかわらず，保険料納付を義務づけていることから，実質的には親に保険料を負担させる結果となっていたことなどから，今回の改正では，学生については，本人だけの所得で判定する」（厚生省年金局年金課「年金制度改正法の解説（下）」（『週刊社会保障』2087 号，2000 年 5 月 22 日，49 頁）としたことである。第 2 に，学生納付特例期間中に障害をもつようになった場合に，障害基礎年金を支給するためである。つまり，学生納付特例制度を設けることにより，学生の国民年金への加入を容易にし，障害無年金の発生を防止することである。このことが最大の立法趣旨である。詳しくは，田中明彦「国民年金の歴史的考察と学生障害無年金訴訟（3）」『賃金と社会保障』1397 号（2005 年 7 月）66-67 頁参照。

(43) 若年者猶予制度の立法趣旨は次のとおりである。「平成十六年改正前までは，就職が困難であったり失業中で所得が低い若年者であっても，収入のある親と同居している場合には保険料の納付免除とならないこととされてきたが，このような若年の者についても，低年金，無年金防止の観点から，実際に負担できることになった時点で保険料追納を可能とすることが適当であり，同居している世帯主の所得にかかわらず，本人及び配偶者の所得要件で，保険料納付を猶予し追納を可能とする仕組みを設けることとしたもの」である（前掲書『七訂国民年金　厚生年金保険改正法の逐条解説』）698 頁）。

(44) 小山・前掲書『国民年金法の解説』161-162 頁。

(45) 小山・前掲書『国民年金法の解説』162 頁。

(46) 小山・前掲書『国民年金法の解説』162 頁。

(47) 社会保険庁年金保険部・国民年金課編集『国民年金二十五年のあゆみ』（ぎょうせい，1985 年）132-133 頁。

(48) 社会保険庁年金保険部ほか編・前掲書『国民年金法二十五年のあゆみ』129 頁。

(49) 社会保険庁年金保険部ほか編・前掲書『国民年金法二十五年のあゆみ』132 頁。

(50) 山崎圭『国民年金法のしくみ』（日本年金協会，1982 年）221 頁。

(51) 小山・前掲書『国民年金法の解説』219 頁。

(52) 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法 2）』148 頁。

(53) 小山・前掲書『国民年金法の解説』36 頁。

(54) 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法 2）』150 頁。

(55) 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法 2）』153-154 頁。

(56) 小山・前掲書『国民年金法の解説』230 頁。

(57) 小山・前掲書『国民年金法の解説』231 頁。

(58) 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法 2）』41 頁。

(59) 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法 2）』42 頁。

(60) 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法 2）』192 頁。

(61) 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法 2）』184 頁。

(62) 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法 2）』184 頁。

(63) 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法 2）』293 頁。

(64) 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法 2）』293 頁。

(65) 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法 2）』211 頁。

(66) 小山・前掲書『国民年金法の解説』221 頁。

(67) 小山・前掲書『国民年金法の解説』231 頁。

(68) 小山・前掲書『国民年金法の解説』231 頁。

(69) 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保障関係法 2）』7～8 頁。

The Importance of the Universal Pension System and Guaranteeing the Pension Rights of Older Persons and Persons with Disabilities (2) :

The Unconstitutionality of the 2012 Pension Amendment Act

TANAKA Akihiko

This paper discusses the lawsuit challenging the constitutionality of pension reduction at Wakayama district court, and discusses, from the perspective of guaranteed universal pensions and the pension rights of the older persons and persons with disabilities, unconstitutionality and illegality of the 2012 Pension Amendment Act and the 2013 and 2014 cabinet orders which were the direct basis for the 2013 and 2014 reductions in the pension amounts of the plaintiffs.

In this issue, we first consider the nature and characteristics of public pensions, and clarify that the purpose of public pensions is at least to guarantee the Right to Life — the guarantee of a minimum standard of living — and that the introduction of national treasury contributions and the adoption of a sliding scale system embody the government's obligation to guarantee the Right to Life. Next, we clarify that the National Pension Act was enacted in order to realize the universal pension policy ; that the compulsory application to low-income earners and unemployed persons and the contribution exemption system were institutionalized in the National Pension Act in order to realize the universal pension system ; that the national treasury bears the burden, even during the period of contribution exemption ; and that the supplementary welfare pensions with mitigated contribution payment requirements and transitional welfare pensions for those who are not eligible for the contributory national pension system at the time of implementation are both fully funded by the national treasury.

〈論　文〉

江戸時代における文化としての性を探る
――『色道大鏡』第巻五「色道小鏡」を民族誌として――

杜　　崢

要旨：本稿は，1678 年に藤本箕山が出版した『色道大鏡』の第五巻，通称「色道小鏡」を民族誌として取り上げ，江戸期社会に関する諸研究と関連づけて，江戸期の社会文化，そして文化としての性の理解を深めることを目的とする。第一章で，「家」を経糸として，消費，性のあり方と教養の側面から江戸時代の社会全体を把握する。第二章では，『色道大鏡』のなかで中心的と考えられるテクスト「色道小鏡」を民族誌として読解する。以上の考察から，「色道小鏡」ひいては『色道大鏡』を民族誌として読むことの有効性を確認すると同時に，先行研究に対して民族誌的内容を加え，理論的な批判を示し，江戸期日本社会における文化としての性の一様態を提示する。

は　じ　め　に

文化人類学では性的行為の研究は遅れていると，しばしば指摘された（熊田 2009 : 198）。その実相を仔細に観察し記述することは，人類学の調査実践において多くの困難が伴うものである。しかし，1990 年代に入って性的行為の研究は劇的に増えた（同上 2009 : 200）。日本の歴史学においても，性の問題は人間という存在の根源に関わることが 1980 年代末に指摘されるようになり，重要な課題であるとの提起が 2000 年代になって歴史学研究の機関紙でなされるようになった（沢山 2020 : 170-171）。マルセル・モースの身体技法においても論じられているが（モース 1973），人の性的行為は文化と複雑につながっている。本稿では，文化人類学の考え方にのっとり，文化は暗黙の了解のもとに，人の行動に意味を付与し，それを規定し，社会の秩序を形成するものであると定義する（ベネディクト 1967［1946］: 22；浜本・浜本共編 1994）。住む地域や社会が違えば，暗黙の了解もまた異なり，性的行為に与える意味も異なる。性のあり方は文化社会的に作られていると言えるだろう。

本稿は，1678 年に藤本箕山が出版した『色道大鏡』の第五巻，通称「色道小鏡」を民族誌として取り上げ，江戸期社会に関する諸研究と関連づけて，江戸期の社会文化，そして文化としての性の理解を深めることを目的とする。

マリノフスキーは，トロブリアンド諸島でのフィールドワークに基づいて 1922 年に『西太平洋の遠洋航海者』を著した。彼は，島と島の間で行われる，クラと呼ばれる財貨（腕輪や首飾り）の交換を分析することによって，家族，呪術，食事，セクシュアリティ，遊び，信念などを含むトロブリアンド諸島の社会文化を全体的に照らし出した（マリノフスキー 2010；米山俊直・谷泰編 1991 : 260）。

藤本箕山は，京都の島原遊廓を中心として，30 年をかけて，日本の 25 箇所の遊廓を遊歴し，それに基づいて『色道大鏡』を 1678 年に出版した。『色道大鏡』研究者たちは，彼の遊歴を「忠実なるフィールドワーク」であると指摘している（渡辺憲司 2006 : 22）。全書は 18 巻からなり，遊廓の風俗語を中心とした言葉使い，美学，仏教の受容，流行ファッション，芸能，書道史等々を記述することによって，当時の日本社会を照らし出していると考えられる。

『西太平洋の遠洋航海者』はすでに 100 年の時を経ているが，民族誌として現在でも価値がある。マリノフスキーのクラ研究がトロブリアンド

社会を全体的に見ることを可能にしているように，『色道大鏡』は遊廓を通じて，江戸時代の社会全体を照らし出すことを可能にすると考えられる。また，当時のトロブリアンド諸島の社会文化については，マリノフスキーの書いたもの以外はほとんど情報がないのに対して，江戸時代の社会文化については，一次資料も研究書も充実している。これらを関連づけながら，『色道大鏡』を民族誌として読んでいくことは，当時の社会を知る上で，非常に有意義であろう。

遊廓は確かに一般社会から隔離された社会空間であったが，その「隔離」は社会全体にとって意味あるものとして構築された。遊女は一般社会から常に供給され，客，経営者，その他の関係者も遊廓外の社会に足場をもっていた。遊廓は江戸時代の社会全体の動態のなかで初めて可能な，消費，身分，遊廓外の日常的な性の問題が凝縮された場であると考えることができる。

第一章で，「家」を経糸として，消費，性のあり方と教養の側面から江戸時代の社会全体を把握し，第二章では，『色道大鏡』のなかで髄と考えられる第五巻の「色道小鏡」を民族誌として読解する。以上の考察から，「色道小鏡」ひいては『色道大鏡』を民族誌として読むことの有効性を確認すると同時に，先行研究に対して民族誌的内容を加え，理論的な批判を示し，江戸期日本社会における文化としての性の一様態を提示する。

一　江戸時代における家
――消費・性のあり方・教養の側面から

1　江戸時代の消費の活発化と家の成立

社会学者である貞包英之による『消費は誘惑する遊廓・白米・変化朝顔：一八，一九世紀日本の消費の歴史社会学』（貞包 2015）は，17 世紀後半から 19 世紀にかけての江戸時代の消費についての歴史社会学的探究を行うことで，消費はいかに江戸時代の人々のライフスタイルを変えたのかを明らかにした。

17 世紀以降，幕府は金融取引の円滑化などの政策を実施し，江戸社会に経済の飛躍的な発達をもたらした。貨幣は地域や身分を超えて，社会生活に浸透した。そのような社会変化の中で，消費と密接に関係していたのは，消費の主体へと成長していく「家」であった。庶民は主家から自由になり，自分の「家」を持とうとし始めた。「家」は経済的，政治的に独立した生活単位として，近世の社会生活を強く支配するようになった。そして，商品の購買によって，「家」は自立を維持し，他家に従属する危険を避けた。具体的に，以下の三つの消費手段を通じて，家同士は水平的な交流と競争の関係を維持していた。

第一の手段は遊廓を主な対象とした性的消費であった。近世の消費活動の嚆矢として，遊廓は性的消費を司り洗練された最新の商品を体験できる格好の社交場として，「家」の営みを助け，新興の「家」に重宝されていた。さらに，「嫁入婚」と類以の儀礼を通して，都市で一人暮らしをする，「家」を持たない男性客（主に奉公人）に，「家の亭主」として，遊女を支配し，一時的に家を持つような体験ができる場所を提供した。しかし同時に，遊廓における消費活動は家の秩序を脅かす面も持っていた。一度消費の限界を超えると，つまり，家の要請を踏み越え，私的である自分の快楽に没頭すると，消費は家を没落させる恐れがあった。例えば『色道大鏡』の作者藤本箕山は，人生を棒に振るような仕方で消費に飲み込まれた「破国去家」の狂人の典型であった（野間編 1961 : 30）。

第二の手段は米を対象としての物資的消費である。生活物資が購買できることによって，「家」は都市での生活を維持できた。

第三の手段は園芸植物と小動物を対象とする情報的消費である。17 世紀半以降，出版業が興隆し，「家」が備えるべき知識や生活技術を説く書物の流行によって，主家に従うことから解放された。これに伴い，「家」は階層的なものから水平的なものに推移した。

以上のように，貞包（2015）は，成立し始めの家にとって，遊廓は最適の社交場であると同時に，その消費活動は家の秩序を脅かす両義性をもつことを示した。

2　江戸時代における性のあり方と家の存続

沢山美果子の『性からよむ江戸時代：生活の現

場から』（沢山 2020）は江戸時代の文書群や日記などを史料として，村や町に生きた女と男の性生活や性知識，性意識，性の営みの歴史を示した。江戸時代，夫婦が労働の基本的な単位であった民衆は「家」を持つようになり，「家」の永続に努めるようになった。また，「家」と幕府は，子供を産むことをコントロールしようとした。

出産をコントロールするために，第一に重要なのは性規範であった。「夫婦の交わり」が特権化され，婚姻・性・生殖の一致化が強調された。「家」意識が高まり，民衆も娘を「家」に囲い込み，結婚に対する親の意向が強まっていくなか，村の中で劣位の「家」の娘は，若者の性欲の犠牲になった（沢山 2020 : 149；倉地 1998）。そして，この時期，商品流通と経済の発展によって，都市の場合は，この性への抑圧を，町場の遊所が吸収し始め，性売買の大衆化が進んでいった。第二は，性をめぐる養生論を含む出版物の普及である。性をめぐる実践は，人々の性意識に影響した。「家」の中では特に夫婦の関係が重視され，生殖のための交合という意識が高まった。もともと上層社会のものであった「家」の問題は，江戸後期には，町人や農民などの民衆にも広まっていったことは，出版物の普及と深く関わっていた。第三は，「家」と農民の生活中で，「家」を枠組みとした生産・再生産活動と関係つけられた性の営みであった。農民自身が書いた「農書」は，妻に求められたのは労働能力と生殖能力であるため，農業の働きもできない，子供もできない遊女や飯盛女を嫁にすべきではないとした。しかしこのような禁止は，性売買の大衆化を背景として，農民を含めた庶民たちが遊女や飯盛女を妻にすることが少なくなかったことを示している。そこでは，遊女の性は生殖に結びつかない，快楽や消費の性とされていた（沢山 2020 : 158）。

3　江戸時代の読書会と町人の教養――藤本箕山という遊民

以上のような性規範に基く意識の普及は，江戸時代出版業の隆盛に緊密に関わっている。出版業の隆盛によって，知的ネットワークが形成され，「家」における階層性を超越することを可能にした。出版業の隆盛と出版物に基く規範や意識の普及は，江戸時代の読書会を通じて現れた。

前田勉の『江戸の読書会：会読の思想史』（前田 2008）によれば，江戸時代，会読が江戸・上方で一つの流行となった（前田 2008 : 118）。全国各地の藩校や私塾などで会読を行うことは，ごく一般的であった。藩校の素読試験の記録から見ると，8 歳の時に『孝経』，9 歳で『大学』と『中庸』，12, 3 歳で『易経』『詩経』『春秋』，14 歳の時に『礼記』を習得するという流れであった。当時の会読では，主に儒学関係の書物『論語』や『孟子』などが読まれた。三浦梅園の教えを受ける杵築城下の富商たちは，『孔子家語』の会読をしていた。堅苦しい儒学書を，武士ばかりか，町人や百姓までもが熱心に読み，学問に励んだという現象は多くの研究者に注目されてきた。ほかにも，仏教書，神道書，兵学書などの硬派の書物から，商売・農業などのハウツーものの実用書，さらに浮世草子・黄表紙・読本などの軟派の書物まで，多種多様の書物が木版出版された。特に『五常訓』や『養生訓』のような通俗的な教訓書ともいうべきものは，村々の庄屋たちにも広く読まれた。江戸時代の出版の普及は，庶民の識字力の獲得を促したと前田は指摘している（前田 2008 : 57）。

また，「近世町人の教養の理想は，多方面なる人間である。」と野間光辰が指摘したように，近世町人の教養については，テキストの勉強だけではなく，囲碁・将棋・雙六・楊弓・節切・詩文・連歌・茶の湯・立花・十炷香（香道）・蹴鞠[1]・能・有職などの学芸や遊芸に至るまで，種々のことが含まれていた（野間編 1961 : 13, 14）。

しかし，江戸時代全体を通じてみれば，読書はどこまでも家業の余暇に行う嗜みに過ぎなかった（前田 2008 : 432）。とくに町人や百姓の場合，読書に励んでばかりいて，家業をそっちのけにしてしまうことは，なにより戒められた。つまり，読書は家業の邪魔にならない範囲で，容認され，家の永存のための有意義な社交手段になれるものであった。

『色道大鏡』の作者である藤本箕山（1628-1704）[2]は，江戸時代前期の富裕な京都の紅染屋

小堀屋に生まれ，若くて両親を無くして家督を継いだ上層町人である（大橋正叔 2006 : 9）。13 歳の時には遊廓で遊ぶようになった（野間編著 1961 : 11）が，その時には，既に一定程度の教養を身に付けていたと推測される。幼少年時代のこの環境が，後年の彼の生活の方向の決めるのに，一つの重大な要因になっていたと野間は指摘している（野間編著 1961 : 10）。

藤本箕山は町人の一般的教養を身につけていたと思われる。今確かめられる限り，なかでも秀れでいたのは，俳諧と古筆目利[3]という二つの分野である。彼が松永貞徳の俳門に入って，22 歳の時には既に，15 句の比較的多くの発句が『毛吹草追加』に入集された（野間編 1961 : 17）。彼が「破国去家」の狂人となっても，そのような知識と知的遊芸的技能は生きていくことを可能にした。江戸時代，藤本のように，生産活動から遊離した「遊民」は少なくなかった。例えば小林一茶も生産的一般社会に知的影響を与えた遊民であった（沢山 2020 : 3）。

4　本稿の問題意識と視座

江戸時代における「家」と消費・性のあり方・教養の関係についての以上の議論を以下にまとめ，本稿の問題意識と視座を明らかにしよう。第一に，貞包によれば，江戸時代の「家」は経済的，政治的に独立した生活単位と消費の主体として，社会生活を強く支配するようになった。消費活動の嚆矢である遊廓は，成立しはじめの多くの「家」の社交場として歓迎され，「家」を持たない男性客に，家の主人として，家を持つような体験を提供した（貞包 2015 : 32）。遊廓と「家」は現実的にも虚構のうえでもお互いに支え合う関係があったが，遊廓での私的快楽への没頭による消費は家の存立を危うくした（貞包 2015）。第二に，沢山によれば，江戸後期，「家」の意識が高るに連れ，「家」と遊廓の関係は，「家」における産むための性と遊廓における快楽の性という二元論的な規範によって捉えられるようになった。沢山は，婚姻・性・生殖の一致化が強調されるような性規範の形成から江戸時代の性の営みの歴史を示した（沢山 2020）。第三に，前田が指摘するように，江戸時代は，武士だけではなく，町人や百姓も学問に励み，読書は家業の邪魔にならない限り，容認され，「家」の永存のための有意義な社交手段になった（前田 2008）。また，町人は「多方面」のたしなみを持つ人間を理想としていたため，漢学だけではなく，学芸や遊芸なども持つべき教養とした。

『色道大鏡』の作者藤本箕山は，遊廓での過度な消費により家を没落させ，「家」社会から見れば狂人のような周辺的存在となったが，同時に町人の教養を極め，それを資本に生活をなりたたせる遊民として，「家」社会の人々に影響を与えたと考えられる。『色道大鏡』は，町人の教養を形作る茶道，華道，香道と並ぶような，遊廓に関わる「道」を，教養を求める人たちに提唱した書物であったといえよう。それは，単なる「色道」の指南書ではなく，30 年に渡る参与観察による「忠実なフィールドワーク」に基づく，遊廓に関わる社会的事象の記述となっている。

以上のような点を踏まえ，本稿は，貞包（2015）および沢山（2020）の指摘と関係づけながら『色道大鏡』の第五巻－「色道小鏡」－を民族誌として読むことによって個別具体的な時空間－江戸期日本－に展開した異文化に関する理解を深めるとともに，人間にとっての性の問題の考察を目指す。

二　『色道大鏡』第五巻「色道小鏡」
――民族誌として読む試み――

本章では，先行研究において『色道大鏡』の史料的価値がいかに論じられているかを示し，それを民族誌として読むことの妥当性を明らかにしたい。

1　江戸時代の遊女評判記の資料的位置づけ

野間（1984）によれば，『色道大鏡』は，遊女評判記に分類される。「遊女評判記」の分類・呼称は，明治以降，文学史上の研究対象として位置つけられる中で用いられるようになったものである。近世においては，遊女評判記という分類は存在しない。どの書が遊女評判記の範囲であるかは，論者によって説明が異なり，明言されてない

場合が多い。野間は，明確な定義はしていないが，範囲を初めて明示した。野間は，遊女評判記が寛永初年（1624）の『わらひ草のさうし』から宝暦5年（1755）『評判都登里』まで含む，約211種であるとしている（野間1984；江戸吉原叢刊刊行会編2010）。

高木まどかの著書『近世の遊廓と客：遊女評判記にみる作法と慣習』（高木2021）には，種々の遊女評判記を典拠として，文学作品と芝居に基づいた遊廓に関するこれまでの研究が理想としている見方「近世遊廓は客の貴賤が問われない，非日常の場である」を再考し，実社会での貴賤の構造が，近世遊廓の世界にも反映されていたこと結論づけた。

中野光敏は，遊女評判記が当時の現実に照準をむけた史料として，「当代性」と呼ぶ特徴を持っているにもかかわらず，先行研究において積極的に評価する視点は乏しく，文学の発生という文脈でしか今まで検討されてこなかったと指摘している。中野の指摘を受け高木は，その時しか意味を持たない性格を有する遊女評判記は，遊廓について明らかにするための史料として積極的に評価すべきであるとしている（高木2021 : 92；中野1985 : 22）。

貞包が指摘したように，17世紀半以降，情報的消費の発展につれ，出版業が盛んになった（貞包2015 : 27）。17世紀半に「評判記」という文学形式が現れ，寛文から天和（1661-84）年間，吉原を中心ととした「遊女評判記」の出版が本格化にした（高木2021 : 99）。広範囲で読まれたことから，遊女評判記は遊女の生活に影響を与えるマスコミという性格ももっていた。そのため，評判記の作者は遊廓内ではある種の権威を得たのである。また，遊女評判記は作者一人の言説だけではなく，周囲の客・遊女も巻き込んで(4)作成された書物である。評判記の作者は遊廓に精通する客，あるいは遊廓内の関係者であることから，遊女評判記は当代の男性，特に主な客である町人と遊廓内部関係者の人の視点を中心に書かれたものである。つまり，遊女評判記は遊女に対して向けられた男性の視点を探るために適した史料であるという限定をもつ（高木2021 : 160）。

以上のことから，『色道大鏡』は，遊女評判記の一つとして史料的価値をもつと同時に，記述の視点の限定がある史料であるということができる。また，対象となる地域に関しても限定がある。高木が依拠した種々の遊女評判記は吉原（江戸）を中心としたものであるが，『色道大鏡』は島原（京都）を中心的な記述対象としている。京都の遊廓は全国遊廓の「手本」であるから，「京の廓のことを知れば各地廓のことを知ることができる」として藤本は，島原遊廓に遊廓の代表性を与えている。明田鉄男は，それに賛同して，「近世日本花街史の中軸は京都花街史である」と『日本花街史』の冒頭で述べている（明田1990 : 1）。『新版・色道大鏡』の視座において渡辺憲司も，『色道大鏡』は「遊里評判記の集大成」と評価している（渡辺2006 : 34）。つまり，『色道大鏡』は，当時の遊廓を代表するともいえる京都島原に焦点をあてた遊女評判記として，非常に史料的価値があるものであるといえる。

大正から昭和にかけての教養人阿部次郎は「志すところの珍しさとこれに捧げられた努力の真摯な点において，天下稀に見る書。」（阿部1971 : 48）と『色道大鏡』を評価し，そこに精神史的意義を見出した（野間編1961 : 48）。『新版・色道大鏡』視座においても，『色道大鏡』は「単なる知識の事典」ではない，「抜き差しならず身に沁みる面白さ」を示した「『色道大鏡』は経験的な学問思考の所産であり，忠実なるフィールドワークが行われた」ことによる成果であると述べられている（大橋2006 : 22）。

しかしこのような評価を得たにもかかわらず，『色道大鏡』を歴史資料とした，江戸期社会文化の研究は今まで見られない。本稿は『色道大鏡』を文化人類学の視座から考察する研究の第一歩として，『色道大鏡』の第五巻である「色道小鏡」を民族誌として読むことを試みる。

2 『色道大鏡』第五巻「色道小鏡」

(1)『色道大鏡』の構成と「色道小鏡」の位置づけ

『色道大鏡』の漢文の序は，「於斯道，入麁入細，無不渉歴。且名斯道曰色道。」（新版色道大鏡

刊行会編 2006 : 3）即ち「この道では，隅々経験した。またこの道を色道と名を付ける。」と述べている。この書は藤本箕山が 30 年間諸国を遊歴した日本全国 25 箇所の遊廓に触れながら，島原の遊廓を主な対象として書かれている。

全書は十八巻からなり，風俗語を中心とした日本語，美学，仏教の受容，流行ファッション，遊戯・玩具，芸能，書道史等々が記述され，つまり遊廓に関する全般のことに関心を持って，考察・記録した書物として捉えることができる。さらに，第十七巻の「扶桑列女伝」の部分では江戸前期の遊女八千代・左門・初音・和泉・大和などの有名な遊女の伝記を記述し，女性史を極めて具体的な実例から語っているといえる[5]（大橋 2006 : 21）。

第一巻「名目抄」は遊廓に関連する基本語の解説である。専門用語・年中行事・慣習・流行語の起源・意味についてのものである。第二巻「寛文格」と三・四巻の「寛文式」は色道の格式について述べている。「寛文格」は遊客の身の飾り・衣装・宴会に参加するときの法を説いた。「寛文式」は遊女の髪型・衣装など装いから，遊廓における習慣や作法を説いた。藤本箕山が望む色道のあるべき形を説いた部分である。さらに，寛文年間に書かれていたことから，「寛文」という名を使ったと推測できる（阿部 1971 : 20）。この十八巻のうち，第五巻の「廿八品」のみが 1699 年に「色道小鏡」として刊行されたことは特筆すべきである[6]（大橋 2006 : 9）。藤本は，「色道小鏡」は「得道の大乗妙典」であると藤本は述べている。漢文の序の「借大乗妙典の品而号二十八品」から，仏教の経典『法華経』の格式を模倣していることから，宗教的な色彩を帯びていることがわかる。「品」ごとに二つの「相」があり，遊廓で遊ぶ人の行動・心理を分析し，だんだんと「品」の階段を登るという，野暮から粋の悟りに至る好色の道を示している（新版色道大鏡刊行会編 2006：凡例 5）[7]。粋と野暮の問題は，「色道論」の中心問題となるものであり（野間 1976 : 392），野暮から粋の道は単なる思弁的なものではなく，藤本自身の体験と見聞の上に立って形成された人生の道を示したものである。

『色道小鏡』は指南書の体裁をとっているが，その詳細の記述からは，当時遊廓通いの人々の一般的なあり方を示しているといえる。それを踏まえて，次節は「色道小鏡」を民族誌として読み，遊廓と消費・「家」・性のあり方の関係を捉えていく。

（2）遊廓通いの消費主体――家から個人へ

本節では，貞包が光を当てた，「家」にとっての遊廓の両義性に焦点を当てて「色道小鏡」を読む。「色道小鏡」によると，遊廓に通いはじめるのは，親しい友人・親戚・近隣の誘いからであった。

> 又隣家・町内・遠類などの内に，それ者の枉惑成ありて，「彼には金銀遣はせても苦しからず，親共の聞ても微笑みて，いささか叱らぬぞ」と跡の事まで思案して，其子厭がり恐がるをも，無理に引立て連れ行などして見せ初むるものなり。（一「無性品」）（野間 1976 : 137）

> 「隣の家や町内の人や遠い親戚のなか，遊廓遊びの達人の人があって，『彼（同行の人）はお金持ちだから，親に聞いても微笑んで，叱られることはない』とあとのことまで考えていて，その人は嫌がり恐れているにもかかわらず，無理やりに連れて行かれるのがを最初の経験である。」

遊廓通いのはじめは，近隣や親戚などとの社交の一環である。しかし，遊廓通いに対する親の態度は条件付きである。もし自分の家のお金を遊廓通いに費やすのでないならば親は微笑んでいるが，自分の家の金を使って遊廓に通うと叱れるのは当然と思われていたということだ。遊廓の遊びは大量の金銭消費を伴うため，富裕な町人の「家」さえこの遊廓での消費をできるだけ抑えた。「遊女・揚屋・遣手・茶屋など，商売のためにならば，ひたすらへつらう。」[8]と四番目の品「宿慢品」にあるように，客にお金を使わせるためならば，遊廓関係者たちはひたすらへつらうので，客は過度の消費に陥ってしまう可能性を常に孕んで

いた。

貞包が指摘したように，江戸初期の「家」にとって，遊廓は大切な社交場であったので，遊廓に行くこと自体が否定されたのではなく，あくまで家の存続を危うくするような消費が否定されたのだ。

第三段階「餝繕品」における次のような戒めは，遊廓が，社交場として単に洗練された商品を提供しただけではなく，客による社会的顕示のための消費の場という特徴も帯びていたことを示している。

> 仮令衣服よりいはば，肌着に紅梅裏を着し，それを何とがなして知らせたく見せたく思ふつ。…言語にしていはば，我身の系図・富貴を諷かし，同じく己が公儀めく沙汰自藝に堪能なる咄を，此方より語り出つなどする族は聞もうるさく頑也。…先衣服・腰の物・人の挨拶等，召し連る草履取に至るまで，善き悪しきとの違ひある事…（三「餝繕品」）（野間 1976 : 140）

「衣服といえば，紅葉裏の肌着を着て，それをなんとかして（他の）人に知らせたくて見せたくて。…口をひらけば，自分の家系や富などを他の人に匂わせて，あたかも公儀が認めているかのように，芸能に堪能だと自慢する人たちには，聞く方にとっては煩くて，この人は愚かで下品な人であると思う。…まずは服・腰のもの・人との挨拶など，同行する召使いの草履持ちに至るまで，その良し悪しを分けることができ…」ることが，遊廓では求められていた。また，遊廓での座席[9]は，確かに家の社会的位置，財力，自身の教養について顕示するための場として機能していた。そこでは，単純にその場の消費――座席の酒食代・遊女の祝儀など――の意味を超えた。服装・身の装飾・靴などの財力の顕示だけではなく，言葉・振る舞い・芸能など教養の顕示が行われた。

どれだけ顕示が行われても，それが「家」を主体とする消費である限り，家の存続にとって問題とはならなかったが，遊廓通いの回数が増えるに連れて，「家」のためという要請を踏み越え，私的な快楽が誘惑し始める（貞包 2015 : 109）。つまり，この時点から，消費の主体は「家」ではなくなり，個人に傾き始め，家との葛藤がおこる。

> 然る時は，誰か本心に立帰りて家業を須めん。忠をなすべ君の命に背き。孝を尽くすべき父母の心にさへ違えば，妻妾の憤りは嫉妬と号して物ともせず。いたはるべき幼子すら，傍にあるかとも見ねば永く愛を喪ひて，いたづらに乳母の懐内に鳴く。かかる時は，家童子渡世の考へもせず，打ちふてたる態にしてかこち侘ぶ。諫言耳に遺まらざれば，家臣は不足の色を発てて暇を乞ふ。…傍より目を側めつつ家の没落を待つ而已。…又勘当して又免す，又発る。とかく息の通ふ内は，治し難き大悪病と知るべし。（八「顕名品」）（野間 1976 : 151）

「（女郎の方から打ち解けて深い仲になり，女郎に好まれ）こうなると，誰が本心に戻り，家業に戻れるのか。忠義を果たすべき主君の命令に背き，孝を尽くすべき親の意思に逆らい，妻妾の怒りを嫉妬であるとして意に介さない。関心を払うべき子供さえ，傍においてずっと愛する事もなくなって，子供はひたすら乳母の懐にあって泣くことになる。この状況においては，「家」のことも，子供のことも，生活のことももう考えもせず，不満な態度でため息をして嘆く。忠告を聞かないならば，家臣も不満を持って別れを告げる。…ただ家の没落を待つのみである。…また遊興をくり返して，親に勘当されて，許されると，また振り返す。とにかく，生きている間は，治せない大悪病であるということを知っておくべきだ。」

遊廓通いが「大悪病」とも呼ばれる程になったのは，「家」を脅かす以外の何ものでもなかったからである。守屋毅によれば，17 世紀末，仮名草子や浮世草子などの大衆文芸のなかで，初めて遊廓が「悪所」と呼ばれた。その最大の原因は，金のかかる遊びが成立しはじめたばかりの「家」

を脅かす恐れがその時代に一般化したからである（貞包 2015 : 101；守屋 1984）。最後には「親子関係を断絶して次男が家督を継ぐ。次男がないなら養子をもらって養子縁組の証文を取り交わし町内に知らせる。このような証文があれば，その父親が死んた後でもその子は家（の存続）を妨害することはできない。（九「誇威品」）」[10]という，家との関係が断ち切られた事態に陥る。

家を主体とする社交と顕示のための消費は，江戸期に成立し始めたまだ脆い状態にある「家」の形成に役立つかもしれないが，一旦，消費の主体が「家」ではなく，私的な快楽を追求するための個人になった時，遊廓と「家」の関係は一気に緊張状態になり，遊廓通いは「家」の存立に「害」を及ぼす消費になった。

さらに「仲間連れの馬鹿騒ぎを避けて，ひっそり一人遊びする（八「顕名品」）」[11]という行動の変化がみられると，遊廓での消費行為はこの時点から「家」のためではなく，個人の快楽の領域に変わった。

「色道小鏡」を読解することによって，確かに遊廓での消費活動は，「家」にとって両義的なものであるという貞包の指摘を裏付けることができる。さらに，遊廓への通い始めから，家を脅かす散財に陥るまでの社会的関係－近隣縁者，親，遊廓関係者，客同士，妻妾，子ども，乳母，勘当，次男相続，養子，家臣－のありかたを「色道小鏡」から知ることができる。近世遊廓の主要な利用者とその周辺にどのような人々が関わっていたかを歴史資料から明らかにすることはなかなか難しいと言われている（国立歴史民俗博物館 2020 : 190）。このような窮境に，「色道小鏡」は示唆を与えることができる。

（3）性的対象としての女性のカテゴリー

貞包（2015）は，遊廓の女性が遊廓外の家から供給され「身請け」および年季明けによって再び，家へと戻る女性の流通を明らかにした。沢山（2020）は，「遊女－家外－快楽の性」と「妻－家－生殖の性」という二元論的規範とそれを逸脱する現実もあることを明らかにした。以上のことを踏まえ，本節では，男性の性的対象となる女性のカテゴリーと家という枠組みに着目して「色道小鏡」を読む。

第一段階の「無性品」には，遊廓通いを始まりの頃には，「多くの人は家の中でその味を知り，その後，外に移るのが一般的である」[12]とあり，初めて好色の心を萌す時は，「高貴な身分な人であっても，外よりの者には求めず，召使われている女中，町人以下の奉公人までは，家の内部の身分が卑賤な，物縫い，半者[13]などと情交する」[14]。「ああ，傾城くらいの遊女のいる席に同席したいとは少しも思わず，身分の低い雑女などを弄ぶこそが一番安心と思った。」[15]「家」に従属する身分が低い女性の奉公人なら，自分の好き勝手に弄ぶことができるが，「家」以外の女性――ここでは遊女を指す――を相手にする時は，はじめは言葉さえうまく出でこない。遊女とのつき合い方と家の奉公人とのつき合いかたは全く違う様子を見せる。

> 傾城に烈座する事両度，或は三四度に至の時，一座の内に再会を期する女郎ありて曰く，「日とひは御目に懸かり候て」の，「それより後は御出もあらざりし」のなど，挨拶言ひ始むるにつけて，顔打ち赧め，怖づ怖づながら，「仰の通」などと返答す。…下戸なる男は，女郎に酒を強いられても，太く固辞する事能はず。女郎は強みかね，己れは飲まねばならぬ事のやうに覚え，立地に酔ひ臥し，身苦しき態に見えわたりたる（二「恥恐品」）（野間 1976 : 139）

> 「傾城と二回，あるいは三四回と座を共にした時に，再会したいとおもっていた遊女が，『先日お会いしてからずっと待ちております』とか，『それ以来おいでになりませんね』などの挨拶を言いはじめると，若者は顔を真っ赤にして，おずおずと「あなたの言う通りにです」と返事をする。…下戸の男は，遊女に強く酒を勧められても，はっきりと断ることができない。遊女に強いられると，自分はどうしても飲まねばならないように思って，そのまま酔って寝て，見苦しい姿をさらけ出してしまう。」

家のくくりの中に従属する召使いなどの身分が低い女は恣意に弄ぶ対象だが，遊女を相手にする時には，少し遊女に話しかけられるだけで嬉しく思う。遊女から勧められた酒を断ることさえできず，逆に遊女の言行に弄ばれた。

また，第二段階の「恥恐品」になると，「綺麗な遊女に声をかけられ，盃を取り交わし，それだけではなく，薫香のある床の上に婚淫をなすことによって，召使女などの立ち振る舞い，出合女[16]（逢引女）・茶屋女などのべたべた纏いつくのを，甘ったれてしつこく，むさくるしい，拙いと思うようになって，彼は日々に彼女たちとは疎くなり，遊女との付き合いが日々面白く覚える…」[17]時期を迎える。

第五段階の「悔事品」には，遊廓通いが本気になり始めた頃には，「お金があっても，所作や座配に注意しない客に対して，「『あら，嫌な男の振る舞いだわ，再び会わない方がいい』と，遊女の方から遠慮なく言われた客たちは，衝撃を受け」[18]，まず遊女はどのようなことについて，「嫌な男の振る舞い」と言っているのか明らかにしなければならないと感じる。同じく「悔事品」によれば，「嫌な男の振る舞い」とは，「自分もその道に通じているような顔をして」，「他の人の歓心を買おうとすることに囚われ，全てのことは自分の勝手な考え，振る舞いをする」[19]客のことを指している。さらに，「座のきまりを全然知らない」，「この人たちの言葉を聞くと気持ち悪い」[20]と周囲の他の客からもよくない評価をされた客は「嫌な男」と考えられる。遊女との付き合いかたは，「家」の中の女性との付き合い方と違うことが分かる。遊廓では，自分の身なり・仕草を注意し，野暮と思われる行為を避け，粋である行動をとることを常に心がけなければいけない。さらに，衣服や言葉，周りの人間関係や振る舞いなどの全てに工夫をとり入れないと，遊女に好まれないばかりか，他の客，揚屋茶屋などの関係者にも嫌がられることもあると藤本は指摘した。

沢山（2020）は，男性の性的対象として，遊女と妻という二種類の女性に注目する。これに加えて，性的消費に供される遊女より格の落ちる女性を挙げている。いずれも，家－生殖，家外－非生殖の枠に収まる。「色道小鏡」には，男性の性的対象として，少なくとも，四種類の女性が言及されている[21]。「家」に所属する妻妾，召使いや女中などの奉公人，そして「家」に所属しない遊廓の遊女と遊廓に所属しない女性――出会女や茶屋女――である。生殖との関係から考えると，妻妾のみが該当し，召使などは家に所属するが，生殖のための対象にならないばかりか，家の中心にある男性にとっては最も恣意的に性の相手とできるとされていたことがわかる。また「色道小鏡」は，遊廓通いをする男性町人にとって，妻妾と遊女の位置づけが全く異なることを示している。さらに，遊女との付き合い方は，性的消費の対象とされる他のカテゴリーの女性たち――家の召使や茶屋女――とは完全に異なることを示している。遊女との付き合いの中には，甘い声があり，美酒があり，薫香もあり，人間としての身体的・美的感覚はここで全て享受し，交わりにたどりつく[22]。そのような経験に至るまでに，男性は様々な社会的文化的配慮や実践をしなければならないばかりか，関係の主導権は遊女にある。それとは対照的に，家外や遊廓外の出会女や家内の召使など，格や身分が低い女性との付き合いは，より直接的であり，男性の恣意に任されている。遊女とのつき合いを知った後には，そのような付き合いを疎ましく思うようになる。言い換えれば，男性客と遊女の関係は，性的快楽という語で一括できるような単純なものではないことが「色道大鏡」から分かる。

沢山（2020）によると，妻の労働能力と生殖能力の対極に置かれたのが遊女である（沢山 2020 : 159）。この対照のなかで，沢山は，家は産むための性の場であり，遊所は快楽としての性の場と位置づけた（沢山 2020 : 134）。しかし，「色道小鏡」の内容を考察すると，家に所属する女性の奉公人との「交合」は生殖の性とは考えがたいし，快楽の性として，遊女の性と一括できるものではない。また，遊女との交わりは，それにいたるまでの複雑な過程を考えると，快楽の性としてしまうのは単純すぎ，現実を反映していないといえるのではないだろうか。つまり，遊廓通いの者と遊女という女性との関係は，生殖を排除している

が，性交そのものを秘匿し，客でありながら様々な社会的文化的作法が要求されるため快楽の性にはおさまらない性のあり方があったということを「色道小鏡」から読み取ることができる。

(4)「色道小鏡」における性のあり方――無心を楽しむ「面白さ」

本節では，男性客と遊女との関係性のありかたを「色道小鏡」に探る。

第十四段階の「催興品」には，「色を外にして無心を楽しむ処，又面白し。」つまり，「性的なことを外して，ただ純粋な楽しさを追求することがまた面白い[23]」と述べられている。色道の段階をかなり上ると，遊廓での「面白さ」は，性的なことは外して無心を楽しむことになるという。では，それに至る前はどのように述べられているだろうか。

次の一節は，遊女のよいところをまだ知らない，遊女への興味が深まる前について述べている。

> 故，召使い女にて交会を調ふるか他家の奉公人を招きて出合か，茶屋女に戯れて心を慰み，彼を楽しみ是を是とする故に，偶然に傾城といふものを見ても恥ずはしく，我ままに物もいはれず心にも適はざるゆへに，面白き境地へ行き立たず…（一「無性品」）（野間 1976 : 138）

> 「そのため，召使いの女で交わりを間に合わせるか，他家の奉公人を招いて出会うか，茶屋女と戯れて心を慰め，あれこれ楽しんでいて，こういう事を良いと思っているので，たまに傾城などを見かけても，恥ずかしくて，自分の思いのままを何も言うことができず，心にもしっくりこないので，面白いという境地に至らない…」

ところがその後，遊女と会う回数を重ねるうちに，だんだん「家」の女との違いがわかってきて，その面白さを感じるようになったという。

> 挙屋なども罷出，「日外は始て御出の処に，させる馳走も申上げず」の，「日とひは御出なされ候へども，早々の御帰，御残多存る」のなどといひかくるより，何とやらん少し面白さうに成につけて，「此道はいかふ子細のある事じやげな…」と思った。（二「恥恐品」）（野間 1976 : 139）

> 「揚屋の人も出てきて，『先日は初めておいでになったのに，大した御馳走もせず』とか，『毎日いらっしゃるけれども，すぐにお帰りになるので，おなごり惜しく思います。』などと言葉をかけるので，何となく少し面白いと思うようになって，『遊びの道はなかなか細やかなものだなぁー』と思った。」

やがて，遊女と一緒にいることが「面白く」て，家に帰ることさえ忘れるようになる。

> 女の倒くるに随ひて愛に溺るる。これより先にだに愛せぬにはあらねど，女より心の染り来るを始て身に享けては，面白さは傍へなりて，むさと過分になり，其者に不便出で来，金銀の惜し気もなく身上の傾くをも厭はず，世間の評判をも顧みず，これより止め難き道の限りとはなる。…古詩云，「花下忘帰周美景」とあり。（七「暫偽品」）（野間 1976 : 149）

> 「女が自分に惚れるに連れて，自分も相手を溺愛する。このような状態になる前に，女を愛さないということではないが，女の方から心が染まって来たのを初めて身に染みて感じ，面白さと共に，知らず知らずのうちに度が過ぎて，相手の女を憐む気持ちまで現れて，金銀も惜しまず，自分の全財産が傾くことも厭わず，世間の評判も気にせず，とうとうこの道を止めることができなくなった。…古い詩『花下忘归因美景[24]』のような状態になる。」

好きな人と一緒にいるから，帰ることさえ忘れたという白居易の詩を引用して，遊廓での遊女と

の付き合いはいかに面白いことかを示した。「昔は大福長者にても候へ，只今摺り切りて物を遣はざる族（二十「等賤品」）」つまり，昔は非常に富裕な人でも，今はただ財産を崩して奉公人も抱えないような人になってしまったということもあるように，遊女の面白さに魅了される。これは藤本箕山自身の経歴からみれば，誇張ではない。

「色道小鏡」には，性についてのあからさまな記述がない。性交についての記述も，「婚淫」という語による一回だけである。また，色道を究めてゆくと「色」を外した無心の「面白さ」に至るという。前節では，遊廓では，客であっても社会的文化的作法に従うことが要求され，遊女との関係においても主体性を遊女に委ねることが明らかになった。以上のことから，男性客にとって遊廓は，性は秘匿され時には排除され，様々な作法に従うことによって実現されるエロティシズムの場であることが分かる。これは，先行研究がしているように，遊廓や遊女の特徴を「快楽の性」とすることには留保が必要であることも示している。

阿部次郎は，江戸時代の芸術に対する心得は「日常生活の些事の中には，戯れながらその美を吸い取り」，「抜き差しならず身に沁みる面白さ」を感じる事であると述べている（渡辺 2006：36）。今後，「面白い」という言葉に注目して，江戸期の文化としての性のあり方をさらに探究することが可能であろう。

結　　び

本稿は，江戸期における家と消費と性のあり方についての先行研究を踏まえ，「色道小鏡」を民族誌として読解し，その有効性を示した。「色道小鏡」の記述は，先行研究，特に貞包（2015）と沢山（2020）を裏付けると同時に，より具体的で詳細な内容を加えることを可能にするばかりでなく，先行研究の分析の枠組みを批判的に検討することを可能にする。貞包（2015）は，遊廓が家間の社交の場であったが同時に「家」にとって危険な場所でもあったこと指摘したが，その内容を具体的には示していない。それに対し「色道小鏡」は，遊廓における客たちの社会的顕示のありかた，遊廓が「家」にとって危険に転じるプロセスやそれに関係する人々のカテゴリーをある程度具体的に示している。沢山（2020）は，概ね，「妻－家－生産－生殖の性」と「遊女－家外－非生産－快楽の性」という二元論的な枠組みのなかで，遊女を位置付けている。遊廓の外で男性たちに売られている性も遊廓の性同様快楽の性としている。「色道小鏡」を民族誌として読むと分かるのは，これには収まらない家内使用人の女性たちがいること，遊女との関係はその他の非生殖的性関係とともに一括して「快楽の性」の関係と呼ぶことは単純過ぎるということである。では，遊女との関係とはどのようなものであったのか。「色道小鏡」は，貞包（2015）と沢山（2020）が取り上げていない，遊女との関係とそこにうまれる「面白さ」がどのように生成されるかについて教えてくれる。遊廓では性そのものは秘匿され，客は期待される振る舞いを達成することによってはじめて身体的・美的感覚に満ちた交わりにいたり，「面白さ」を会得する。さらに，関係を極めると性的なことの外で無心に至ることによって「面白さ」をえる。このようにして私たちは，「色道小鏡」を通じて，文化としての性の一つのあり方を知ることができる。

筆者の研究は，始まったばかりである。今後『色道大鏡』の読解をすすめ，遊廓に焦点をあてながら江戸期日本社会について理解を深めてゆく。貞包（2015）は，遊廓を含む江戸時代の消費の問題を理論的に位置付け，最終的には現代の消費社会の理解に結び付けようとしている。沢山（2020）も，江戸時代の性と生殖のあり方の詳細な研究を日本の近現代に結び付けようとしている。筆者は，江戸期における文化としての性についての異文化理解を通じて，人間にとって普遍的である性の文化的構築に関して，理論的貢献をすることを目指している。『色道大鏡』は，民族誌として有効であるが，男性客の視点から書かれていること，理想と現実が交錯していること，特定の年代に書かれていることなど，様々な限界をもつ。そういった限界を他の資料で補いながら，文化人類学的研究を展開していきたい。

注

⑴　蹴鞠（けまり）は，約 1,400 年前の大和朝廷時代に，中国から日本に伝えられたといわれる球戯の一種です。勝敗はあい。日本では，時代によって宮中において盛んに鞠会が催され，平安時代中頃以降の古文書には，鞠会の記述がしばしば見られた。鎌倉時代には，武士階級でも盛んに蹴鞠が行われるようになり，室町時代を経て江戸時代に入ると，徐々に一般庶民にまで普及し，謡曲・狂言・浮世草子など様々な所でも題材になりました。

⑵　また，『完本色道大鏡・藤本箕山の生涯』の中の推測では，1626-1704, 79 歳（野間 1961 : 10）。

⑶　古筆（こひつ）とは，平安時代から鎌倉時代にかけて書かれた和様の名筆をさしていう。時にはもっと範囲を狭くしてその名筆中でも特に「かな書」をさす。単に古代の筆跡という意味ではない。また，僧による名筆は墨跡と呼ばれ区別される（春名好重 1984『古筆百話』淡交社 p : 10-13）。

⑷　作者は客・板元の力を背景に評判物を執筆した。また見も知らぬ客に対する案内・広告を意識し，自分と敵対する評判物の作者などを念頭においた。さらに，作者が見知った遊女や太夫などの高級遊女の話や手紙の内容も共有して作った書物である（高木 2021 : 121）。

⑸　添付資料 1 参照。

⑹　巻第五「「廿八品」のみが，元禄十二年正月に放気堂現なる人物の序を付し，『色道小鏡』五巻五冊（東京洞六角下ル町　西村伝兵衛開版）として刊行されていた（大橋正叔 2006 : 9）。

⑺　添付資料 2 参照。

⑻「女郎・挙屋・遣手・茶屋などいづれも商売なれば，直諂せに諂する」（四「宿慢品」）（野間 1976 : 142）

⑼　ここでは遊廓の揚屋の酒宴の場を指す。

⑽「永く父子の種を断ちて次男を家督に用ひ，次男なき人は猶子を邀め，守護・地頭・年寄等にこれを表はし一紙を遺し置けば，其父死せる後も其子害をなすこと能はず。（九「誇威品」）」（野間 1976 : 152-153）

⑾「先会の女郎の反応を聞及びにして，独り行きといふものに行く。（八「顕名品」）」（野間 1976 : 150）

⑿「多くは其家内より其味を知り初めて外に移る，是常の例也。（一「無性品」）」（野間 1976 : 137）

⒀　半身：召使女の内，腰元の下位，下女の上位にある者。中居・お末などともいい，台所の中の間に居て家事を賄う。（野間 1976：注 137）

⒁「やんごとなき方とても外よりは求めず，召し使はるる女中より事起こり町人以下奉公人までも，腰元・物縫ひ・半物などより，奸し初むる物なり。（一「無性品」）」（野間 1976 : 137）

⒂「あはれ，及ばずとも傾国の座席に連なりてしがな」と，思ふほどの心は露なく，雑女を翫ぶこそ心安けれと思ひ極めたる者あり。」（一「無性品」）（野間 1976 : 138）

⒃　逢引女。『色道大鏡』十四，雑女部，出合者篇「是は人の娘にても奉公人にても，日此言ひ寄り約束して参会するを出合者といふ。是は縁物を定めず，大概心中づくにて逢ふ様の躰（てい）なり」。出合宿で相手かまわず密会して売春する女。多くはそこの奉公人。

⒄「容顔美麗の遊女に詞をかけられ盃を取り交し，剰薫香の床の上に婚淫の交をなすによつて，召使女などの取廻し，出合女・茶屋女等のびらつくを，舌懈く，穢く，拙く覚え出て，彼は日々に疎くなりこれは日々に面白く覚え来る処を…」（二「恥恐品」）（野間 1976 : 139）

⒅「あら厭の男のしなしや，ふつふつ御目にかかるまじ」と，女の方より飛ばさるる簇は，はたと胸を衝きて」（五「悔事品」）（野間 1976 : 144）

⒆「我も一柄握るやうの顔して物する」，「心陽に昂り崇敬に蕩かされて，よろづ雅意に恣せ振舞ふ事」（五「悔事品」）（野間 1976 : 143）

⒇「これこれの座配身たうもなし」，「これこれ　の言ひ分聞にくし」（五「悔事品」）（野間 1976 : 143）

(21)「色道小鏡」の中で出ていた女性から見ると，妻，妾，身分低いの女性奉公人，茶屋女と遊女がある。今回では「色道小鏡」の原文に従い，妻と妾を一つのカテコリにする。また茶屋女に関する記述は少ないため，本稿には検討しないことにする。

(22)　遊女と交わりという表現は，「色道小鏡」には，この一回しか出でない。

(23)　ここの面白いは，可笑しい意味ではなく，相手に興味をそそる，媚態を見せるのことである。

(24)『白氏文集』十三「酬哥舒大見贈」に「花下忘归因美景，尊前劝酒是春风」。「周」は「因」の誤り（野間 1976 : 149）。

参考文献

青山忠一　1961「仮名草子の思想的性格と文学史的位置」国文学研究（23），p 88-98

1990「色道大鏡　廿八品」の序文について『国文学研究』102 巻，p 146-157
明田鉄男　1990『日本花街史』雄山閣出版
阿部次郎　1971（1931）『徳川時代の芸術と社会』角川書店，p 23
江戸吉原叢刊刊行会編　2010『遊女評判記』八木書店
大橋正叔　2006「解題」『新版色道大鏡』八木書店，p 1-18
奥野克巳，椎野若菜，竹ノ下祐二共編　2009『セックスの人類学』春風社
熊田陽子　2009「『遊び』としての SM プレイ――『おんなのこ』の視点から」奥野他編『セックスの人類学』春風社，p 197-222
倉地克直　1998『性（せい）と身体（からだ）の近世史』東京大学出版会
斎藤洋一　1995『身分差別社会の真実』講談社現代文庫
貞包英之　2015『消費は誘惑する遊廓・白米・変化朝顔：一八，一九世紀日本の消費の歴史社会学』青土社
沢山美果子　2020『性からよむ江戸時代：生活の現場から』岩波書店
新版色道大鏡刊行会編　2006『新版色道大鏡』八木書店
高木まどか　2021『近世の遊廓と客：遊女評判記にみる作法と慣習』吉川弘文館
中野三敏　1985『江戸名物評判記案内』岩波書店
中村三郎　1954『日本売春史』〈第 3 巻〉日本風俗研究会
野間光辰編著　1961『完本色道大鏡』友山文庫
野間光辰編著　1976『近世色道論』日本思想大系〈60〉岩波書店
野間光辰　1984『日本書誌学大系四○　初期浮世草子年表　近世遊女評判記年表』青裳堂書店
浜本満，浜本まり子共編　1994『人類学のコモンセンス：文化人類学入門』学術図書出版社
前田勉　2018『江戸の読書会：会読の思想史』平凡社
守屋毅　1984『元禄時代』弘文堂
マリノフスキー　1922；増田義郎訳　2010『西太平洋の遠洋航海者』講談社学術文庫
モース・マルセル　1973『社会学と人類学』有地亨ほか訳，東京：弘文堂
米山俊直　谷泰編　1991『文化人類学を学ぶ人のために』世界思想社
渡辺憲司　2006「『色道大鏡の視座」『新版色道大鏡』八木書店，p 19-36

資料 1　『色道大鏡』の構成

巻第一　名目抄	遊里関運基本語の解説，用語・年中行事・慣習・流行語の起源・意味を記す
巻第二　寛文格	遊客の振る舞い方，衣装，持ち物などを記す
巻第三・四　寛文式	遊女の心得，遊郭の規範や習慣を記す
巻第五　色道大鏡廿八品	野暮から粋の悟りに至る好色道の過程を記す
巻第六　心中部	放爪　誓詞・断髪・入れ墨・切指・肉など，遊女が客に対して誠意を証する方法を記す
巻第七　舐器部	味線，琴・尺八の歴史と妙手の遊女，貝覆・カルタ，双六など玩具の由来を記す
巻第八　音曲部	小歌の来歴，歌い手の遊女の紹介，浄瑠璃・説経・舟歌などの歴史
巻第九　文章部	仮名遣い，消息文の心得，料紙，上包，文の封じ方などを記す
巻第十　定紋部	遊女の定紋・二つ紋・替紋と紋鑑の図案
巻第十一　人名部	遊女及び禿の名前の全国一覧，相撲の四股名，馬追の異名，さらに遊女の呼び名に触れる
巻第十二・十三　日本遊郭図	全国の遊郭二十五カ所に触れ，地図を記す
巻第十四　雑女部	当代二十六階層における女性論
巻第十五　雑談部	名妓説話など作者の旅中の見聞を記す
巻第十六　道統譜	四百人を超える遊女の系統を抱え主店毎に図示
巻第十七　扶桑烈女伝	京・江戸・大坂の名妓十九人の伝記
巻第十八　無礼講式・諫言篤	遊客の工チケット論および，作者の述懐

（「色道大鏡」（新版色道大鏡刊行会編　2006『新版色道大鏡』八木書店：帯）

資料 2 「色道大鏡第五巻　廿八品」（色道小鏡）の構成

	色道大鏡廿八品	二つの相	二つの相が現れた様子
野暮に入る前	一「無性品」	翫卑相	身分が卑賤の女性を弄ぶ様子
		未知相	遊廓は知らない，出入りの機会もない，遊びの楽しみもまだ知らない様子
野暮・初心の階段	二「恥恐品」	疎卑相	身分が卑賤の女性と疎外になる様子
		習業相	友に尋ねて酒宴のことを習い様子
	三「餝繕品」	改粧相	自分の言語・行為・衣装などの良き悪しきを吟味し
		顕密相	頻繁に他の人にひけらかし（自慢）になる
	四「宿慢品」（この階段で止まっている人は一番多い）	至陽相	陽気にこの道は習う物がもういないと自慢になった様子
		好崇相	茶屋・揚屋などの人に喜びために宴席を行い，贈り物をするなどスタンドプレーをする様子
	五「悔事品」	迷疑相	他の人に嘲笑され，女郎にも嫌われ，自信を失って，自分の言行を反省する様子
		恨譏相	他人の言葉全てを嘲笑の言葉と勘違い，女郎の言葉も疑い，揚屋の人にも捲し立てって，友の言葉も耳に入らないようになった
	六「瓦智品」	名利相	自分の名声を気になる。他の人の勧めも聞かない，ものことを大げさに言う。
		自賛相	自分はもう修行のある人と思い，自慢・自負して，賢い様に振る舞って，ものごとに座順・指図をしだりする。自分とよしみな人なら「粋」と思って，自負している様子。
半粋の階段	七「暫偽品」	溺愛相	女郎を自分に好きになるため，女郎を寵愛する様子
		励勘相	しかしそれでも八方塞がりの時は，落ち着いて問題を考え始めようになった様子
	八「顕名品」	家乱相	女郎と親しくなり，家業を疎むになって，親に逆らい，狂ったように誰の勧めも聞かない，人との付き合いを全て切り，家の財産を使い切った様子
		離親相	親の勧めは聞かないため，親子の関係が切られた様子
	九「誇威品」	導友相	友達を誘いたいけど，彼の家の人に責めることが怖い
		貧窮相	あらゆる手段を使って自分は粋であることを示したいから，金銭を使い切った
	十「去迷品」	考得相	今までいろんなことを経験し，この道のやり方も少し知り，節約になって，家のことも妥当に手配し，遊びは大きな金使いをできるだけ避けるようになる様子
		暫止相	金が段々無くなって，やはりしばらく廓通いをやめた
	十一「謙退品」	顧己相	その後友の誘いで再び遊廓に遊びに行くとなったが，今回は以前の経験と知識があるから，謙虚の振る舞いができる
		治慎相	揚屋と女郎の顔色を伺い，もし彼らの態度が変化が見えるなら，身を治め事を慎む
粋の境地	第十二「説諺品」	不恥相	このくらいに至人は，何ことにも恥ず臆せず様子
		離退相	女郎と付き合いしたくない時にもトラブルを起こさず，自由自在と女郎と付き合い
	第十三「振勇品」	散敵相	「転動無常，因敵転化」
		回謀相	智謀を使って，女郎にも遣手にも和楽せしめる
	第十四「催興品」	従人相	座の他の客を配慮し，気分を察し，みんなで楽しむ気分をつくって様子
		愛幼相	新造・禿にも下に見ることはなく
	第十五「頓行品」	無動相	ものことに当たって臨機応変することができる 自分の知識をわざと表に出さない
		表裏相	嫌いの時でも好きな様子をする。
	第十六「普属品」	靡慕相	衆人の尊敬を身に集め，女郎であるか客であるか彼のもとにきて
		達事相	彼に託すことはなんでもできる
	第十七「非常品」	独行相	格を超えて旧風を捨て，単独で女郎と会って
		合心相	友が女郎と会いたい時，取り結ぶできるように行動する
	第十八「大偽品」	顕偽相	遊廓は偽りが満ちっているところから，白化けすることは知恵であり
		譲智相	我が知恵を求めてくる人には，対象を応じて教える

本粋に進む過程	第十九「背世品」	親廓相	家を売って他国にいくか町離れのところで過ごして，一気に遊廓の世界に入って
		密会相	自分の外の名声は気にしなくて女郎と会う機会があったら，恋に落ちる
	第二十「等賤品」	伝業相	誰の意見も聞かない人なら，「等賤品」に至人から勧めと納得いくことがになる
		奪理相	争いことがあった時，いつも相手に説得できる
	第二十一「示道品」	学野相	わざと野暮ぽいの様で女郎を引き付けて
		施心相	実は平日は言行を周到するようにしている
	第二十二「顕徳品」	証言相	客だけではなく，遊廓内の人の崇敬を受け，彼の言葉を遵う
		成道相	悉達（釈迦如来）は三十にして成道，色道の道の中遊ぶ人は恒河の砂みたい多いが，この境地に辿り着く人はほぼない
	第二十三「抜粋品」	受偽相	「真の粋」は「抜粋品」である。女郎は装った気持ちで対された時にもそのまま受け入れ
		望席相	男女・貴賤友に同じ座に参会することを望む
極粋	第二十四「大秀品」	似世相	彼らは女郎の心を把握できて，振る舞いも風流客と違い，柔らかい
		真実相	だれても真心で付き合い，みんなも彼のこの信頼している
	第二十五「玄妙品」	顕術相	遊廓で生きて得た経験・鍛えた才能を使って，女郎を自分を好むようになり
		観運相	時世盛衰をかがみになって運気を観することができる。つまり妙術を得たが，この妙は「不伝の妙」である
	第二十六「極尽品」	定式相	この道残りなく極め，当道の格式を制定するまでになる
		皈一相	ここでは粋と野暮の差別なく，平等一心，この道純粋に楽しむなるようになった
	第二十七「明了品」	知命相	「善泳者溺」れるように，自分の行動はこの階段で慎むべき
		独尊相	大徳は言葉で説明できない，全ての形がるものは限りがあり，悟人は今まで達成したものを捨て，遊廓にも二度と通わない。「天上天下唯我独尊」の境地に着く
	第二十八「大極品」	空色相	大悟なら，「色不異空，空不異色，色即是空，空即是色」
		無心相	悟りもなく迷いもない

Exploring Sex as Culture in the Edo Period :
“Shikidō Ōkagami” Volume 5 “Shikidō Kokagami” as an Ethnography

Du Zheng

The purpose of this paper is to deepen our understanding of the social culture of the Edo period and sex as culture by studying the fifth volume of the “Shikidō Ōkagami,” commonly known as the “Shikidō Kokagami” and published by Kizan Fujimoto in 1678, as an ethnography and relating it to various studies on the society of the Edo period. In the first chapter, I use the concept of the Japanese household, the ie, as a vertical thread to understanding the entire society of the Edo period from the aspects of consumption, sexuality, and culture. In Chapter 2, I will read the “Shikidō Kokagami,” which is considered the central text in the “Shikidō Ōkagami,” as an ethnography. Through the above discussion, I will confirm the validity of reading both the “Shikidō Kokagami” and the “Shikidō Ōkagami” as ethnographies. At the same time, I will add ethnographic content to previous studies, present a theoretical critique, and present one aspect of sexuality as culture in Japanese society during the Edo period.

〈調査報告〉

広島・県北仏婦ビハーラ活動の会 調査中間報告

猪　瀬　優　理

1　調査の背景

「ビハーラ（vihāra）」とは，「古代インドにおいて仏教経典の記録などに使用されたサンスクリット語で，「精舎・僧院」「身心の安らぎ・くつろぎ」「休息の場所」を原意」とする言葉である。医師の田宮仁が，「仏教を背景としたターミナルケア（終末期医療）施設」の呼称として提唱したことから，仏教の教えを基盤とした医療・福祉にかかわる社会活動に対して用いられるようになった。

本報告が取り上げるのは，浄土真宗本願寺派において実施されているビハーラ活動の一例である。浄土真宗本願寺派が 1987 年に始めたとする「ビハーラ活動」は，「仏教徒が，仏教・医療・福祉のチームワークによって，支援を求めている人々を孤独のなかに置き去りにしないように，その心の不安に共感し，少しでもその苦悩を和らげようとする活動」，「『生・老・病・死』の苦しみや悲しみを抱えた人々を全人的に支援するケアであり，『願われたいのち』の尊さに気づかされた人たちが集う共同体を意味」するもの，「人々の苦しみに共感し，本当の心の安らぎとつながりを育てる一つの活動である」とされている（浄土真宗本願寺派社会部社会事業担当 1999）。

2020 年 3 月に発行された『ビハーラ活動 30 年総括書』でも記されている通り，浄土真宗本願寺派の「ビハーラ活動」は全国的な広がりをみせるとともに，内容も多様化している。

2008 年に宗派が母体となって京都府城陽市に設立したビハーラ総合施設「あそか第 2 診療所（あそかビハーラクリニック）」・「特別養護老人ホーム　ビハーラ本願寺」は，仏教版ホスピスの理念に基づいて作られた施設である。特に，「あそか第 2 診療所（あそかビハーラクリニック）」は，2014 年には「あそかビハーラ病院」となり，既成仏教教団が単独で終末期を迎えた人びとの抱える痛みの総合的緩和を目指した医療の提供を行う場となっている。（しかし，経営困難のため，2022 年 4 月以降，本願寺ビハーラ医療福祉会は，当病院の運営から撤退することとなった。）

『ビハーラ活動 30 年総括書』では，過去 30 年の活動の歩みを次の 4 区分の時期に分けて説明している（ビハーラ活動推進委員会 2020 : 5）。

① ビハーラ創造の時代（1986-1989 年）
② ビハーラ教区展開の時代（1990-2000 年）
③ ビハーラ見直しの時代（2001-2008 年）
④ ビハーラ探索の時代（2009-2018 年）

第 1 の「創造の時代」は，宗派内においてビハーラの基本構想や研修カリキュラムが作られた期間を指している。第二の「教区展開の時代」は，それを受けて複数の教区でビハーラ団体が設立され，宗派・教区によるビハーラ活動組織化が整った時期をさしている。第三の「見直しの時代」は，2000 年 3 月にビハーラ活動の方向性が改訂されたことを指している。「ビハーラ活動者養成研修カリキュラム」の改定も行われたほか，宗派によって「ビハーラ本願寺」・「あそかビハーラクリニック」というビハーラ総合施設が開所されたことが大きな節目となっている。第四の「探索の時代」については，総括書では特に「あそかビハーラ病院」となったことを受けて，僧侶によ

る緩和ケアの実践の探索が始まったことについて言及されている。また，各地の寺院においては，終末期医療・高齢者福祉に限らず，子どもに対するケアや災害福祉支援についても「ビハーラ活動」の呼称を用いて，多様な領域での社会活動が展開していることも確認されている。

本調査報告の調査対象である「広島・県北仏婦ビハーラ活動の会」は仏教婦人会を基盤として形成されたビハーラ活動である（猪瀬 2016, 2019）。広島県北部，島根県との県境に位置する広島県三次市を中心とした活動である。三次市は，その地名がその土地の成り立ちを示すように，江の川・馬洗川・西城川という三つの大きな川，江の川の支流が合流する地で，かつてより山陽と山陰をむすぶ江の川水運の拠点としても重要な位置を占めてきた。現在においても，三次東インターチェンジは中央自動車道と中国横断自動道尾道線の交差地点にあることから，山陰と山陽，関西圏と九州圏を結ぶ交通上の拠点となる位置を占めている。三次市は人口減少・少子高齢化のただなかにいる地域でもあるが，交通の要所という「強み」があり，現時点では住民同士の地域のつながりや助け合いの活動が機能しているという「良さ」のある地域である。今後もこれらの「強み」や「良さ」を維持・強化していく方法として，三次市では行政の視点からも地域のつながりを維持し，活性化させるための資源として自然環境とともに「伝統行事等」が資源として認識されている。

浄土真宗は当地域の地域伝統のうちの一つである。三次駅前には，浄土真宗本願寺派備後教区三次組によって掲示された看板が設置されており，三次市や近隣の市町には僧侶の発願によって設置に至った高齢者福祉施設や病院が複数ある。例えば，三次市三和町の社会福祉法人美和会喜楽園，隣の市である庄原市にある社会福祉法人相扶会は，親鸞聖人 700 回忌の記念事業として，それぞれの地域寺院の住職の発願により設立された。

「広島・県北仏婦ビハーラ活動の会」の活動の場であるビハーラ花の里病院も地域寺院の発願により設立された医療施設である。当病院は，法正寺住職の発心により 1990 年に設立された（1973 年に社会福祉法人慈照会設立）。1994 年には医療福祉法人微風会が設立され，周辺地域で医療福祉の施設・サービスを展開している。

広島・県北仏婦ビハーラ活動の会は，病院の設立された 1990 年に三次組の仏教婦人会において発足した病院ボランティア活動である。当初は有志の三次組仏教婦人会員のみで活動が行われたが，間もなく広島県北の他の組，備後教区の三谿組・比婆組・世羅組・安芸教区の高田北組からも活動への参加を希望する声があがり，教区を超えた地域の広がりを持った活動団体となった。以来，ビハーラ花の里病院で毎週水曜の 12 時 30 分から 16 時の間に，以上の 5 組の有志女性（各寺院の仏教婦人会会員および坊守等寺族女性）によって活動が行われている。

活動内容は，事前学習会，病棟でのボランティア活動，ビハーラ法話会の法話の聴講，事後の反省会である。ボランティア活動の具体的内容は，時代によって変化しているが，基本的には病院から要請される病院スタッフの補助作業であり，現在ではシーツやタオルをたたむなどの軽作業が中心である。このほか，5 年に 1 回の頻度で浄土真宗本願寺派の御裏方などに面会をしているほか，ハワイの病院との訪問交流も数回有志で行っている。

ビハーラ活動の実際の流れは，次のとおりである。班員同士で車を出し合うなどして病院に向かい（途中の飲食店や病院の食堂等で共に昼食を取る会員もいる），仏壇の置かれているホールに集合する。30 分ほどの病院スタッフによる講演（健康や医療に関する知識を得られる）を聞いたあと，仕事分担が振り分けられ，各自の活動に入る。その際には，揃いの水色のエプロンと三角巾を身につける。このエプロン姿でビハーラ活動に来ている「仏婦」であると，病院スタッフや入院患者，見舞客に伝わるようになっている。14 時半ころまで清掃や布巾畳みなどのボランティア活動をしたあと，15 時から仏間のあるホールでビハーラ法話会の担当僧侶による法話が行われ，「仏婦」の方々も患者さんと一緒に聞く。法話後は，病院から提供されるお茶を前にしながら活動記録を書き，活動の振り返りなどを行ったあと，各自帰途につく。

会員は2年を1期として，会員登録を更新する形で活動に参加する。各会員の参加回数は年4回，それぞれの組でつくられたグループ毎に年間計画が定められ，一つのグループはおよそ3か月に1回の頻度で活動を行っている。

事務局は地域の寺の住職・副住職が引き受けている。1年任期であるが，本格的に事務局を担当する前年度からその業務を補助的に担当し，次の年に中心的に事務局を担い，次年度に次の事務局担当の指導に当たるため，担当僧侶は事務局として3年間連続して当会に関わることになる。また，当会の年一回の総会時には，その時の5組の組長が僧衣で壇上に上がり，冒頭のあいさつも輪番で組長が勤めるなど，この活動が5組の浄土真宗のもとで行われていることが公的にも確認されている。会費は年間1000円であり，これが会の活動資金となる。教区を超えた活動になっているため，教区ごとの活動を基準としている宗門（本山）からの助成は受けることができず，任意団体としての活動を継続している。

上記の浄土真宗本願寺派から出されたビハーラ活動についての時期的な区分でいえば，当会は「創造の時代」とほぼ同時に発足しているが，教区を超えて活動しているため「教区展開の時代」という区分の仕方には合わない「独自の活動」である。活動内容自体は発足以来，病院ボランティア活動を継続しており，「見直し」「探索」ということについても表面化していない。しかし，当会も発足から30年が経過しており，2020年度から2022年度現在，今回の新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて実質的な活動が休止している状況が続いている。

当会についてさらなる調査を実施するにあたり，計画としては現会員のみならずこれまで当会の活動にかかわりのあった事務局担当の寺院関係者の方々など幅広い人々を対象にして，三次市や庄原市など会員が居住し，活動の場となっている地域社会に出向いて聞き取り調査を実施したいと考えていた。しかし，新型コロナウイルス感染拡大の影響のため，当初の計画を実行することが困難となった。そのため，前事務局担当僧侶と現在の事務局担当僧侶と相談の上，役員会の同意を得て，まずは質問紙調査という形で現在の会員の活動状況についての調査を実施することとなった。その中から，聞き取り調査依頼にこたえてくださる会員の方を募り，今後の調査につなげていく予定である。

本調査報告では，この質問紙調査の調査報告を行う。その際に，2001年に報告された深水顕真による調査報告の結果も参照しながら，現在の会員に対して実施した簡単な質問紙調査の結果について報告する。なお，深水顕真氏は当会の発足に尽力した僧侶である深水正道氏のご子息であり，今回の質問紙調査の実施や質問紙作成においても相談に載っていただいた。記して感謝する。

2　調 査 概 要

当会事務局より2021年度会員133名の住所録の提供を受けて，これらの全133名に対して質問紙を送付した。謝礼品受領書124通，調査票116通，また，56名の方から「個別の聞き取り調査へのご協力」の返送をいただくことができた。返送された調査票116通の内，1通は全部無回答であったため，有効回答数は115通である。したがって調査票の回収率は87.2%，有効回答票数は86.5%となった。多くの方からのご協力をいただけたこと，ここに記して感謝したい。

なお，質問紙調査の実施に当たっては，龍谷大学において「人を対象とする研究に関する倫理審査」を受け，実施の許可を得た。

調査項目は性別，年齢（実年齢），所属している組，当会以外のビハーラ活動への参加の有無，活動に初めて参加した年，活動参加回数，病院までの主な交通手段，活動への参加のきっかけ，病院で行ったことのある作業内容，参加動機，活動から得られたこと，活動によって地域社会に貢献できたこと，活動の意義・意味（自由記述），ビハーラ活動と一般のボランティア活動との違い（自由記述），今後当会で行いたい活動，活動や寺院・仏教への思い（自由記述）である。

3　調 査 結 果

3-1　単純集計結果

会員の性別に対する回答は全員「女性」であっ

た。仏教婦人会員が参加しているので基本的には全員女性であることは事前にわかっていたが，項目として設置し確認した。

年齢については，有効回答数の内，未記入の8名を除いた結果では，51歳から98歳の範囲で，64歳以下15%（16名），65-74歳46.7%（50名），75歳以上38.3%（41名）であった。10歳刻みでは50歳代8.4%（9名），60歳代21.5%（23名），70歳代53.3%（57名），80歳代15.9%（17名），90歳代0.9%である。5歳刻みについては表1に深水（2001）の結果と合わせて示している。平均年齢は72.3歳であった。

質問としては設定しなかったが，当会の活動には職場を退職して時間的余裕が得られてから参加するという人が一定数おられることが分かっており，今回の自由回答欄でもそのような声が「その他」欄に2名ほど書かれていた。自由回答欄では，仏教婦人会員自体の次世代への継承が困難であることを伝える記述もあり，当会の会員に占める高齢者の割合も必然的に高くなっていることがうかがえる。

1998年に実施された深水（2001）の調査（活動参時に調査票を100名に配布し，帰宅後記入・郵送返送で77名から回収）では，平均年齢は65.1歳と報告されている。表1に示したように1998年調査では65-69歳の層が最も多く，80歳以上が0であったのに対して，2021年調査では会員の年齢層が高齢にシフトしていることが明確である。

所属している組は，三次組60.0%（69名），高田北組5.2%（6名），三谿組16.5%（19名），比婆組10.4%（12名），世羅組7.8%（9名）であり，三次組を中心とした会であるが，他の組の会員も一定数参加していることが改めて確認できる。

当会以外のビハーラ活動への参加の有無については，未回答の3名を除くと，参加経験ありが36名（32.1%），参加経験なしが76名（67.9%）であった。ビハーラ活動は当会のみの会員の方が多いものの3割以上の会員が他の場所でもビハーラ活動に従事していることがわかる。この設問には自由記述欄を設けなかったが，独自に先述した喜楽園での参加経験があると書いてくれた会員もいた。また，参加経験はあっても頻繁ではないと但し書きをしてくれた会員もいた。

以上の設問については，1998年調査では報告がないため比較はできない。

初めて当会の活動に参加した年については，1998年調査では発足して10年に満たない時期であったため毎年の参加年を表に記載している。1990年5名，1991年2名，1992年15名，1993年11名，1994年14名，1995年9名，1996年12名，1997年4名，1998年3名との報告である。深水（2001）は，毎年新規の参加があることをこの結果から確認している。発足から31年経過している2021年調査に関しては，表2として結果をまとめた。

表2からは，1990年代の発足時から継続して参加している会員が2割，2000年代からの会員も2割弱いる一方で，2010年以降の参加者が大半を占めていることがわかる。最も人数が多い2010～2019年の年代の内訳をみると2010～2014年までの参加が27名，2015～2019年までが33名，単年度で見ると2018年との回答が11名で突

表1　会員の年齢層（%）（1998年調査は深水（2001 : 197）より）

	50歳未満	55歳未満	60歳未満	65歳未満	70歳未満	75歳未満	80歳未満	80歳以上	人数
1998年調査	1.4	4.1	9.5	20.3	47.3	16.2	1.4	0.0	74名
2021年調査	0.0	1.7	6.0	6.0	13.8	29.3	19.8	15.5	107名

表2　はじめて参加した年

参加年	1990-1999年	2000-2009年	2010-2019年	2020年以降	人数
2021年調査	20.0%	17.1%	57.1%	5.7%	105名

出して多いが，毎年 3〜7 名の回答がみられる。

次に，活動への参加回数については，1998 年調査では 1 回から 10 回以上の刻みで回答を整理しており，平均参加回数は 6.6 回となっている（深水 2001 : 198）。30 年以上経過した 2021 年調査の結果は 1998 年調査とは単純に比較できない。2021 年調査では，0 回から 120 回の範囲で回答があり，平均値は 24.8 回であった。回答の分布については表 3 にまとめた。

2020 年，2021 年参加の 6 名については新型コロナウイルス感染拡大以降に参加した会員である。そのため，一回も参加したことがないとの回答が 7 名あった。なお，120 回という回数については，発足時からの参加者でほぼ毎回欠かさず参加しているとの回答を年 4 回の活動×30 年として，計算して算出したものであり，概算である。同様の記載をしている会員が複数おり，年 4 回の活動をベースとして初参加年から数えて同様の計算方法で数値に直している。長期間継続して活動に参加している会員については，実数というよりは概算で記載している人も多いことが推察されるため，留意が必要である。活動に際しては，担当回には欠かさず参加する会員もいる一方で，会員として登録しても予定の折り合いがつかずなかなか活動に参加できない会員も一定数いることが推測される。

活動場所のビハーラ花の里病院は，山間の地域にある病院であるため参加場所に行くまでの交通手段が必須である。ビハーラ花の里病院が患者や見舞客の便宜のため，三次駅から直通のバスを定期的に運行しているが，筆者が乗車する際にはそれほど多くの利用者がいるようには見えなかった。そこで，実際に会員がどのような交通手段を用いているか全体の状況を確認した。結果は表 4 に示したとおりである。

病院バスの利用者も一定数はいるが 1 割程度であり，大半の活動者が車を利用していることがわかる。仏婦単位での活動になっているため，同じ地域から参加する人が多いことから，相乗りでの参加の割合が高い。一方で，相乗りの場合，交通手段を提供している人の都合がつかない際には，グループ全体が参加できなくなるという状況になる例もあるのではないかと思われる。

参加のきっかけについては，図 1 に示した。選択肢を提示して複数回答で回答してもらった。「仏教婦人会からの誘いを受けて自分の意志で参加」という選択肢への回答が最も多い（85 名，73.9%）。その他と回答した 40 名（34.8%）については，具体的な記述があったものが少なかったのでその内容の詳細はわからないが，記述をしてくれた回答については「退職後に何かしたかったから」「かつて福祉職についていたため」といった回答がみられた。他の「その他」回答についても同様の回答が含まれていることが推測される。

「やむを得ず参加」という文言が入った回答を選んだ会員は比較的少なく，基本的には任意での参加であることが確認できる。一方で，「仏教婦人会の会員としてやむを得ず参加」の回答が 9 名（7.8%）いる。

図 2 は，経験したことのある作業内容についての回答である。こちらも複数回答である。

最も経験した人が多い作業は，新聞紙たたみである。筆者も数回当会の会合に参加したことがあるが，ほとんどの場合は担当したのは新聞紙たたみである。患者の世話をする際に汚物等を処理するためなどに利用する新聞紙で袋状に折りたたむ

表 3　活動参加回数（%）

	0 回	1〜4 回	5〜9 回	10〜19 回	20〜29 回	30〜39 回	40〜49 回	50〜59 回	60 回以上	人数
2021 年調査	6.6	14.2	19.8	11.3	13.2	10.4	7.5	4.7	12.3	106 名

表 4　病院までの交通手段（%）

	車（一人）	車（相乗り）	病院バス	その他	人数
2021 年調査	28.1	55.3	11.4	5.3	114 名

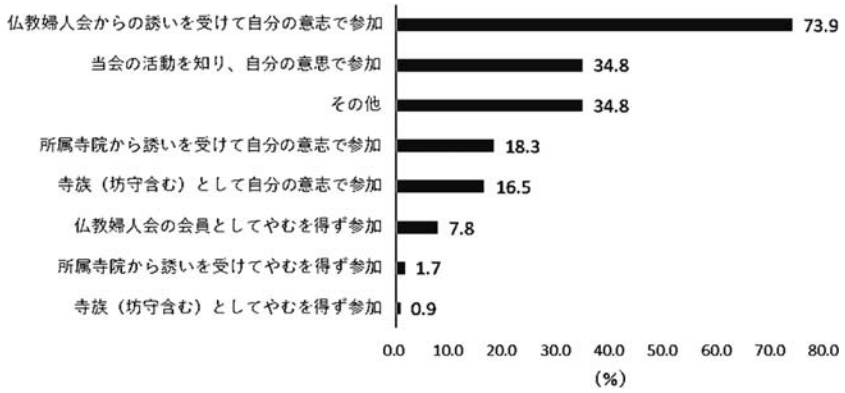

図 1　参加のきっかけ（総数 115 名）

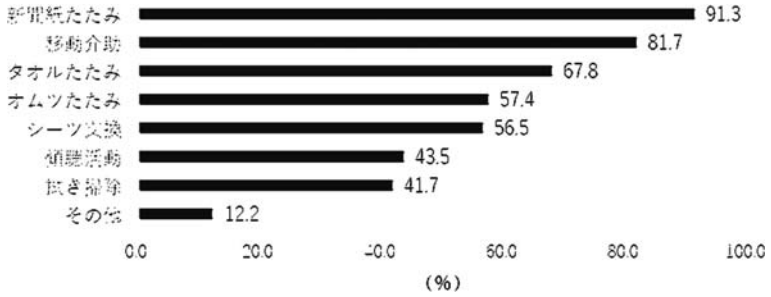

図 2　経験したことのある作業内容（総数 115 名）

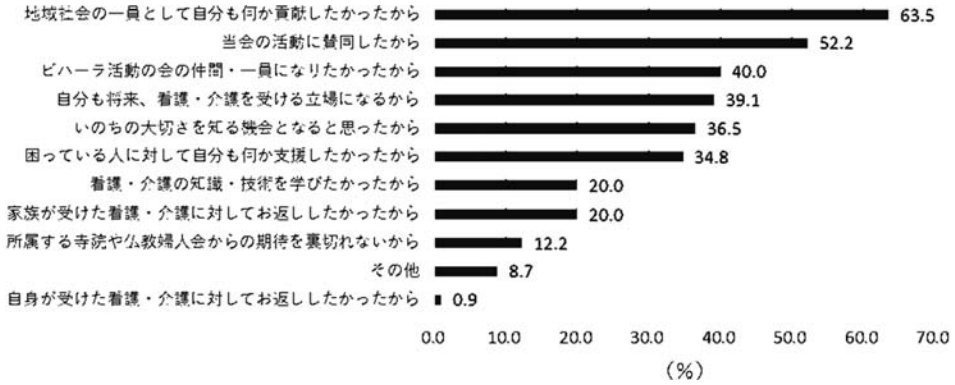

図 3　参加動機（総数 115 名）

ことが求められる。次に多いのは移動介助であるが，多くの場合は，法話の時間に合わせて聴聞を希望する患者のビハーラ室までの移動を手伝う作業である。車椅子を利用して移動する患者の車椅子を押すなどの作業となる。新聞紙たたみ，タオルたたみ，その他の具体例に多かったビニールシートたたみなどの作業の際には，その作業をしているところに顔を出す患者がいない限りは患者とコミュニケーションする機会はあまりないが，移動介助の際には自然と声掛けをすることになり，短い時間ではあるが会話をする機会もある。傾聴活動をした経験のある人は 4 割強にとどまるが，移動介助は患者と交流できる貴重な機会でもある。

図 3 は，当会への参加動機について尋ねた結果である。最も多かったのは，「地域社会の一員と

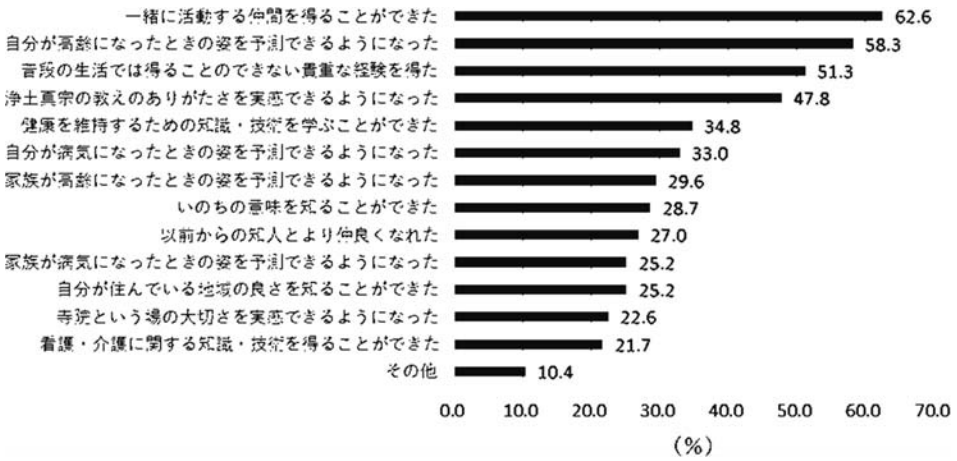

図 4　活動から得られたこと（総数 115 名）

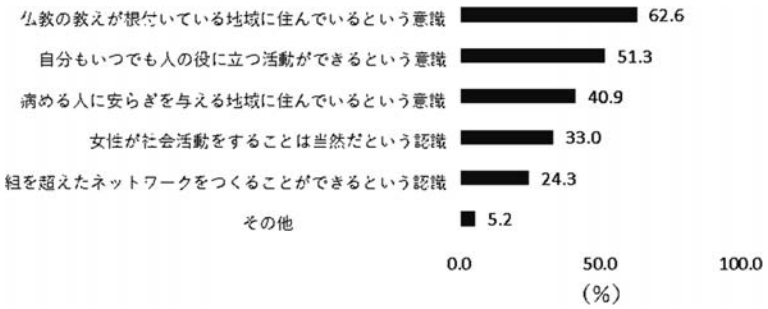

図 5　活動が地域に与えられたこと（総数 115 名）

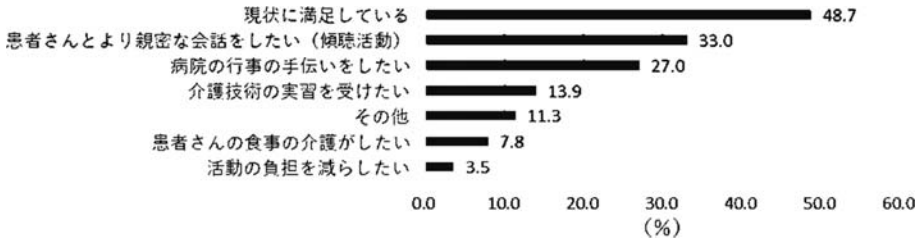

図 6　これから当会でしたい活動（総数 115 名）

して自分も何か貢献したかったから」で 6 割強の回答があった。次に多い項目は，「当会の活動に賛同したから」「ビハーラ活動の会の仲間・一員になりたかったから」と続いており，地域貢献の思いを同様に持つ人たちとの仲間づくりという点も重要な動機となっていることがわかる。一方で，「所属する寺院や仏教婦人会の期待も裏切れないから」との回答も 1 割以上あった。

図 4 は，活動から得られたことについて複数回答で尋ねた結果である。最も多かったのは「一緒に活動する仲間を得ることができた」で 72 名（62.6%）の回答があった。「自分が高齢になった時の姿を予測できるようになった」67 名（58.3%），「普段の生活では得ることのできない貴重な経験を得た」59 名（51.3%）と続くが，第四番目に「浄土真宗の教えのありがたさを実感できるようになった」55 名（47.8%）の回答が続いていることが注目される。

図5は当会の活動が地域社会に与えられたことは何かを複数回答で尋ねた結果である。最も多かったのは，「仏教の教えが根付いている地域に住んでいるという意識」で72名（62.6%）の回答があった。「自分もいつでも人の役に立つ活動ができるという意識」も59名（51.3%）あった。

選択肢による回答を得た設問の最後は，今後，当会においてしてみたい活動はあるかどうかを複数回答で尋ねたものである。図6のような結果となった。「現状に満足している」との回答が56名（48.7%）で最も多い。次に多い回答は，患者さんに対する傾聴活動を希望する人が38名（33.0%）となっている。「活動の負担を減らしたい」との回答は4名（3.5%）と少数ではあるが，当会の活動を負担に感じている会員もいることがわかる。

3-2　自由記述設問への回答結果

自由記述式の設問として「当会の活動の意義・意味」，「ビハーラ活動と一般のボランティア活動との違い」，「上記では伝えきれなかったビハーラ活動や寺院・仏教への思い」の3問を置いた。「当会の活動の意義・意味」，「ビハーラ活動と一般のボランティア活動との違い」に対してはそれぞれ82件の回答，その他の「ビハーラ活動や寺院・仏教への思い」については42件の回答が得られた。

いずれも会員が捉えている当会あるいは仏教（浄土真宗，寺院）の意義について確認することを目的として尋ねた設問である。

猪瀬（2016, 2019）でも紹介しているところであるが，当会の活動においては発足から2016年に亡くなる直前まで会長をつとめ，毎週水曜日に欠かさずビハーラ花の里病院で活動していた藤井睦代会長の影響が大きい。質問文においては藤井会長の名前は出しておらず，自由記述の中でどの程度言及されるか確認したいと考えていた。

今回の調査では，藤井会長の名前を挙げた回答が7件あった。

「県北ビハーラの会を立ち上げ，長年活動してこられた藤井睦代会長の姿を通して，私たちはビハーラ活動の精神を深く学ぶことができました。」

「平成28年に亡くなられました藤井前会長様，とても素晴らしい方でした。先生に会いたいと思って参加したところもあります。もっともっとお会いして声を聞きたかったです。ビハーラが継続できたのも先生がおられたからかもしれません。」

「何より前藤井会長さんの信仰の深き事，誰に対してもお優しく会員の皆様，その家族の悩み事まで深く寄り添ってくださいました。前藤井会長さんだったからこの活動が継続したと思います。続けるうちに私は何かをしてあげなくてはとはじめは思って動いていましたが，そうではなく，させて頂いているのだと気持ちが変化しました。

入院されている方の高齢化（長期入院のため），介護制度の変化で当初の活動（傾聴，シーツ交換など）が難しくなったと感じます。それでも前藤井会長さんは，「水曜日にブルーのエプロン・三角巾をつけた人たちが来てる。と感じて頂いたらいいのよ」とおっしゃっていました。会員の方との会話も気持ちの和む時間です。介護・認知症のことへの関心を強く持てるようになったのもこの活動がそうさせてくれたと感じています。

前藤井会長さんが役員会などの集まりの時お菓子，それを入れるお小皿（折り紙で）を作られたり，ビハーラ（食堂のテーブル拭き用）で使われる用に白いタオルを赤と緑できれいに縫われて届けておられました。

今，私はお寺が大好きです。仏教婦人会で活動させていただいています（ご法座参りも楽しいです）。前藤井会長さんから見せて頂いたお姿を少しでも出せたらとお小皿，ふきんも教われたので，温かい心を届けられる会にと小さな思いですが，皆様とのご縁をいただいています。」

「故藤井会長のもと，夫共々教えて頂く事が多々あり，ありがたく思っております。すっかりどっぷり寺にすがっています。」

「故藤井睦代会長様ビハーラ活動に対する

ゆるぎなき信念と情熱を持ち続けたお方です。笑顔の素敵などなたにも優しくお声かけされて関西言葉は懐かしく母の声を聴く思いでした。無理しないで活動を続けてくださいねーのお言葉は今も胸の中に生き続けています。」

「藤井会長様，大橋紀恵様は思い出の多い方。」

（※大橋紀恵氏は，大学等でも教鞭をとってきた看護師・保健師かつ浄土真宗本願寺派寺院の坊守。ビハーラ実践活動研究会専門委員。当会の年次大会等で講師を複数担当）

「何か役に立ちたいという思いは他の活動と共通すると思いますが，藤井さんが常々言っていた「させていただく」という思い，感謝のうちにする活動というのが違うかもしれません。」

藤井会長は，毎回参加してくれた会員に細やかに声掛けをされており，活動のとらえ方については，「してあげるではなく，させていただく」「人のためではなくて自分のためなんだよ」との言葉を常日頃話していた。上記の記述にもその言葉が直接会員の受け止め方に響いていることが読み取れる。

藤井会長に言及していなくても活動について語る際に「させていただく」という表現を用いる人は複数いた。典型的な回答としては以下のようなものである。

「してあげる行動ではなく，させて頂く事をありがたく思えること。」

「小さいことでも喜んでいただけることはうれしい。どのお手伝いも（してあげる）のではなくさせて頂く事。」

「相手を敬う気持ちをもってさせていただくこと。思い上がりは相手に不快感を与える。」

「一般のボランティア活動は共助の精神で活動していると思います。仏教の教えに基づく活動は，患者さんのお世話をさせていただくという心で活動している。」

「お手伝いしてあげるのでなく，させて頂くありがとうだと思います。」

「自分にできることをさせていただくことで，少しでも社会奉仕ができるということ。」

「人のためではなく，自分のため」という考え方も，ビハーラ活動の意義やビハーラ活動の特色への回答として示されている。

「私自身は一緒に活動する皆さんのような経験も少なく，後ろをついてさせていただくくらいの事しか出来ませんでしたが，その時間は，誰かのためというよりも，自分のため，だったのかなあ…と思います。でも，こんな私でも少しでも誰かにそっと寄り添ってあげる事ができたら嬉しいなあ，と思います。」

「自分のためにしています。ビハーラ活動されている先輩の方々のお言葉，お姿に学んでいます。」

「病める人とか立場の弱い人のためというのではなく，自分自身が作業やふれあい，お聴聞を通して生き方を見つめられる。」

当会の活動の「意義・意味」については，以下のような内容に集約できる。

1）生老病死が実感できる
2）いろいろなこと（健康・医療の知識，人との接し方等）が学べる
3）法話が聞ける
4）人（患者，仏教婦人会，ビハーラ活動の会会員）とのつながりができる
5）人（患者，病院スタッフ）の助けになれる
6）人（患者，病院スタッフ等）や自分の安らぎになる
7）思いやりや感謝の思いを持てる

以上のほかに，次のような回答もあった。

「地域でボランティアをすることが当たり前であると思える事。

都市部から農村部に戻ってきても志を同じく

する仲間がいる。居場所を見つけられること。(もともと住んでいないものは仲間を見つけるのが困難)」

「ビハーラ活動と一般のボランティア活動との違い」については，「仏教の教え」「仏教徒であること」「仏教婦人会員であること」を挙げている人が34件，「法話が聞けること」を挙げる人が22件と多数を占める。「(浄土) 真宗」の語を用いる人も11件あった。仏教や「いのち (命)」の大切さを学べる点を述べている回答が6件，「仏様」，「阿弥陀様」の存在を示唆する回答が件あった。「お寺とつながっているところ」という回答もあった。

仏教，浄土真宗の教え，また阿弥陀様のいる仏間での法話が付随していることから，「安心感」「安らぎ」が提供できることを挙げている人も17件ある。安らぎや安心感は，「皆が同じ方向を向いている。」という回答があったように仏教を基盤としていることがもたらす一体感もあるだろう。「法話へ誘い，患者さんと共にお話を聞き，車椅子を押してお送りするときに「いいお話でしたね」と声をかけて一体感を得ることが出来る」といった回答もみられた。

「病みて悩める人々の安らぐ家とならむかな
これがビハーラの心である。」
「ビハーラ花の里病院に「一切恐懼　為作大安」の額が掲げてあって，その主旨に感銘を受けました。」
「他のボランティアにはない，愚かさ弱さを含め自分を気づかせてもらえる事
「すべてが「布施」の心であるということが，他のボランティアとのちがいかも…？」

次の意見は，他の施設での活動経験がある方の言葉である。

「他の施設では頼まれたことを別部屋でこなすだけ，施設の方，入所または通所の人との会話は全くなく，仕事に行くという感覚ですが，ビハーラでは法話を聞き，心を休めることが出来，ビハーラ室への迎え送りも会話が弾み，入所の方も心を開いてくれていました。」

ビハーラ活動の会の活動において，ビハーラ花の里病院という阿弥陀様がいる「ビハーラ室」において多様な僧侶による法話が聞けるという点が「安心」「安らぎ」という感覚を生み出すことに大きな影響があることが推測される。次の意見もこの点を示す例である。

「最初に立ち寄るところがお寺の一室のようなところで，阿弥陀様がいらっしゃって，いつもきれいな花が飾ってあり香のにおいがする。ここで活動する皆様と一緒にお会いする (お念仏ができる)。活動のご講師による法話が20分程度あり，患者様と一緒に傾聴し，お念仏できること。また片付けの後，お茶をいただきながらの反省会をする。」

ビハーラ活動の特徴に対する興味深い回答としては「前に出すぎないことだと思います。」というものがあった。この点も仏教・浄土真宗の教えを基盤として，「させていただく」「人のためでなく，自分のため」といった姿勢で活動に臨む方向性が出ているともいえる。仏教婦人会という立場がそのようなふるまい方を促している可能性もある。

「他のボランティアに参加したことはありませんが，基本の心は同じではないかと思います。しかし，出掛ける際に「ビハーラに行きます」というと家族の同意は得やすかったと思います。家族も熱心とは言えませんが，門信徒であるということなのでしょうか。」

女性が家の外で活動するに際して，「ビハーラ活動」であることが家族にも同意を得やすいという声である。「前に出すぎない」ようにふるまうこととも関連があると思われる。

最後に，今後のビハーラ活動や仏教婦人会活動に関する課題について書いておられる声を確認し

ておきたい。

「しかし，ボランティアの言葉のもといろいろ活動してきた人には物足りなさを感じられるみたいで一度は活動に加わっても長続きしません。お寺にも参られません。伝道の難しいところだと思います。」

控えめな活動であるがゆえに，ボランティア活動としては「物足りなさ」を感じる側面もあることが指摘されている。活動内容だけが問題ではなく，次のような声も書かれていた。

「お若い人は仕事を持っておられ，お寺の活動（仏婦）（ビハーラ）（慰問）等，協力が得られません。声かけはするのですが…。」
「最近のお寺離れによる若い会員さんが増えないことに今後の活動を危惧します。」
「なかなかビハーラ活動への参加者の若い方への移らせ方が難しい。」
「思ってもみないコロナウイルス感染が全国に広がり，特に病院などは大変なことだと思う。その中で，今後ビハーラ活動が再開できるかどうか不安。仏婦の方は 80 代，70 代後半の方も結構おられたので，2 年前のビハーラ活動をされていた人数が今後集まるかどうかは非常に難しいことだと思う。」
「若い人の仏教離れの中，少しずつでも聴聞のご縁にあっていただければ良いなーと思う。」
「年々仏教婦人会の人数も少なくなりつつさみしくも感じています。時代の流れと思いたくないけれど…お寺のお参りなども少なく，50 歳代の人たちの活動が少ない。」
「活動はこのまま仏婦全体の行事として続けられることを希望します。」
「いずれ自分も人に世話してもらうときのことを考えると，次代にこのシステムを持続できる世を望みます。」
「お寺への関心が無くなっているのをどうしたら，関心を持ってもらって多くの人と交流ができるようになるにはどうしたらよいのか。仏教婦人会で話をします。過疎地で人口が減少している現状では難しいのです。」

若い世代の参加がビハーラ活動の会だけでなく，仏教婦人会自体においても減少傾向であることが読み取れる。それゆえに，会の意義を感じている会員にとっては今後の活動の継続が危惧されていることがわかる。

また，活動について疑問や物足りなさ，今後の希望を持っている会員の声もみられたため，どのような点であるのかを確認しておく。

「仏婦会員として仕事を休んでまでいかなければいけない所があり，活動に疑問に思ったことがありました。」
「活動は最近は守秘義務とかで疑問に思うことがある。」
「患者さんの話の傾聴活動は，現在はほとんどできていない。」
「何の資格も持っていない私たちにできることは限られていると思う。」
「新聞折りやおしぼりたたみ，等々は患者さんには直接には何のお手伝いにもならないと思います。そうかといっても，一番大切に思う傾聴ボランティアは勉強しないとなかなか無理なお手伝いだと感じます。」
「最近の作業は新聞紙をたたむことだけなので少し物足りないものを感じる。しかし，お邪魔になってもいけないので…。」
「仏教信者の仲間との親密な会話をしたい。月 1 回程度経本に触れる学習がしたい」
「介護施設での経験あり。もっと患者さんとの話をしたい。」

藤井会長は，介護等の専門的な資格を持っている人であっても，あえて「ただの主婦」として活動する場であることが，ビハーラ活動の会においては重要だとの考えを持っていた。

「傾聴する／される」と互いに身構えてお話を聞くのではなく，患者さんの隣で手仕事をしながらリラックスした雰囲気の中でなければ，話したい話などできないだろうと考えておられた。一

見，専門性などないような行動に見えながら，その理念には「ビハーラ活動」と呼ばれるものの重要な特徴的な側面が見出せるのではないか。この点についても，今後の聞き取り調査で活動者自身の経験や考え，受け止め方についてお話を伺う中で見出していきたい点である。

ビハーラ活動の際に実施されている法話についての意見やお念仏を唱えられる環境で行われている活動であることの意義を語る声も複数あった。

「お説法にやがてお浄土にお呼びいただく私たちだから，そのようなことについての心構えなど，緊張感のあるお話を聞き，時間を大切に生きたいの言葉を耳にしました。」

「各寺の僧侶の方にお説法を聞けるのはありがたいです。私を含めてご病気の方も死を見つめています。お念仏の話も聞きたいと思います。」

「お念仏をもってつながる活動はビハーラしかないと思います。知らない方とも和する力が強いと思います（また，信じあう力でしょうか？）。お念仏のありがたさは偉大です。」

広島・県北仏婦ビハーラ活動の会の活動は，仏教婦人会員の方による病院ボランティア活動だけで構成されているのではなく，病院のスタッフによる研修，地域の有志僧侶による法話が組み合わされている点が特徴的であり，この活動を「ビハーラ活動」としての特性をより強く持つものにしているように思われる。また，通例，ご門徒さんたちは自分たちが所属する寺院の僧侶とその方が法要等の際に呼んでこられる布教使の方の法話を聴いている。しかし，この活動に参加した人たちは，普段は接する機会の少ない地域の他の寺の僧侶から，それぞれの僧侶の関心や長所を生かした，異なる視点を持った法話を多数聞く機会を持てる。このことは浄土真宗の教え，仏教の教えへの理解や親しみを増すはたらきを持っているのではないかと思われる。この点は，活動の場所である病院がロビーに「一切恐懼　為作大安」という『無量寿経』の一節が書かれた額縁を掲げ，正面玄関を入ってすぐ左手に「ビハーラ室」と名付けられ阿弥陀様が安置された仏間があること，このような空間を持つ場であることも大きな影響を与えているようにも思われる。今後の調査では，このような仏教の教えを体現する空間において行われている活動が，各地域に散らばった単位寺院の仏教婦人会員によって担われていることで，この理念や活動が体現しているものがその方々が暮らしている地域社会に対してどのようなはたらきをもたらしているのか，この地域の浄土真宗本願寺派寺院の果たしているはたらきと合わせて調査し，「ビハーラ活動」の全体像を見出していきたい。

4　考察と今後の課題

最後に考察として，1998 年調査で分析された会員の意識に関する結果と，2021 年度の結果とを合わせて考えてみたい。

1998 年調査では，「なぜこのボランティア活動に参加されましたか」という設問を自由記述で尋ねた結果を内容から分析して，「仏教婦人会などの組織上やむを得ない参加（消極的動機）」16.3％（28 名），「家族や近親者などが受けた介護のお返し（恩返し的動機）」18.1％（14 名），「困難な状況にあるものに対する施し（奉仕的動機）」25.9％（20 名），「将来受けるであろう介護に対する先行投資（互酬的動機）」12.9％（10 名），「介護技術等の習得を目指すもの（学習的動機）」23.1％（18 名），「いのちに対する共感的参与（共感的動機）」5.1％（4 名）と 6 つに分類して，それぞれの回答を上記の通り報告している。

2021 年度調査では，参加のきっかけ（図 1）と参加の動機（図 3）を分けて尋ねていることと，選択肢を設けて複数回答で質問していることから比較して違いを読み取ることは困難である。

しかし，深水（2001）において消極的理由が全体の 3 分の 1 と多くの割合を示していると指摘されているのに対して，今回の調査では「消極的理由」といえる回答は比較的少ないことが確認できた。また，深水（2001）は，恩返し，互酬，学習の動機には「自らを中心とした，『したので（何かを）もらう』という，互酬的関係性に基づいたボランティア活動への参加動機」を持ったものが

半数以上いると報告しているが，今回の調査結果からはそれ以上に，当会に参加する人々が当会の活動の持つ「地域貢献」や「仲間づくり」の側面を意識していることが明らかになったといえる。

これは，当会の活動が30年を超える継続性をもって，その存在感を寺院が所在する地域社会の中で示してきたことの証左であるとみることができる。今後の調査では，この点の持つ意味をより掘り下げて聞き取っていくことが必要であろう。

今後の課題としては，次のようなことが挙げられる。

今回の質問紙調査の報告は，一通り単純集計と得られた自由回答の内容を分析したものである。今後は，限られた設問ではあるものの本調査の回答結果の傾向についてより踏み込んだ分析を行う必要がある。また，50名を超える会員から聞き取り調査の同意が得られたことから，これらの方々に聞き取りを実施する際には，今回確認した結果とさらなる分析結果が含意することを参考にしながら，「広島県北仏婦ビハーラ活動の会」の活動が当会に参加したりかかわったりしている方々に与えている影響，当該地域にもたらしている影響等についてより立体的な状況を描き，仏教に基づいた社会活動である「ビハーラ」の具体的なありようとその可能性について検討していきたい。

謝辞

本研究にご協力頂いたすべての方に感謝致します。

また，本研究は，JSPS 科研費 19H01554 研究課題名「高齢多死社会日本におけるウェルビーイングとウェルダイングの臨床社会学的研究」（研究代表者：櫻井義秀）の助成を受けたものです。

参考文献

猪瀬優理，2016,「仏婦がつくる地域－ビハーラの可能性」櫻井義秀・川又俊則編『人口減少社会と寺院－ソーシャルキャピタルの視座から』法蔵館，333-360

猪瀬優理，2019,「第5章　女性の活動－広島県北仏婦ビハーラ活動の会」，大谷栄一編『ともに生きる仏教－お寺の社会活動最前線』ちくま新書，127-152

県北仏婦ビハーラ活動の会，1993,『ビハーラ－わたしにも手伝わせてください』自費出版

浄土真宗本願寺派社会部社会事業担当，1999（※理念制定時（平成11年度）の原文を掲載），「ビハーラ活動の理念」https : //social.hongwanji.or.jp/html/c11p3.html（最終アクセス：2022年1月7日）

ビハーラ活動推進委員会，2020,『浄土真宗本願寺派ビハーラ活動30年総括書』浄土真宗本願寺派社会部〈社会事業担当〉

深水顕真，2001,「ビハーラ活動の現状と課題」『広島法学』25(2)，189-210

〈研究資料〉

年金額の改定と年金の実質的価値維持保障

――和歌山地方裁判所における年金引下げ違憲訴訟（平成 28 年（行ウ）第 10 号年金差額請求等事件）に係る証言記録――

田　中　明　彦

目　次

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　原告代理人による主尋問
1　証人の履歴および和歌山地方裁判所に提出した意見書
2　年金減額の評価，国民年金法と憲法 25 条の関係，憲法 25 条 1 項・2 項の制定過程と立法趣旨
3　経済状況の変化・物価変動と年金額改定の関係
4　物価スライド制の意義，マクロ経済スライドおよび「特例水準」の強制的解消の問題点・違憲性
5　和歌山年金引下げ違憲訴訟証の意義と裁判所における審査の姿勢について
Ⅲ　被告代理人による反対尋問

Ⅰ　はじめに

本稿は，和歌山地方裁判所（以下，「和歌山地裁」という）における「平成 28 年（行ウ）第 10 号年金差額請求等事件」（以下，「和歌山年金引下げ違憲訴訟」という）に係る 2021 年 10 月 29 日の証言記録である。

和歌山年金引下げ違憲訴訟は，老齢基礎年金を受給する原告 102 人（1 人取下げ），障害基礎年金を受給する原告 1 人の計 103 人（1 人取下げ）が，①2013 年 12 月 4 日付けで，年金支給額の減額を定めた「国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 99 号，以下，「2012 年改正法」という）および 2013 年政令[(1)]にもとづき厚生労働大臣から受けた 2013 年 10 月分から翌 2014 年 3 月分までの年金支給額の減額決定処分（以下，「2013 年減額改定処分」という），②2014 年 6 月 4 日付で 2012 年改正法および国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 112 号。以下，「2014 年政令」という）にもとづき厚生労働大臣から受けた 2014 年 4 月分から翌 2015 年 3 月分までの年金支給額の減額決定処分（以下，「2014 年減額改定処分」という）に対し，①2012 年改正法が違憲・違法であること，②2013 年金減額改定処分および 2014 年減額改定処分（以下，「各減額改定決定処分」という）が裁量権を逸脱し，違法であり，厚生労働大臣の年金支給額の各減額改定決定処分が無効であることを原因として，本来の年金額との差額の支給を求めるものである。また，各減額決定処分が違法であることを原因とする国家賠償訴訟である。

さらに，本件訴訟は，厚生労働大臣がマクロ経済スライドを適用して 2015 年 6 月 1 日付で 2015 年 4 月分から 2016 年 3 月分までの老齢基礎年金を減額する改定処分および 2016 年 6 月 1 日付で 2016 年 4 月分から同年 9 月分までの老齢基礎年金の額についてマクロ経済スライドを適用して減額した前年度同額（端数処理を除く）とした処分に対して，マクロ経済スライド[(2)]による減額分の金員を請求した事件である。

1999 年から 2001 年にかけて消費者物価指数（以下，「物価」という）が下落したが，政府は景気対策のため，また，高齢者の厳しい生活実態をふまえ，物価スライド制適用による年金額の減額を行わず，2000 年度，2001 年度，2002 年度については，各前年度の額に据え置くことを内容とする各年度の物価スライド特例法を国会に提出し，

成立させた。ところが，10 年以上経った 2012 年になって，政府は，1999 年から 2001 年までの間に物価が下落したにもかかわらず，年金額を据え置いたことによって，法律が本来予定している水準よりも支給額が 2.5% 高くなっているとして（それを「特例水準」と称して）年金支給額を 2013 年 10 月，2014 年 4 月にそれぞれ 1%，2015 年に 0.5%，減額することを定めた 2012 年改正法を制定した。さらに，政府は，2013 年 10 月分から 2014 年 3 月分の年金支給額を 1% 減額することを具体的に決定する 2013 年政令，2014 年 4 月分から 2015 年 3 月分を 0.7% 減額することを具体的に決定する 2014 年政令，2015 年 4 月分から 2016 年 3 月分について 0.5% 減額し，マクロ経済スライドを適用することを具体的に決定する国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 86 号）を定めた。

厚生労働大臣は，2012 年改正法および 2013 年政令にもとづき，2013 年 10 月から 2014 年 3 月分までの年金額を減額する決定を行った。

この厚生労働大臣の年金減額決定に対し，2015 年 2 月 17 日，鳥取県で 24 人の原告らが，さらには 2015 年 5 月 29 日，13 都府県（石川・東京・宮城・埼玉・千葉・愛知・三重・滋賀・京都・和歌山・岡山・山口・福岡）で，1549 人の原告らが，年金減額処分を違憲とし，その取消を求める訴訟を一斉に提起した。その後も提訴が続き，2019 年 4 月 3 日時点で原告は 44 都道府県で 5279 人，39 地裁に及び，2022 年 3 月 22 日時点では，4 地裁，29 訴訟が 8 高裁に裁判が継続している。この一連の訴訟は，年金引下げ違憲訴訟と呼ばれており，和歌山年金引下げ違憲訴訟の原告 102 人の訴訟も含まれている。

2022 年 3 月 22 日時点で，35 地裁，4 訴訟について 4 高裁で判決が出され，不当にも，いずれも憲法 25 条について広範な立法裁量を容認し，「経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約」（国際人権 A 規約）9 条について漸進的実現条項（2 条 1 項）等を理由に原告らの請求を棄却した（北海道訴訟〔札幌地判令元・4・26 訟月 65 巻 8 号 1183 頁〕，奈良訴訟〔大阪地判令 2・1・24〕，青森訴訟〔青森地判令 2・2・28 LEX/DB 25565031，仙台高判令 3・2・24（確定）LEX/DB 25569452〕，岐阜訴訟〔岐阜地判令 2・3・2 LEX/DB 25565241〕，兵庫訴訟〔大阪地判令 2・3・12，大阪高判令 4・3・16〕，栃木訴訟〔宇都宮地判令 2・4・16 LEX/DB 25565648〕，茨城訴訟〔水戸地判令 2・6・25〕，滋賀訴訟〔大阪地判令 2・7・2〕，大阪訴訟〔大阪地判令 2・7・10〕，福岡・佐賀訴訟〔福岡地判令 2・7・31〕，東京訴訟〔東京地判令 2・9・23 裁判所ウェブサイト〕，石川・福井訴訟〔金沢地判令 2・10・30 LEX/DB 25567271〕，山口訴訟〔山口地判令 2・11・25 LEX/DB 25567366，広島高判令 3・11・5（確定）LEX/DB 25591506〕，徳島訴訟〔徳島地判令 2・12・23 LEX/DB 25568696〕，山梨訴訟〔甲府地判令 3・2・16 LEX/DB 25569123，東京高判令 4・3・11〕，鳥取訴訟〔鳥取地判令 3・2・26 LEX/DB 255691432〕，長崎訴訟〔長崎地判令 3・3・1 LEX/DB 25569144〕，群馬訴訟〔前橋地判令 3・3・4 LEX/DB 25569127〕，富山訴訟〔富山地判令 3・3・8 LEX/DB 25569311〕，埼玉訴訟〔さいたま地判令 3・3・10 LEX/DB 25569312〕，岩手訴訟〔盛岡地判令 3・3・12〕，名古屋・三重訴訟〔名古屋地判令 3・3・25〕，岡山訴訟〔岡山地判令 3・3・30 LEX/DB 2556917〕，京都訴訟〔京都地判令 3・4・15〕，長野訴訟〔長野地判令 3・4・23 LEX/DB 2556925〕，仙台・秋田訴訟〔仙台地判令 3・5・25 LEX/DB 25590127〕，大分訴訟〔大分地判令 3・5・27 LEX/DB 25590123〕，鳥取訴訟〔鳥取地判令 3・6・24〕，静岡訴訟〔静岡地判令 3・7・2〕，鹿児島訴訟〔鹿児島地判令 3・8・31 LEX/DB 25590875〕，福島訴訟〔福島地判令 4・1・11〕，〔熊本地判令 4・1・12〕，山形訴訟〔山形地判令 4・2・22〕，宮崎訴訟〔宮崎地判令 4・3・4〕）。岐阜訴訟，兵庫訴訟，大阪訴訟，岡山の各地裁判決はマクロ経済スライドによる減額ついても不当にも立法裁量内とした。

和歌山年金引下げ違憲訴訟では，原告弁護団から，筆者の執筆した以下の意見書が和歌山地裁に提出されている。

①「平成 27 年（行ウ）第 5 号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書」（甲 145 号証。2018 年 10 月 30 日付で金沢地裁に提出

されたもの)[3]，②「訂正書」(甲 145-2 号証。「平成 27 年（行ウ）第 5 号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書」を訂正したもので，2020 年 1 月 20 日付で金沢地裁に提出されたもの)，③2020 年 11 月 16 日付「平成 28 年（行ウ）第 10 号・年金差額請求等事件に係る意見書」(甲 190 号証)，④「『平成 27 年（行ウ）第 5 号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書』の補充書」(甲 191 号証。2020 年 1 月 17 日付で金沢地裁に提出されたもの)[4]，⑤「基礎年金と基礎的生活保障，年金水準との関わりでの審議の補足（資料集)」(甲 193 号証。2020 年 1 月 23 日付で金沢地裁に提出されたもの)，⑥「2012 年年金改正法案の審議過程からみた手続上の問題点」(甲 195 号証。2020 年 4 月 14 日付で金沢地裁に提出されたもの)，⑦「基礎年金と基礎的生活保障，年金水準との関わりでの審議の補足（資料集）訂正版」(甲 196 号証。2020 年 4 月 13 日付で金沢地裁に提出されたもの)[5]，⑧「2012 年年金改正法案立案当時の年金財政状況からみた同改正法の問題点－『特例措置分』解消の根拠の不存在」(甲 197 号証。2020 年 5 月 29 日付けで金沢地裁に提出されたもの)，⑨「高齢者・年金受給者の生活実態を正確に反映しない消費者物価指数の問題点と 2000～2002 年度の各物価スライド特例法の意義」(甲 198 号証。2020 年 5 月 28 日付で金沢地裁に提出されたもの)[6]，⑩「平成 28 年（行ウ）第 10 号年金差額請求等事件に係る意見書（2)」(甲 199 号証。2021 年 1 月 12 日付で和歌山地裁に提出されたもの)，⑪「2021（令和 3）年 1 月 12 日付『平成 28 年（行ウ）第 10 号年金差額請求等事件に係る意見書（2)』の補足」(甲 199-2 号証。2021 年 1 月 15 日付で和歌山地裁に提出されたもの)，⑫「2020（令和 2）年 11 月 16 日付『平成 28 年（行ウ）第 10 号年金差額請求等事件に係る意見書』の訂正」(甲 249 号証。2021 年 10 月 26 日付で和歌山地裁に提出されたもの)[7]，⑬「2021（令和 3）年 1 月 12 日付『平成 28 年（行ウ）第 10 号年金差額請求等事件に係る意見書（2)』の訂正」(甲 250 号証。2021 年 10 月 26 日付で和歌山地裁に提出されたもの)。

2021 年 10 月 29 日には，和歌山地裁において社会保障法学の研究者の立場で原告側証人として証言を行った。その後，和歌山地裁は，2021 年 10 月 29 日付で「証人調書」を作成した。和歌山地裁が作成した同証人調書に誤記・変換ミス等の誤りがあったため，2022 年 1 月 24 日付で芝野友樹弁護士と連名にて「平成 28 年（行ウ）第 10 号事件に係る 2021（令和 3）年 10 月 29 日証人尋問における証人調書の誤記等に係る上申書」を和歌山地裁に提出した。

本稿の証言記録は，同誤記等に係る上申書にもとづき証人調書の誤記・変換ミス等を訂正しうえで，見出と注釈（参照文献）をつけたものである。

なお，「原告ら代理人（上野)」とは上野正紀弁護士のこと，「被告指定代理人（形野)」とは，形野浩平訟務検事のことである。

Ⅱ　原告代理人による主尋問

1　証人の履歴および和歌山地方裁判所に提出した意見書

原告ら代理人（上野）

甲 A 第 250 号証を示す

これは証人の履歴書という標題の文書ですけど，ここに記載されていることは間違いないですね。

間違いございません。

この裁判で提出された意見書で証人の記名なつ印があるもの，これは証人が記載されたものですね。

はい，そうです。

2　年金減額の評価，国民年金法と憲法 25 条の関係，憲法 25 条 1 項・2 項の制定過程と立法趣旨

本件は年金の減額を争う裁判ですけれども，証人は，社会保障の研究者として，本件減額をどのように評価されますか。

結論になりますけども，憲法 25 条 1 項及び 2 項に違反するということ，合わせて国際人権規約 A 規約，社会権規約とも申しますけれども，それに違反をするということ，更に

国民年金法の目的を定めた国民年金法1条の目的規定に反するというふうに評価をしております。

甲A第249号証を示す

13ページを見てください。上から3分の1くらいのところに，憲法25条の1項の条文と2項の条文が書かれていますね。

はい。

国民年金法1条の目的規定との関係を先ほど証言されましたけど，国民年金法1条というのはどういうことが記載されていますか。

憲法25条2項に基づいて，国民の生活の維持及び向上ということが目的として定められています。

つまり，国民年金法の目的というのは，国民年金法全体をリードする理念ですよね。

そうですね。総則規定として，目的ですので，解釈指針，1条以下の条文について疑義が生じた場合は1条の目的規定に立ち返るということと，併せて，1条は改正指針を示したものと理解できます。

そうすると，1条で言われているのは，維持，向上ということですか。

はい。

そのような国民年金法1条というのは，どのように理解されるんでしょうか。国民年金法の1条は，国民年金というものをどのように捉えてるんでしょうか。

憲法25条1項，2項の具体化ということですから，1項の最低生活保障はもちろんのこと，2項は，明文規定は2項にありますので，それを上回る水準を保障していこうというもので，そのために，維持及び向上ですから，維持ということは年金の実質的価値を維持するということ，向上ということは現在の水準にとどまらずそれを引き上げていくということが規定になっています。こういうふうに理解されますし，そういうふうに解釈もされているところです。

その場合の国民年金法による年金，それの維持，向上を規定している，しかも憲法25条に基づいて。

はい。

その憲法25条1項は，憲法25条2項とはどういう関係にあるんですか。

1項は，正に，国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障するという，制約なき保障という規定になってまして，それを受けて，2項では，むしろ，最低生活を保障するというのは当然の義務なんですけれども，それにとどまらず更により高い水準を保障していくことを国に義務付けているという形になっています。

ということは，国民年金法1条の目的規定から導き出されるのは，憲法25条の1項の要求を満たすのは当然の前提ということですね。

そうですね。これは憲法学の，1項は生存権の目的，2項はその実現のための国の義務を定めているというような通説的解釈からもそのようなことが言えます。

ということは，国民年金法1条と憲法25条を照らし合わせて考えれば，国民年金法は年金の一定水準を確保することを求めている。

はい，そうです。義務付けているわけですね。

そういうふうな目的の解釈が，実際の流れの中で，年金額はどうだったんでしょうか。

これは，国民年金法案のときですけども，そのときに，拠出制，社会保険方式の年金ですけれども，25年間保険料を拠出して2000円の年金額を支給すると。この2000円というのが当時の農村地域の生活保護の生活扶助基準，4級地でしたけども，今は4級地はありませんけども，それに準拠したということです。そして，現在，裁判で争っている老齢基礎年金に関しては，これは昭和60年，1985年の法改正で導入されましたけれども，その法案の審議，国会審議において，生活扶助基準，2級地の生活扶助基準に準拠すると，それに見合う額として定められたというような形で，算定基礎ですね，算定の基準として生活扶助の基準が用いられているということです。その年金の給付水準自体に　最低生活保障がもう含まれているということです。

ということは，昭和60年の基礎年金導入のときには，基礎的消費支出という言葉が使われましたけど，同時に生活保護基準を参照にするということも言われてたんですね。

はい。

それにも合致するということだったんですね。

はい，そうです。

で，生活保護基準というのは，当然のことながら，憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を保障するものという趣旨のはずですので，それに見合って年金額が決まっていったということですか。

はい，そうです。

現行ですけれども，現行の老齢基礎年金の金額はどのように評価されますか。

これは，もう，生活保護の保護基準に基づく最低生活費を下回っていますし，更に，国が主張してる，根拠としたとされる，基礎的消費支出の水準を下回っていると，そういうふうな低い状況に置かれている。

先ほどから，国民年金法は憲法25条が基礎になっているということでしたけれども，憲法25条1項は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると言ってますね。

はい。

権利を有するという規定の意味というのは，どう理解したらいいんでしょうか。

これは，日本国憲法法案が90回の帝国議会で審議されていた審議過程を見れば明確です。もともと，憲法の法案自体は，今の2項にわたる分しかなかったわけです。社会党の議員の森戸辰男さん，森戸辰男議員が，むしろ，積極的に国民に権利があるんだという意味で1項を設けたと，提案をしてそれが採用されたということです[8]。積極的に国民に権利があるんだと，そういうことを明文化したということです。そういう意味で権利性が非常に高い。戦前，ちょっと言いますと，ドイツのワイマール憲法151条ですかね，それはプログラム規定，全ての経済生活の秩序は人間の尊厳に値する正義の諸原則に適合するものと国の方向性を決めたものなんですけども，そうではなくて，日本国憲法は全て国民は健康で文化的な最低限度の権利を有するという，極めて強い規定です。ドイツ連邦共和国憲法は，ドイツは社会的法治国家である，あるいは社会国家である，これが生存権の根拠なんです。でも，憲法の人権規定というのは，それは実現しなければならない，これが憲法の理解，常識だと思うんですね。そういう意味では非常に権利性の強い明文規定になっているところが25条1項の特徴だと思います。

で，25条2項なんですけど，これはどのように理解してますか，25条1項との関係で。

これは，もともと，社会党の修正案なんですね。1項の国民の権利を有するを受けて，この権利を実現するために国は全ての生活部面について，社会福祉，社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないみたいな趣旨だったんですけれども，そうすると，第1項の権利を実現するためというのは最低生活保障しか実現しないのかということが問題になりまして，佐藤法制局の次長が国会答弁をしてるんですけども，1項は，当時最小限ていう案だったんですけども，これが最低限に変わるわけですけれども，最小限というのは非常に控え目になっていると，2項は最低最小限にとどまるんじゃなくてそれを上回るものなんだと，理想的な額をするんだと，そういう意味だというふうに，修正案について，佐藤法制局の次長が答弁してるところです[9]。

ということは，もともとの案が25条の2項の冒頭にこの権利を実現するためという，言わば，枕言葉が付いてた。それを削ったんですね。

はい。

それは，削ったことの意味は非常に大きなものがあると。

そうですね。最低生活にとどまらない，むしろ，それを向上増進させていく，そこに，最低限度は当然で，向上増進させるところに重きがあるんだという規定になっています。

そこで，25 条 2 項の条文そのものが努めるという言葉を使っています。これは，被告なんかは，努めるだから努力義務にすぎないんだということを言われていますが，この努めるというのは，今言われた憲法 25 条 1 項，2 項の制定過程の審議から考えて，どんなふうに理解していますか。

これは最低限度及び理想的な水準に引き上げる，その基準をどうするのかということに対しては，具体的に書くのは難しかった。ただ，それは間違いなく向上させていく，少なくとも引き下げないということで義務付けたということは，帝国議会の審議から明らかであるわけです。だから，単なる努力義務ではないということですね。

飽くまでも，努めるという言葉を使っているのは，どの程度の水準に引き上げるのかということについて確定はし難いんで努めるという言葉を使っているけれども，要するに，努力したらいいということじゃないんですね。

そうですね。特に憲法の 25 条に関しては，もっと具体的な提案があったんです(10)。憲法というのはもう少しシンプルにする必要があるという形で，いろいろそぎ落として，今のような短い条文になったということです(11)。

条文上，憲法 25 条 2 項は，維持という言葉を使っていませんですよね。

はい。

これは，どう評価されますか。

むしろ，最低生活を維持するんじゃなくて，それを越えるようにやるというのが国の義務なんだと，だから，現状維持では駄目なんだと，もっと積極的な意味があると，そういう規定です。

ということは，少なくとも実質的価値を下げるような措置というのは，憲法 25 条との関係ではどうなりますか。

向上増進というふうに明文化されていますから，引き下げるということになったら，少なくとも維持だと何とかぎりぎり違憲性の問題は生じないでしょうけれども，引き下げるということは向上増進義務に違反をするということになります。

そうすると，国民年金法 1 条の目的規定は維持という言葉を使っていますね。

はい。

国民年金法の維持というのは，それは絶対額を維持すればいいという意味でしょうか。

それは違いますね。年金は長期なものですから，国民年金は二十歳から加入しますけれども，受け取るのは 65 歳，45 年後ですからね。そういう中で物価が上がったりですとか生活水準の向上があった場合に，名目上の額だけでは年金が目減りする，実質的価値が低下をしてしまいます。そうならないように，今の 5 万円は 40 年後に物価が 10 倍になれば 50 万円になると，こういう意味の実質的価値を維持するという意味の維持なんです。

つまり，実質的価値を維持するという意味であると。

そうですね。

それでないと，年金の意味をなさないということですね。

はい，そうです。

そうすると，今の御証言からいくと，憲法 25 条 2 項は少なくとも実質的価値を下げるのは許されないということだとすると，いわゆる制度後退禁止原則も含んでいるというふうに理解してよろしいですか。

はい，正に向上増進ですから，後退するのは当然許されないということになります。

ところで，被告は，この裁判でも，年金だけで憲法 25 条 1 項の要求を満たす必要がないんだという御主張をされています。この主張は，今証言された，憲法 25 条，国民年金法との関係で，どのように評価されますか。

これは，間違っていますし，社会保障の法体系を全く理解してない誤った主張だと思います。

国の主張は，我々の理解とすれば，生活保護さえあればいいではないかというふうな趣旨ともとれないではないと思うんですが，これはいかがですか。

これは間違いでして，社会保障の体系ですね，社会保障制度審議というのは今は廃止されてしまいましたけども，内閣総理大臣に，社会保障に関する法律を作るように勧告する権限を持った社会保障制度審議会というのがありまして，昭和25年，1950年に社会保障制度に関する勧告というのを出していまして，一般には50年勧告と言われるものですけども，そこでは，まず，社会保険でもって最低生活を保障すると，そして，ごく例外的な場合に，当時の言葉で国家扶助，今でいう生活保護ですけども，それで補足をするという形になっています。これが，世界各国，社会保障の体系とか制度に影響を与えたイギリスの，1942年のベヴァリッジ報告，それを発展させたものなんですね。社会保険で，ナショナルミニマムというふうにイギリスは言ってましたけれども，例外的に無理な場合は，イギリスの場合，国家扶助，国民扶助で補足をするという形になっています。生活保護法自体も，そういう明文規定になっているんですね。保護の要件ですけども，資産，能力，その他あらゆるものの活用を要件とする，その他あらゆるものが生活保護以外の他法他施策，社会保障制度なんですね。所得保障に関しては年金ということなんですね。まず，年金で保障する，それでもどうしても無理な場合，例外的にやる，だから，補足的とか，最後のセーフテイーネット・生存権保障の制度というのはそういうゆえんなんです。

いわゆる，今，証人が言われたのは，生活保護法の補足性原則と言われるやつですね。

そうですね。4条1項ですね。

生活保護なんですが，現実的に最後のセーフティーネットとして十分機能を果たしているとお考えですか。

これは全くと言っていいほど，十分機能を果たしてないですね。

甲A第249号証の34ページを見てください。(2) 生活保護法の保障手続き・保障方法に関する致命的欠陥という標題がありますが，ここで詳しく述べられていると聞いてよろしいですか。

はい。

簡単に言えば，どういう点に大きな問題があると理解されていますか。

まず，受けるためには厳しい資産要件があるということと，申請保護の原則，生活保護は権利なので，請求権があるということで，申請保護の原則があって，申請から始まると。相談段階が基本的にないというのが生活保護の特徴なんです。ところが，福祉事務所とか生活保護の窓口では，生活保護法の規定に後から追加はされたんですけれども，原則規定にはない，相談の段階で話を聞いて申請書を渡さないというような形でやってます。そのために申請権が侵害されている。これは弁護士会，日弁連なんかも調査をしていますけれども，その中では生活保護を受けられた人の割合，かなりあったというような報告も出ているところです。ですから，必要な人が受けられていないということです。

つまり，生活保護さえあればという議論は理論的にも現実の制度運用の点から見ても誤りであると，こういうことですね。

そうですね。捕捉率というのがありますけれども，生活保護を受ける資格がある人が幾ら受けてるかという割合ですけども，いろいろ試算がありますけれども，1割から2割5分くらい，厚生労働省が試算してますけども，それでも32%くらいになってます。ですから，国の推定でも7割の人が受けられていないということです。

さて，話が変わりますが，いわゆる国民年金法という法律は，厚生年金保険法とは違って，保険という言葉を使っておりませんですね。

はい。

これ，何か特別な意味があるとお考えですか。

これは国民皆年金を実現するために制度として国民年金法が作られたという特徴がありまして，普通，社会保険の制度ですと，雇用されている，こういう形で負担能力がある，保険料の，そういう人を対象にしてます。ドイツなんかもそうです。ところが，国民年金法

は全ての人に年金の保障を実現するというために，無業者，無職の人も対象にしたんです。なぜかと言うと，無職の人ほど所得保障の必要性が高いからだと，そういう人を強制適用から排除すれば国民皆年金が達成できないんだと。そして，実際，そのために保険料免除という制度を，1959 年の段階で作ってます。そういう制度は，ほかの国にはないと思いますけれども，それを作った。それのみならず，それでもまだ受けられない人については，全額国庫負担の福祉年金を支給するという形にしました。ですから，国民年金法というのは，保険料に基づく社会保険の年金と，無拠出の年金，社会手当と講学上言いますけども，その組合せであるということ。更に，社会保険であっても，強制適用の範囲を無業者にした，保険料免除も設けた。更に昭和 36 年の改正，拠出制の社会保険の制度が始まったのが 1961 年ですから，昭和 36 年の 4 月ですけれども，その段階で保険料を免除された人に対して国庫負担を付けるという形。ですから，25 年間保険料を免除された人は保険料を払わないで年金を受けられるという形です。このことについて，国民年金法案を立案した小山進次郎氏ですね，初代年金局長ですけども，彼が，国会答弁もそうですけども，彼の書いてる本なんかでも，そういう保険の理論，だから，働く能力，負担能力がある人だけじゃなくて，ない人も対象にすると，皆に設ける，そういうことは保険理論を撤廃したものだと，これこそ社会保障的な性格を実現した，社会保障的というのは国の責任による生活保障という意味で使っておられるんですけれども，それを徹底したものだということを言われているわけです。

甲 A 第 249 号証の 22 ページを見てください。ここに 3 として国民皆年金実現のための措置等というのがあって，無業者への強制適用と保険料免除制度の制度化ということで，以下，ずっと書かれていますが，これが，いわゆる今証人が言われたことを詳細に書いたものということですね。

そうですね。

3　経済状況の変化・物価変動と年金額改定の関係

ところで，先ほど証言にもありましたけれども，年金ていうのは掛け始めてからもらうまで長期になる。その間に，当然，経済は変動しますね。物価も上がっていくかも分からない。そういうふうなことで，年金の実質的価値を維持しようとする場合，そういう趣旨のことが国民年金法に表れていますか。

はい，表れています。もちろん，1 条の規定もそうなんですけれども，維持及び向上ということですけども，それを具体化したものがもともとは 4 条の 1 項で，現行法の 4 条の規定なんですけれども，年金額の改定規定ですね。

甲 A 第 199 号証を示す

3 ページを見てください。上から 9 行目に 4 条 1 項が書かれています。「保険料の負担を伴うこの法律による年金の額は，国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には，変動後の諸事情に応ずるための調整が加えられるべきものとする。」，この規定ですね。

はい，この規定です。

これは，国会審議では，どういう趣旨の規定だと言われていますか。

これは 2 つ意味がありまして，国民生活の変動というのは，特に，国民所得ですね，賃金が上昇したりとか，そういうことについて，年金額を引き上げていくということ，もう一つはその他の諸事情，これは具体的には貨幣価値が減った場合にそれを減らないようにするという実質的価値の維持ですね。物価が上がった場合に年金額を引き上げるという，そういうことによって実質的価値を維持するというような規定だと。野党からは具体的にその基準を設けろというような主張が随分出されたんですけども，この中身でそれが実現されているんだと，国民生活の向上があったときに年金額を引き上げる，物価が上がった場合には上げるんだというふうに厚生大臣や年

金局長等が答弁してるところです。

甲 A 第 199 号証の 28 ページを見てください。これは証人がいろいろ国会議事録を調べて書かれているやつなんですけど，そこで，この 28 ページの上から 8 行目，下線を引いてる「たとえば」というところですが，「たとえばほかの制度の年金額というものがその間に非常に引き上られる，こういうようなことがありますならば，当然そういうこととこの関連において年金額を検討するという必要が出て参ると思います」と書かれていますね。

はい。

つまり，ほかの制度と年金は調整していく必要があるということを含んでいるということですね。

そうですね。特に国民年金，最後にできた年金の法律ですけども，年金制度ですけども，低く抑えられていた。だから，言わば，そのとき暮らせる年金て言ったら共済年金ですね，公務員に対する。それに近づけていく，あるいは厚生年金に近づけていくということですね。それに合わせていくということを考えたわけです。

というふうに，単なる経済状態の変動だけではなくて，ほかの年金が上がったらそれに合わせていくということですね。

そうですね。

甲 A 第 199 号証に書かれている国会議事録の一連の議事を見ますと，上げるていう方向の議論が中心だと思うんですが，それはその理解でよろしいんですか。

はい，下げるという議論は一切ありません。上げるという議論です。

証人の理解として，国民年金法が審議された昭和 30 年代後半，これは　物価上昇が著しい時期だったでしょうか。

これは，高度経済成長の発端ですけれども，それほど大きく物価は上がってなかったと，上がる傾向が出てたときですね。

ただ，物価上昇が既存事実としてどんどん上がってきているという中でできた法律ではないということですね。

それは意識されています。

意識されているのね。

はい，将来的には上がっていくだろうと。戦争時みたいに，戦後みたいに，極端なインフレは起こらないだろうという形でしたが，恒常的には上がっていくだろうという形でこの条文は考えられています。

そして，国民年金法 4 条の理解というのは，1 条との関連は考えざるを得ないんですか。

そうですね。正に，健全な国民生活の維持及び向上というのが民年金法の目的の規定です。健全な国民生活の維持というのは，4 条，当時，1 項ですけれども，その他の諸事情，これが物価上昇に対して年金額を引き上げて生活が維持できるという維持の部分，そして，健全な国民生活の向上の部分ですけども，これは，国民生活の著しい変動，これ，すなわち，国民所得が上がったりとか，あるいは他の制度によって十分な年金が受けられているという，そういうふうな生活費が上がっている場合については，国民年金の年金についても引き上げていく，そういうふうな対応関係になっています。だから，1 条の目的規定を具体化したものが，給付面ですね，引き上げる，4 条になってると思います。

それは国民年金法制定当初から存在した規定ですね。

はい，そうです。

さて，今言われたようなことが，当然，証人の書かれた意見書にも，国会答弁として，いろいろ出ているわけですよね。

はい。

甲 A 第 199 号証の 35 ページを見てください。下から 3 分の 1 ぐらいのところ，坂田厚生大臣答弁というのが書いてあります。ここで下線引いている部分ですが，「八木委員の今まで御質問いただきましたその内容を包含する言葉といたしまして，あのような条文に実はなっておるわけでございますから，むしろそのことをも含めておる。生活水準が高まっていくに応じて給付内容も変えていくという意味も含まっておる。一面においては経済変動があった場合にお

いては，それに応じた改定をやっていくということ，この二つのことがこの案文に盛られている」，証人が言われているのはこの坂田厚生大臣と同じことですよね。

はい，そういうことです。

この4条の議論は，立法事実として，議論の基礎になった事実として，将来的に年金を下げるということは想定内だったんでしょうか。

想定を全くしてないですね。むしろ，経済政策としても，国民生活が向上していく，あるいは物価も上昇していくというような推定がなされている中ですから，引き上げることしか考えてない。特に，国民年金は低い水準で始まっていますので，給付水準を引き上げるというところに大きな主眼があったわけです。

甲A第199号証の29ページを見てください。下から15行目ぐらい，「きわめて賢明にも，『厚生大臣は，生計費その他の諸事情の変化により，年金の額を百分の十以上増減する必要があると認めるときは,』といって，すぐには」という答弁があるんですけれども，このように増減という言葉を使っているということで，被告のほうはこの国民年金法の制定当時，減額ということも当然想定されていたというふうな主張をしているんですが，いかがですか。

これは間違った理解ですね。これは社会党の国民年金法案ですし，社会党自体が上げるということを前提に提案をしております。

つまり，ここに書かれてある「厚生大臣は，生計費その他の諸事情の変化により，年金の額を百分の十以上増減する必要があると認めるときは,」というのは，社会党の案ということですね。

そうです。

国のほうが提出した法案じゃなくて。

はい，そうです。

そしたら，なぜ減という言葉を使っていたというのは，お分かりになりますか。

法文上のことだと思うんですけども，言わば，増減とか上下，一体として使うという形で，法文上の立法的な用語として使ったんだろうと思います。

立法的な用語として使ったけれども，社会党自身想定してたのは上がるということだけだと，こういう意味ですね。

そういう主張ですから，これは，もう，議事録を普通に読めばそのようにしか理解できない。言わば下げるというのは枕言葉，書いてるけれども，意味をなさないという理解だと思います。

国民年金法4条の制定当初の規定は，国民生活の水準と経済変動による年金の改正を言ってますけども，それ以外の変更ていうのは想定されていたんでしょうか。

例えば，ほかの年金制度を引き上げる以外にはない，それ以外にはありません。

そうすると，例えば，今，被告がしきりに言ってる，世代間の公平とかあるいは現役世代の負担というようなことを理由として年金の受給額を下げていくというようなことは，国民年金法4条との関係ではどうなんでしょうか。

これは明文規定に全くありませんし，制定当初，そういう議論は　一切なされていないわけです。

飽くまでも，国民の生活水準というのは，正しく，国民の生活水準のことですよね。

そうですね。生活実態。

のことですよね。

はい。

ただ，少なくとも，年金の実質的価値を下げるということは，国民年金法4条との関係ではどうですか。

これは1条の目的規定とも関係していますけども，維持及び向上ですから，実質的価値を下げるということ自体は全く想定されない。少なくとも，目減りしない，年金額の価値を維持をする，更にはそれを引き上げていくというのが目的規定でありまして，これは解釈の指針ですし，立法指針でもあるわけです。これは，法体系上，普通の解釈で，私が独自の解釈をしてるわけではなくて，法学の教科書でも当たり前のように説明されているところだと思います。

国民年金法 1 条の目的規定の下で年金額の改定について記載したのが 4 条 1 項。

そうですね。

したがって，当然のことながら，1 条の目的規定の制約の下にあるということですね。

はい。

だから，下げるような方向では国民年金法 4 条の規定に反するということですね。

はい，そのとおりです。

さて，国民年金法ができてから後，厚生年金保険法が改正されました。その 2 条の 2 で現行の国民年金法 4 条と同様の規定が作られてたと思うんですけど，この経過は簡単に御証言いただければ。

そのときは高度経済成長が始まってますけれども，物価は上がっていきます。国民生活水準が上がっていくという中で，特に物価スライドというのが懸案事項になりまして，社会保障制度審議会が 1962 年に勧告を出してます。社会保障制度の総合調整についてですね。そういう中で，物価スライドを作っていかないといけない。厚生年金の定額部分，今の基礎年金部分に当たる部分については物価スライドの規定を設けたんですけれども，大蔵省と折衝しまして，それは認められなくなって。でも，何とか物価スライドの趣旨を入れないといけないという形で，国民年金法の当時の 4 条の 1 項の規定を法案として盛り込んだと，同じような内容を。まず，それがあります。

つまり，当初は努めるものとするという案だったんですね，厚生年金法改正案は。

はい，調整を加えるものとする，ですね。

明確な義務規定になってなかった。

そうですね。国の方向性を示す，あるいは訓示的な規定ととられかねないものだったわけです。

それが。

国会審議で野党からいろいろ批判がありまして，その中で，野党はもっと具体的な基準を設けろということだったんですけれども，その中で，最終的に，落ち着いたのは，「速やかに」という文言が入りまして，「調整を加えるべきものとする」ということについては，それを改定しまして，速やかに年金額の改定がなされねばならないという旨の規定ですね，になった，義務付けの規定になったわけですね。だから，必ずやらないといけないという形の国に義務付けた規定ですね。それが特徴です。

で，その直後というか，翌年，国民年金法が改正されますね。

はい。

昭和 41 年。

はい。

それによって，現行の国民年金法 4 条の規定になったんですか。

そうです。正に，他制度の影響を受けた形ですね。

結局，できた当初の努めるものとするという弱い義務規定というか，訓示規定というか，それが義務規定に変わった。

はい，明確な義務規定になったわけです。

この表現が変わったのは，証人としては，どう評価されますか。

これは，必ず年金額を物価が上がった場合は改定しなければならないし，そして，国民生活，国民所得等が向上した場合には給付水準を上げないといけないということを国に義務付けたという規定です。

ところで，同じ昭和 41 年の国民年金法の改正で，年金額が大幅に上げられたん違いましたか。

そうです。

これは，いわゆる国民年金法 4 条の規定が強化されたこととどのような関係があるというふうに理解されていますか。

これは目的規定を実現するためもありまして，これは，第 1 回の財政再計算といって，5 年に 1 回，あるべき年金水準とその負担をどうするのかということを含めて財政再計算という計算をしまして，それに基づいて改正をされています。そのときに給付水準を大幅に上げる。そして，その根拠の規定である 4

条1項を強化をすると，そういう関係にあったわけです。

ということは，国年法制定当初から義務規定が強くなってかつ明確になったということならば，より一層，実質的価値を下げることはできませんね。

はい。

国のほうは，本件裁判において，年金受給権が抽象的であり不確定であるという根拠として，国民の生活水準その他の事情に著しい変動が生じた場合には，変動後の諸事情に応じるため，速やかに改定の措置が講ぜられなければならないという旨，規定されているということを援用してるんですが，これは現行の国民年金法4条の規定ですね。

はい。

この根拠を引っ張ってきてマクロ経済スライドを合法化するということは可能なんでしょうか。

これは目的規定，そして，それを受けた4条の解釈としては誤っている。維持及び向上ですから，その具体的な規定が国民生活の向上，そして物価の上昇によって引上げをするというのが4条の規定ですから，それを義務付けてるわけですから，引き下げるということは，そもそも，法文上，考えられていないということです。

少なくとも，マクロ経済スライドが導入された平成16年の改正で，国年法4条は，一切，手を付けられてませんですね。

はい，変化ありません。

そうすると，証人としては，マクロ経済スライドの導入というのはどんなふうな問題があったというふうにお考えですか。

年金の実質的価値の維持というのが最小限の要請なんですね。これは国のほうもそうですし，そういうふうに評価されているところです。で，年金の実質的価値と関係ない被保険者の減少ですね。そして，年金を受けてる高齢者の平均余命が延びている。その分，物価が上がっても，平均賃金上がっても，少子化が進んだりとか高齢化が進んだら，その分差し引くという形にしたら，実質的に，少子化や高齢化が進んだ分，年金額が減らされるわけですね，強制的に。これは実質的価値を割ってしまうということですね。価値が維持できないということになります。

4　物価スライド制の意義，マクロ経済スライドおよび「特例水準」の強制的解消の問題点・違憲性

ところで，現在は，国民年金法でも，自動物価スライドの制度ができていますよね。

はい。

自動物価スライドの規定ができたということで，国民年金法4条の規定の実質価値の維持というのが自動スライドに移って国民年金法4条は質的に変わったんだというふうな考え方ができるんでしょうか。

これはそうは言えませんね。スライドに関して，それの一番の根拠規定，総則規定が4条の規定でありまして，それを具体的に定めるための各則の規定が自動物価スライドの規定なんです。じゃあ，どのように改正をしていくのかということですから，そういう意味では，4条を具体化したものが自動物価スライドの規定であるわけです。

そうすると，4条に書いてある改定の規定と自動物価スライドの規定との関係というのはどんなふうになるんですか。

これは，財政再計算のそのときの制度で説明しますと，5年に1度，根本的に年金給付水準，国民生活の実態とか経済の状態を踏まえまして，あるべき水準に定めると。もちろん，財政的な裏づけも考えて。そして，それに基づいて財政再計算して年金額を引き上げると。国側は政策スライドと呼んでいますが，そういう改定を加える。で，次は，5年後になります。その間，どうするのかということについては，その5年間の間については，消費者物価指数に基づいて年金額をスライドして引き上げていくという形になっているわけです。

つまり，財政再計算のときに，国民の生活水準

を含めて年金額も改正していく，いわゆる政策改定というやつですね。

はい。

その間，5 年間については，自動物価スライドで価値を維持していくと。

はい，実質的価値を維持していく。

ところで，マクロ経済スライドだから，そういう国民年金法 4 条の国民年金法の趣旨から言っても，明らかに整合性がないと。

はい，整合性がありませんね。

次に，本件で問題になっている特例水準と言われるものの強制解消のことなんですけどね。これについては，結論的には，証人，どのように思ってられますか。

これは憲法 25 条 1 項に違反します。憲法 25 条 2 項違反，そして，国際人権規約 A 規約違反，更には国民年金法の目的規定に反すると。

マクロ経済スライドと同じということですね。

そうですね。

さて，先ほどから証言されている年金の実質的価値の維持ということになってくると，年金の実質的価値の維持ですから，物価変動を考えるにおいても，高齢者にとっての物価水準がどうなっているかということが重要なポイントになるんじゃないですか。

そうです。国民生活，特に年金受給者の生活実態にどう変化があったのかというところが，4 条の規定からもその点を検討するのが，法律上，国民年金法上，求められているあるいは義務付けられているというふうに考えられるわけであります。

ということは，いわゆる，特例水準を決めたといわれる特例法，3 回あったみたいですけど，2000 年，2001 年，2003 年，3 回，い や，4 回か。

2000 年度から 2004 年度ですね。

それに関しては，いわゆる，特例水準というのは，国民年金法 4 条，1 条の関係から言って，特別な例外を決めた規定なんでしょうか。

自動物価スライドからすると例外だと，だから，そういう意味で特例という名称を付けているわけです。

しかしながら，国民年金法 4 条との関係で言いますと。

その関係で言いますと，特に実質的価値ということですから，消費者物価指数というのは全世帯の平均値なんですね。当然，高齢者世帯と，それ以外の若い世代とか，消費動向が違うわけです。物価が違うわけですね，変動が。ですから，高齢者の場合，全体下がっても高齢者の場合は上がっているということがあるわけです。正に，2000 年から高齢者に非常に厳しい生活実態がありまして，一つは社会保険料，介護保険料が導入されて年金から天引き，特別徴収というんですけれども，85％ぐらい対象ですけれども，国民健康保険料が引き上げられたりとか，そういう形で年金の使える額が減っていくということですね。更に，高齢者，そのときの動向ですけども，これは意見書でも文献を引用したんですけども，高齢世帯はむしろ，全体は下がっているんだけども，高齢者は生鮮食料品が上がったりして全体の物価は実はその時代は上がってたんだと，そういうデータがあるんですね。そうしますと，年金の目的は実質的価値の維持なんです。手段としてあるいは手法として，消費者物価指数を使っているだけなんです，言わば。ですから，消費者物価指数が高齢者の生活実態を，年金受給者の生活実態を反映してない場合は，これは総則規定に戻りまして，国民生活の変動に対して改定を加えるわけですから，実は高齢者については物価が上がってますし，高齢者の所得の大部分は年金であると。それが増税や社会保険料の引上げによって使える年金額が減ってるわけですね。そういうことからしますと，それらが引き上げられてしまうと，年金の実質的価値が維持できなくなりますので，手段の規定としては消費者物価指数の変動によって上げたり下げたりするという規定になっていますけども，目的は実質的価値の維持ですから，そういう高齢者の実態を踏まえて引き下げなかった，据え置いた。正に。だから，国民年

金法は，1 条の健全な国民生活の維持，あるいは 4 条の国民生活及びその他の諸事情，それを踏まえた適正な本来あるべき改正であったということですね。

そうすると，いわゆる特例水準というふうに言われていますけども，それは下げるべき筋合いのものとは言えないと。

はい，実質的価値を維持するための法律でしたから，それは国民年金法とセットで考えられるものだと思います。

ところで，いわゆる強制解消が制定された 2012 年，平成 24 年ですけど，その当時の日本社会の状況ですけど，年金財政とか人口状態というのはどうだったんでしょうか。

年金財政とか人口状態と財政検証の前提とかですよね。それもずっといい数字が出てたんですよ。

甲第 197 号証を示す

2012 年金改正法案立案当時の年金財政状況からみた同改正法の問題点と書いているんですけれども，この論文のことですね。

そうですね。

ところで，強制解消の法律ができたときは，政権はどこの政権だったんですかね。

民主党政権です。

もともと，民主党政権の法案て，どんな法案でしたか。

これは，税と社会保障の一体改革と言ってまして，無駄を無くして財源を生み出して，特に年金の分野で言いますと，最低保障機能を強化していく，それが大きなスタンスです。

で，結論的には，最低保障機能ということで，年金額を幾らにするということですか。

7 万円ですね。税法式の最低保障年金を設ける。これは時間が掛かりますので，国民年金，基礎年金を受けてる人は平均で 5 万 4000 円，そして，当時の基礎的消費支出が 7 万円だと，その差額分の 1 万 6000 円を加算するという形で，7 万円を保障する，そういう関係ですね。

ということは，7 万円を保障する，基礎年金の平均受給額から 1 万 6000 円上積みする，そして 2.5% を下げるという案なんですね。

はい。

ということは，2.5% 下げたとしても，当時の基礎年金よりも上がるということですね。

ずっと上がるわけですね。

それがセットになっていると。

はい。

それがどこかで消えたんですね。

はい，最低保障年金自体が提案されているんですが，結局，国会に法案が提出されませんでしたし，加算部分ですね，年金の最低機能強化法という，略称なんですけども，国民年金法で加算をするとなったんですけども，これは社会保険方式になじまないと切り離されまして，年金生活者支援給付金法という形になりました。もともと 1 万 6000 円ということだったんですけども，それが 5000 円ですね。3 分の 1 以下に下げられるという形になりました。

つまり，ある程度，2.5% の削減について，影響を少なくするために年金の上積みも考えていたけれど，結果的にはその上積みも無くなってしまったということですね。

はい，だから，2.5% 下げるということは，代替措置を前提としたものですね。大きな政策方針としては，最低保障機能の強化，特に高齢者は生活保護を受けている人の割合が高い，生活保護を受けないように年金の機能を強化しないといけない，そういう形で税と社会保障の一体改革に基づく年金のいろいろな法案が出されたわけなんです。その全体像ですね。政策動向の中で，考えていく必要があるということです。

特例水準の強制解消の時期なんですけどね。平成 24 年，その 3 年前に財政検証してますよね。

はい。

その平成 21 年の財政検証のときに，特例水準の解消方法について，平成 16 年の改正方法じゃなくて，もっと強力にやるべきだというふうなことになってたんでしょうか。

それはなってなかったです。考慮されてなかったです。

ところで，平成16年に特例水準の解消に関する，一応，システムができましたね。

はい。

上げるときに，物価が上がっても上げない。

はい。

そういう方式以降，2012年の特例水準の強制解消の法律ができるまでの間，ほぼ8年ほどあると思うんですが，年金法はどのぐらい改正されていますか。

その間，10回くらい改正されたと思います。

改正されたけども，いわゆる特例水準解消方法を平成16年から変えるというようなことはされてないんですね。

そうですね。10回くらい年金関係の法律案が提案され制定されたわけですけれども，下げないということについては，国会ですね，最高議決機関がそういう判断をしたということです。10回もですね。これは非常に重みのあることだと思います。

ということは，ある意味では，国会のほうも考えることは考えてなかった，平成21年の財政検証でもそこまでは言及されてなかった，それが突如という印象ですね。

はい，むしろ，下げないということが前提だったんですね。だから，取り上げてなかったと。

で，平成24年の強制解消ですけれど，これについては，先ほど，証人としては結論的には誤りだとおっしゃいましたけど，どういう点を議論すべきだったと思われますか。

これは，やっぱり，国民年金法の目的，そして年金を受けている人の生活実態を踏まえてやらないといけない。健全な生活の維持及び向上ですし，少なくとも健康で文化的な意味での最低限度の生活を保障する，最低生活を保障していくということ，そして，高齢者には厳しい生活実態があるということ，それで据え置かれた。ですから，2000年の物価スライド特例法に関しては，11年，12年，据え置かれたわけですね。そういう事実ですね。高齢者の厳しい実態を踏まえた。

ところで，平成24年の特例水準の強制解消，つまり，年金を減額するわけですね，強制的に。それに関して，財政検証はされたんでしょうか。

されてないですね。

これは財政検証の必要性はなかったんですか。

これは年金を下げるということですから，年金の受給権自体は憲法25条を具体化した，憲法価値を具体化したものですから，非常に重要な権利なんですね。それについて，やっぱり，財政検証して，本当に年金がもう破綻をしまうのか，そういうことがなければ，なかなか下げることはできないはずです，本来は。だから，そういう意味では，財政検証とセットでやらなければならない。実は，年金法の歴史をたどりますと，基本的にはずっと昭和60年の改正前まで給付水準を引き上げてきたんですね。初めて引き下げたのが昭和60年の改正です。そのときも，昭和59年の年金の財政再計算に基づく改正で出してきたわけです。それ以降の改正もそうなんです。ここは意見書に詳しく書いてるところです。ですから，財政再計算，今回は財政検証ですけれども，そういうことに基づいて提案をされなければならなかったはずです。

それがなされてないと。

非常にイレギュラーなことですね。

甲A第199号証を示す

2ページを見てください。ここで4条の2と4条の3を書いてますが，4条の3のところでは，保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支について見通しを作ってやらなあかんというふうに書いてありますね。

はい。

これは，飽くまでも，平成24年の特例水準強制解消は国が言ってる理由とすれば財政が成り立たなくなったということですね。

（うなずく）

当然，財政検証を経てやらなあかんということになるんじゃないですか。

そのとおりです。

甲A第249号証を示す

51ページを見てください。(2)の本文3行目,「国民年金法等の規定に基づけば,平成八年度において,これに対応した減額改定を行うこととなりますが,」と書いてあるんですが,これは,いわゆる国民年金法の規定によれば下げることになるんだというようなことを書かれてあるんです。これ,どう評価されますか。

自動物価スライド制あるいは完全自動物価スライド制自体は物価が上昇するということで想定されて,物価が下落するということは一切考慮されなく,作られています。ですから,引上げのことしか考えてなかったんですね。ところが,初めて物価スライド制度ができてから,僅か0.1%ですが,物価が下落した初めての状況になりましたよね。実は,法律を見ると,下げるという規定がある。でも,これはもともととしては上げることを考えているので下げていいのかということで,下げるという規定が初めてクローズアップされたわけです。ところが,やっぱり,年金の実質的価値,特に高齢者の厳しい生活実態を踏まえるなど,そういうことを考えますと,むしろ,引き下げないで据え置くことが実質的価値の維持になるんだと,つながるんだという形で,基本的には据え置いたというようなことです。

自動物価スライドの規定を字面だけ見れば物価が下がったら下げるということになるかも分からないけども,そういうことにすると実質的価値を下げることになるので,やっぱり,下げないことにしたということなんですね。

はい,そうです。

このときの菅厚生大臣の発言というのは,今言った冒頭部分だけを捉えるんじゃなくて,全体をちゃんと理解せなあかん,こういうことですね。

そうですね。後半に詳しく述べられていることです。

それで,被告の主張はこういうマクロ経済スライドの導入は現役世代に公的年金制度の安心を確保するためだということを言っているんですが,現役世代にとっての公的年金制度の安心というのは,どういうことなんてしょうか。

やっぱり,高齢期にきちんとした生活ができる年金を受けられるということです。

そういう制度でなきや駄目だということですね。

はい。

そうすると,現状では少なくとも年金は下がっていくばかり,現役世代の将来受ける年金は下がっていくことになるんですね。

はい。

実質的価値はね。

はい。

それは,やっぱり,現役世代の安心とは相反する。

そうですね。だから,年金不信というのはそういうところで起こってくるわけです。

それが,むしろ,年金不信の原因だということですね。

はい。

5 和歌山年金引下げ違憲訴訟証の意義と裁判所における審査の姿勢について

最後に,証人,この案件で,裁判所に対して,こういうふうな姿勢で望んでほしいというようなことがあればお話しください。

これは,21世紀の健康で文化的,少なくとも最低限度の生活の権利の実現を求める裁判で,正に人権裁判なんですね。そういう意味で,憲法訴訟です。このことについては,やはり,国民年金法の制定過程ですね,25条1項がなぜ設けられてきたのかという趣旨をしっかり踏まえていただきたいということ。そして,審査に当たって,前の最高裁の長官を務められた寺田逸郎前最高裁長官の平成28年5月2日の憲法記念日の談話(12)をちょっと紹介させていただきたいと思います。裁判所は判断の適切性についてはもちろんのことですけれども,それだけではなくて,判断過程に至る理由が国民に納得できるものであるか,手続的に欠落するものがないか,そういうことを踏まえないといけないと。更に続けまして,日本国憲法の価値は法による支配,

それを実現することであって，その責務が裁判所に課せられていると。そのことについて裁判所としてはそういう責務を果たすように，法の支配ですね，先ほどの手続的なものも含めて，国民の期待に沿えるようにまい進するようにしていきたいというふうに，正に，憲法記念日にふさわしい談話を出されておるわけですね。そのことについて，是非，この裁判でも，和歌山地裁の裁判官の皆さんにも，寺田逸郎前最高裁長官の談話を踏まえまして，趣旨を踏まえまして，慎重にこの事件を審査していただきたいというふうに考えております。以上です。

Ⅲ　被告代理人による反対尋問

裁判長

被告側，どうぞ。

被告指定代理人（形野）

特にございません。

注

⑴　平成16年度，平成17年度，平成19年度及び平成20年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成25年政令第262号）。

⑵　マクロ経済スライドとは，保険料を負担する被保険者数の減少と年金給付費の増加につながる平均余命の延びを，毎年度の年金額の改定率から減じる仕組みである。例えば，物価が2%上昇しても，被保険者の減少が0.6%，平均余命の延びが0.3%であれば，年金額は1.1%の引き上げにとどまる。このように，マクロ経済スライドにより，年金の給付水準は実質的に引き下げられることになる。そのため，2004年年金改正法（法律104号）では，年金給付水準の下限が定められ（2004年年金改正法附則2条1項），モデル年金の所得代替率が50%になった時点でマクロ経済スライドによる調整を終結することとされた（同改正法附則2条2項）。

⑶「平成27年（行ウ）第5号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書」および「訂正書」は，加筆修正したうえで，「皆年金と高齢者の年金受給権保障－平成27年（行ウ）第5号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書」として『賃金と社会保障』1783・1784号（2021年8月合併号）4～88頁に公表した。

⑷　同意見書は，加筆修正したうえで，「2012年年金改正法による年金減額とその前提とされた代替措置の欠如・手続上の問題点－2018年10月30日付『平成27年（行ウ）第5号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書』の補充書」として『賃金と社会保障』1783・1784合併号89～102頁に公表した。

⑸　同資料集は，解説を加えたうえで，「2012年年金改正法案における基礎年金と基礎的生活保障，年金水準との関わりでの審議－年金引下げ違憲訴訟との関係で」として『龍谷大学社会学部紀要』58号（2021年）43～51頁に公表した。

⑹　同意見書は，加筆修正したうえで，「高齢者・年金受給者の生活実態を正確に反映しない消費者物価指数の問題点と2000～2002年度の各物価スライド特例法の意義」として『賃金と社会保障』1783・1784合併号103～115頁に公表した。

⑺　同意見書については，加筆修正したものが，現在，『龍谷大学社会学部紀要』連載中である。田中明彦「皆年金の意義と高齢者・障害のある人の年金受給権保障（1）－2012年年金改正法の違憲性－」『龍谷大学社会学部紀要』59号（2021年）1～14頁，同「皆年金の意義と高齢者・障害のある人の年金受給権保障（2）－2012年年金改正法の違憲性－」『龍谷大学社会学部紀要』60号（2022年）39～58頁。

⑻『帝國憲法改正案委員小委員會速記録　第7回』（1946年8月1日）195～196, 200頁。

⑼「私ハ只今此ノ權利云々ヲ取ツタ方ガ大ラカデハナイカト申上ゲタ氣持ハ，此ノ前項ノ方ハ最小限度ト云フ風ニ非常ニ遠慮シテ書イテアリマスネ，第二項ノ方ハモウ最小限度ドコロデハナイノデ，モツト上ヘ行ケバ行ク程宜イノデハナイカト云フ氣分ガアリマシテ，却テ前項ト引掛カリガナイ方ガ，理想マデ高クト云フ氣持ガ出ヤシナイカ，サウ云フ氣持デ私ハ大ラカト云フ言葉ヲ使ツタノデス」という佐藤達夫法制局次長の答弁（前掲『帝國憲法改正案委員小委員會速記録　第7回』200頁）。

⑽　森戸議員の提案参照（前掲『帝國憲法改正案委

員小委員會速記録　第 7 回』195 頁)。

⑾　森戸議員，吉田安議員（日本進歩党），大島多藏議員（新光倶楽部），芦田均委員長（日本自由党）の質疑応答参照（前掲『帝國憲法改正案委員小委員會速記録　第 7 回』195～196 頁)。

⑿　最高裁判所長官・寺田逸郎「憲法記念日を迎えるに当たって」(2016 年 5 月 2 日)。

龍谷大学社会学部学会会則

制定　平成元年 4 月 1 日
一部改正　平成10年 6 月24日
一部改正　平成13年 3 月21日
一部改正　平成15年 3 月12日
一部改正　平成18年 9 月27日
一部改正　平成19年 3 月13日
一部改正　平成22年12月15日
一部改正　平成24年 7 月18日
一部改正　平成29年 5 月31日
一部改正　令和 3 年11月17日

（名称，事務所）
第 1 条　本会は，龍谷大学社会学部学会と称し，事務所を龍谷大学瀬田学舎社会学部内に置く。

（目的）
第 2 条　本会は，社会学，社会福祉学及び隣接諸科学の学術研究を推進することを目的とする。

（事業）
第 3 条　本会は，前条の目的を達成するために，次の事業を行う。
⑴　機関誌『龍谷大学社会学部紀要』の発行
⑵　学術講演会，シンポジウム，研究会等の開催
⑶　学生会員の研究支援
⑷　その他本会が必要と認める事業

（構成）
第 4 条　本会は，次の会員をもって組織する。
⑴　普通会員　龍谷大学社会学部に所属する専任の教員及び本会の趣旨に賛同する龍谷大学の専任教員
⑵　学生会員　龍谷大学社会学部及び龍谷大学大学院社会学研究科の学籍を有する学生
⑶　賛助会員　前 2 号以外の者で，本会の趣旨に賛同する個人又は団体
⑷　名誉会員　本会の会員であった者で，龍谷大学の名誉教授である者，又は 10 年以上本会の普通会員であり龍谷大学を退職した者で，常任委員会が認めた者

（会長及び諸委員）
第 5 条　本会に以下のように会長及び委員を置く。

⑴　会長　1名
⑵　庶務委員　2名
⑶　会計委員　2名
⑷『龍谷大学社会学部紀要』委員　3名
⑸『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員 3名
⑹　事業委員　3名
⑺　学科委員　各学科1名
⑻　会計監査委員　2名

2　前項の諸委員を同一人が兼ねることはできない。

（会長及び諸委員の選任と任期）

第6条　会長は，龍谷大学社会学部長をもって充てる。会長に事故ある時は，庶務委員が共同してその職務を代理する。

2　前条第1項第7号委員（以下「7号委員」という。）を除く同項の各委員は，会長が普通会員の中から委嘱し，評議員会に報告する。7号委員は学科で選出する。

3　各委員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。途中退任の場合，後任者の任期は，前任者の残任期間とする。ただし7号委員の任期は学科で定める。

4　前条第1項第4号から第6号の委員は，それぞれ委員会を構成する。各委員会に委員長を置き，各委員長は，各委員会において互選する。

（会長，各委員会及び委員の職務）

第7条　会長及び各委員会並びに委員は，次の職務を行う。

⑴　会長は，本会の業務を統括し，本会を代表する。
⑵　庶務委員は，本会の庶務を処理するとともに，会長を補佐する。
⑶　会計委員は，本会の会計を処理する。
⑷『龍谷大学社会学部紀要』委員会は，同誌の編集発行に関する事務を処理する。
⑸『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員会は，同誌の編集発行に関する事務を処理する。
⑹　事業委員会は，前2号を除く本会の事業を企画，立案，運営する。
⑺　学科委員は学科を代表して本会と連絡調整を図る。
⑻　会計監査委員は，本会の会計監査を行う。

2　本条第1項第4号から第6号の委員会は，その事業の企画，立案，運営にあたり，委員会の判断で普通会員あるいは学生会員に参画を求めることができる。なお，参画に当たり経費を伴う場合は，あらかじめ常任委員会の承認を得るものとする。

（常任委員会）

第8条　本会の円滑な運営のために常任委員会を置く。

2　常任委員会は，会長，庶務委員から1名，会計委員から1名並びに第6条第4項の各委員長及び7号委員をもって構成する。

3　常任委員会は，会長が招集し，議長となって次の事項を処理する。

⑴　予算案・決算案の作成
⑵　事業実施の承認
⑶　会員の入会・退会の承認
⑷　その他必要な事項の審議

4　常任委員会の議決は，出席者の過半数以上の同意による。

（評議員会）
第 9 条　本会に評議員会を置く。
2　評議員会は，普通会員全員で構成する。
3　評議員会は，会長が招集し，議長となり，本会の予算決算及び必要な事項を審議する。
4　評議員会の議決は，出席者の過半数以上の同意による。

（会計）
第10条　本会の経費は，入会金，年会費，龍谷大学からの助成金，事業収入及び寄付金をもって充てる。

（会計年度）
第11条　本会の会計年度は，毎年 4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。

（入会金）
第12条　本会への入会に際しては，入会金 2,000 円を納入する。ただし，学生会員，賛助会員及び名誉会員は，入会金の納入を免除される。
2　入会金の納入時期は，入会時とする。

（年会費）
第13条　普通会員は，年会費 4,000 円を納入する。
2　学生会員は，年会費 4,000 円を半期ごとに 2,000 円ずつ納入する。ただし，休学中は当該期間の会費納入を免除される。
3　賛助会員は，年会費 4,000 円以上を納入する。
4　名誉会員は，年会費の納入を免除される。
5　年会費の納入時期は，普通会員は原則として毎年 6 月とし，学生会員は毎年 4 月，9 月とする。賛助会員及び期中に入会した普通会員の年会費の納入時期は，入会時とする。

（改廃）
第14条　この会則の更改は，第 9 条第 4 項の規定にかかわらず，評議員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛同を要する。

付　則
この会則は，平成元年 4 月 1 日から施行する。
付　則（平成 10 年 6 月 24 日）
平成 10 年 6 月 24 日一部改正。同日より施行する。
付　則（平成 13 年 3 月 21 日）
平成 13 年 3 月 21 日一部改正。同日より施行する。
付　則（平成 15 年 3 月 12 日）
平成 15 年 3 月 12 日一部改正。平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
付　則（平成 18 年 9 月 27 日）
平成 18 年 9 月 27 日一部改正。平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
付　則（平成 19 年 3 月 13 日）
平成 19 年 3 月 13 日一部改正。平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

付　則（平成 22 年 12 月 15 日）

平成 22 年 12 月 15 日一部改正。平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

付　則（平成 24 年 7 月 18 日）

平成 24 年 7 月 18 日一部改正。平成 25 年 4 月 1 日より施行する。ただし，平成 24 年度以前に入会した学生会員及び賛助会員については，なお従前の会則による。

付　則（平成 29 年 5 月 31 日第 5 条改正）

この会則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付　則（令和 3 年 11 月 17 日第 4 条，第 6 条，第 7 条，第 8 条，第 12 条，第 13 条改正）

この会則は，令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし，第 4 条第 1 項第 4 号，第 13 条第 2 項本文及び同条第 5 項の改正規定は，令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

『龍谷大学社会学部紀要』規則

平成元年 6 月14日　制定

第 1 条　この規則は，龍谷大学社会学部学会会則第 3 条に基づく機関誌『龍谷大学社会学部紀要』（以下，『紀要』とする。）の発行について定めるものである。

第 2 条　『紀要』は，原則として毎年度 2 回発行する。

第 3 条　原稿の募集，編集及び発行は，『龍谷大学社会学部紀要』委員会（以下，委員会という。）が行う。

2　原稿の掲載は，委員会が決定する。掲載を見送った場合は，その理由を委員会から，執筆者に通知する。なお，博士課程・修士課程在学中の学生会員の掲載を見送った場合は，指導教員及び執筆者の双方に通知する。

3　原稿の投稿は，普通会員，賛助会員，博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員とする。なお，博士課程・修士課程在学中の学生会員が投稿する場合，あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

4　普通会員，賛助会員，博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員を筆頭執筆者として非会員が共同執筆した原稿を掲載するにあたっては，非会員は掲載料（2,000 円）をあらかじめ納入するものとする。

5　普通会員を筆頭執筆者とする場合に限り，学生会員は共同執筆者として原稿を投稿できるものとする。

第 4 条　原稿は，論文・調査報告・研究資料・研究ノート・書評論文・書評・翻訳等（以下，論文等とする。）とする。

第 5 条　論文等の執筆は，次の要項によるものとする。

⑴　論文等は，未発表のものに限る。

⑵　論文等の分量は原則として以下のようにする。

ア　論文は，30,000 字以内

イ　調査報告・研究資料・翻訳は，50,000 字以内

なお，翻訳は，著作権者からの許諾を必要とする。ただし，著作権が失効している場合はその限りでない。

ウ　研究ノート・書評論文・書評は，12,000 字以内

⑶　論文等には，必ず英文タイトルを添付するものとする。

⑷　論文・研究ノートには，必ず和文要旨（400 字程度）を添付するものとする。

⑸　論文等は，原則として横書きとする。

第 6 条　削除

第 7 条　掲載論文等の著作権は執筆者に帰属する。本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開する際は，複製権及び公衆送信権の行使を社会学部学会に委託するものとする。

第 8 条　本規則の改正は，常任委員会の議によるものとする。

第 9 条　本規則は，平成元年 6 月 14 日より実施する。

付　則

1　平成 13 年 4 月27日改正

2　平成 15 年 4 月24日改正

3　平成 17 年 5 月11日改正

4　平成 17 年 7 月13日改正

5　平成 18 年 9 月27日改正

6　平成 20 年11月25日改正
7　平成 24 年 1 月17日改正
8　平成 24 年10月16日改正
9　平成 28 年 5 月11日改正
10　平成 28 年11月 9 日改正
11　平成 29 年10月10日改正
12　令和 2 年 5 月 27 日改正
13　令和 3 年 5 月 19 日改正
14　令和 3 年 11 月 10 日改正
（ただし，第3条第3項の名誉会員に係る改正規定は，令和4年4月1日から適用する。）

社会学部学会会員

（50 音順）

会長	井上辰樹		
社会学部紀要委員	大塩まゆみ	久保和之	
	渡邉めぐみ*		（*は委員長）
庶務委員	五十嵐海理	高岡智子	
会計委員	時本義昭	三谷はるよ	
社会学部ジャーナル委員	金子龍太郎	田村公江	
	椿原敦子*		（*は委員長）
事業委員	築地達郎*	筒井のり子	
	脇田健一		（*は委員長）
学科委員	栗田修司	津島昌寛	
	渡邉悟史		
会計監査委員	土田美世子	李相哲	
普通会員	青木恵理子	有薗真代	井田千明
	井上見淳	猪瀬優理	大西孝之
	長上深雪	川中大輔	工藤保則
	黒田浩一郎	今野勝幸	坂本清彦
	佐藤彰男	清水隆則	鈴木舞
	砂脇恵	清家竜介	孫暁萌
	髙田満彦	髙松智画	立田瑞穂
	田中明彦	樽井康彦	内貴千里
	畑仲哲雄	藤田悟	舟橋健太
	古莊匡義	前川貴史	松浦哲郎
	松島恵介	宮本郷子	村澤真保呂
	山田容	吉田竜司	李復屏

執筆者紹介（掲載順）

清　水　隆　則（社会学部教授）
田　中　明　彦（社会学部教授）
猪　瀬　優　理（社会学部教授）
砂　脇　　恵（社会学部准教授）
杜　　崢（社会学研究科博士後期課程）

編　集　後　記

◇第 60 号は，清水隆則先生，青木惠理子先生の退職記念号となります。今号では，清水隆則先生のご論文を賜りました。また，青木惠理子先生の指導学生の杜崢さんが，投稿してくださいました。

また，この 3 月にて，ご定年間近の長上深雪先生がご退職されます。社会学部長・副学長などを歴任されました先生の多大なるご貢献につきまして，ここに一言触れさせて頂きます。

さて，本号より，新たな『龍谷大学社会学部紀要』規則が適用されております。改正に当たりましては，関係者の皆様のご尽力を賜りまして，まことにありがとうございました。

まず，論文などの制限字数の緩和により，モノグラフや図表が多く含まれるような原稿の投稿が容易になりました。次年度，第 61 号からは，紀要の電子化に伴い，長期休暇明けに締め切りが変更になりますので，みなさまのさらなるご投稿をお待ちしております。

また，今回の改正により，学生会員のうち学部生も共著者として投稿可能となりました。そして，指導教員による指導の下，博士課程の学生だけではなく，修士課程の学生も，ファーストオーサーとして投稿できるようになりました。本誌は査読誌ではありませんので，原稿の質を維持してゆくために，ご指導の先生方におかれましては，改めてご協力のほどお願い申し上げます。

最後になりましたが，名誉会員にも投稿機会を開くこととなりました。すでにご退職された先生におかれましては，ご一報いただけましたら，投稿募集のお知らせをお送りいたします。

（M. W.）

社会学部紀要　第 60 号

令和 4 年 3月31日　発行

編　集　『龍谷大学社会学部紀要』委員会
協 和 印 刷 株 式 会 社

発 行 者　龍 谷 大 学 社 会 学 部 学 会
〒520−2194 大津市瀬田大江町横谷 1−5
電話（077）543－5111（代）

Bulletin
of
the Faculty of Sociology
Ryukoku University

(SHAKAIGAKUBU–KIYO, RYUKOKU DAIGAKU)

In Commemoration of Prof. Takanori Shimizu's / Prof. Eriko Aoki's Retirement

No. 60 2022

CONTENTS

Articles

Personal Safety for Social Workers :
Coping with Harassment and Violence from Clients ····· Takanori Shimizu (3)

Issues of Policy Against Poverty in the COVID-19 Pandemic····· Megumi Sunawaki (19)

The Importance of the Universal Pension System and Guaranteeing the Pension Rights
of Older Persons and Persons with Disabilities (2) :
The Unconstitutionality of the 2012 Pension Amendment Act ····· TANAKA Akihiko (38)

Exploring Sex as Culture in the Edo Period :
"Shikidō Ōkagami" Volume 5 "Shikidō Kokagami" as an Ethnography ····· Du Zheng (58)

Research Report

Vihara Activity Association of Northern Hiroshima Buddhist Women's Association :
An Interim Report on the Research ·····Yuri Inose (74)

Material

Revision of Pension Amount and Guarantee of Real Value Maintenance of Pension :
Record of Witness Examination Pertaining to Lawsuit Challenging
the Constitutionality of Pension Reduction at Wakayama District Court ····· TANAKA Akihiko (87)

News

Published by
THE ASSOCIATION OF FACULTY OF SOCIOLOGY
RYUKOKU UNIVERSITY
OHTSU, SHIGA, JAPAN